

平成 28 年度 大学機関別認証評価
自 己 点 検 評 価 書
[日本高等教育評価機構]

平成 28(2016)年 6 月
筑波学院大学

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	3
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	6
基準1 使命・目的等	6
基準2 学修と教授	18
基準3 経営・管理と財務	50
基準4 自己点検・評価	69
IV. 大学が使命・目的に基づいて独自に設定した基準による自己評価	74
基準A 公私協力型大学としての地域社会形成への寄与・貢献	74
基準B 小規模大学の特色を活かした「グローバル化」と「ICT活用」	88
V. エビデンス集一覧	96
エビデンス集（データ編）一覧	96
エビデンス集（資料編）一覧	97

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1. 建学の精神・大学の基本理念

筑波学院大学(以下「本学」という。)の前身、東京家政学院筑波短期大学(国際教養科・情報処理科)は、平成2(1990)年4月に開学した。設置母体である学校法人東京家政学院(以下「学院」という。)は、創立者大江スミ(明治8(1875)年9月7日～昭和23(1948)年1月6日)が大正12(1923)年2月東京市牛込区市ヶ谷富久町に家政研究所を開設し、大正14(1925)年2月に東京家政学院設立の認可を受け、同年4月に第1期生の入学式を行っている。

創設当時の学院学則第1条に学院の目的を次のように規定している。

本学院ハ女子ニ高等ノ学問技芸ヲ授ケ同時ニ趣味ヲ高メ感情ヲ精錬シテ理想的家庭生活ノ基準ヲナサシメルヲ以テ目的トス

ここに、学院の建学の精神、教育理念は、「学問・技芸・趣味ヲ高メ感情ヲ精錬(スル)」の三者であると謳われている。

この「学問」は知識(Knowledge)、「趣味ヲ高メ感情ヲ精錬(スル)」は徳性(Virtue)、「技芸」は技術(Art)に当たる。この頭文字をとり、学院の建学の精神を「KVA精神」と呼び、創立者大江スミの人間観、教育観を表現するものとして大切に受け継ぎ、今日に至っている。

また、この「KVA精神」は、昭和22(1947)年3月に制定された学校教育法の第52条が大学の目的として規定した「學術の中心として、広く知識を授けると共に、深く専門の学芸を教授研究し、知的・道徳的及び応用的能力を展開させる」と内容的に響き合う。それは、「KVA精神」が時代を超えて通用する理念であることの一つの証である。

右図は、専門部第1回卒業生の考案による校章である。この意匠は、愛と純潔の象徴であるバラの花に、K・V・Aの3文字を組み合わせたデザインとなっている。それは、知識の啓発、徳性の涵養、技術の錬磨を象徴したものであり、この3つを兼ね備えた女性の育成が本学の「KVA精神」であることを示している。なお、VがKとAの2文字を包み込んでいるのは、徳性の体得こそがその基本にあることを意味している。

本学は、学院が茨城県及びつくば市の協力を得て設置した公私協力型大学であり、学院の建学の精神である「KVA精神」を本学の基本理念とする。

2. 使命と目的

本学の「KVA精神」は、90年の社会の激しい変化を超えて、今日でも通用するものである。グローバル化の進行、科学技術の高度化、食の安全への不安、少子高齢化の急激な



【写真 I-1 正面入口の創立者大江スミの胸像】



【図 I-1 校章】

進行、地球規模での環境悪化が進む現代社会において、より一層重要となる普遍的な理念である。

この理念に基づき、本学では教育の目的を筑波学院大学学則(以下「学則」という。)の第1条(目的)第1項で、次のように定めている。

筑波学院大学は、教育基本法及び学校教育法の趣旨に則り、知識の啓発、徳性の涵養、技術の練磨と建学の精神を具現する高度の知識、技能を教授研究し、もってわが国文化の高揚発達に貢献するとともに、国際性豊かな人間を育成することを目的とする。

更に同条第2項では、第1項の目的を敷衍して、本学の使命を次のように定めている。

本学が設置する学部及び学科は、情報化とグローバル化が急速かつ複雑に進む現代社会の発展に貢献するため、知、徳、技のバランスを重視する建学精神のもと広い教養を身につけたうえで、生活を豊かにする情報のシステム、コンテンツ、メディア及び経営経済に関する資質、さらに、それらを効果的に活用する能力を修得し、自立できる人材の育成を目的とする。

「GUIDEBOOK 2017」(以下「大学案内」という。)及び新入学生全員に配布される「学院生活便覧」は、この建学の精神及び本学の目的・使命を基本として、今日のグローバル化や著しく情報化が進展する社会に適応し、リードできる人材育成を視野に作成されている。

3. 大学の教育方針及び個性・特色

「大学案内」及び「学院生活便覧」(平成28(2016)年度)には、学生向けに分かりやすく記述するという趣旨で、「本学の教育方針・教育目標について」が以下のように示されている。

筑波学院大学は「知 Knowledge, 徳 Virtue, 技 Art」をそなえた人材を社会に送り出すという学校法人東京家政学院の建学の教育理念である「KVA精神」を継承し、21世紀のグローバル社会で、自立して社会に貢献できる人材の育成を目指しています。

本学の教育目標は、豊かな知識と知性を磨き、高度情報化社会で活躍できる技術を持ち、国際的な視野にたって社会に貢献する意欲をもつ人材を育てることです。

この上で、本学のアドミッションポリシー、カリキュラムポリシー、ディプロマポリシーが次のように示されている。

【アドミッションポリシー】

本学の教育理念である「KVA精神」を理解し、自立した職業人として社会に貢献したいとの希望を持つ学生、すなわち、国際的なセンスを身につけ、社会生活・職業生活に必要なマネジメント能力と情報スキルを修得することにより、現代社会を豊かにしたいとの意欲がある学生を受け入れる方針。

【カリキュラムポリシー】

幅広い教養のための総合教養科目を1年から4年の間で、各自の関心に合わせて履修可能としている。更に、総合教養科目群、専門基礎科目群、専門発展科目群ごとに知識・技術・教養の積み重ねを明確にできるようナンバリング制を導入している。

「つくば市をキャンパスに」地域連携活動を1年次、2年次の必修（実践科目）とし、企業、自治体、NPO等で活動を通じて地域社会における自分の役割を見出し、社会に貢献する意欲＝社会力を醸成し、課題解決を目指すオフ・キャンパス・プログラム（OCP:Off Campus Program）は、12年目に入る。協力団体は100団体を超えて、他大学には無い教育方針であり、本学特有の個性、特色となっている。



【図 I-3-1 カリキュラムポリシー（教育課程の編成方針）】

【ディプロマポリシー】

所定の期間(原則として4年間)在学し、学部の教育理念・教育目標に沿って設定した授業科目を履修して、基準となる単位数を習得した学生について、教授会の議を経て学長が卒業を認定し、学士(経営情報)の学位を授与する。教養教育、専門教育を通して、問題発見・解決能力、論理的思考力、自己分析力、自己表現力などを総合する力を身につけ、グローバル・ローカルな視点にたって、自立して社会に貢献できる資質と未来を創造する意欲に満ちた人材であることを証する。

II. 沿革と現況

1. 本学の沿革

大正 12 (1923) 年 2 月	家政学の権威大江スミ、東京市牛込区市ヶ谷富久町に「家政研究所」を設立
大正 14 (1925) 年 2 月	東京家政学院を開学。麴町区三番町に新校舎を竣工
昭和 2 (1927) 年 7 月	東京家政専門学校を創立
昭和 14 (1939) 年 3 月	東京家政学院高等女学校を併設（後に新制中学校・新制高等学校となる。）
昭和 25 (1950) 年 4 月	東京家政学院短期大学を開学
昭和 26 (1951) 年 3 月	財団法人を私立学校法に基づく学校法人に改組
同 4 月	東京家政学院短期大学に別科を設置
昭和 38 (1963) 年 4 月	東京家政学院大学家政学部家政学科を開学

筑波学院大学

昭和 59 (1984) 年 4 月	町田市に校舎を開設。大学家政学部に住居学科、短期大学に英語科を開学
昭和 63 (1988) 年 4 月	大学に人文学部（日本文化学科／工芸文化学科）を開学
平成 2 (1990) 年 4 月	東京家政学院筑波短期大学 国際教養科、情報処理科を開学
平成 5 (1993) 年 4 月	東京家政学院短期大学家政科を生活科学科に名称変更
平成 7 (1995) 年 4 月	東京家政学院大学大学院（人間生活学研究科生活文化専攻修士課程）を開学
平成 8 (1996) 年 3 月	筑波校舎に 2 号棟を竣工
平成 8 (1996) 年 4 月	東京家政学院筑波女子大学国際学部を開学 東京家政学院筑波短期大学を東京家政学院筑波女子大学短期大学部に名称変更
平成 9 (1997) 年 3 月	筑波校舎に図書館棟を竣工
同 10 月	筑波校舎に課外活動棟 A を竣工
平成 11 (1999) 年 4 月	東京家政学院大学人文学部（人間福祉学科／文化情報学科）を開学
平成 17(2005) 年 4 月	東京家政学院筑波女子大学国際学部を改組、短期大学部情報処理科を廃止し、筑波学院大学情報コミュニケーション学部（情報メディア学科／国際交流学科）を開学
同 4 月	東京家政学院大学家政学部児童学科を設置
平成 19(2007) 年 3 月	筑波校舎に課外活動棟 B を竣工
平成 21(2009) 年 4 月	東京家政学院大学家政学部現代家政学科及び健康栄養学科を設置
平成 22(2010) 年 4 月	筑波学院大学経営情報学部経営情報学科を設置（経営・経済系、メディアデザイン系、システム開発系）
同 4 月	経営情報専攻科を設置
同 4 月	国際別科を設置
平成 26(2014)年 5 月	情報コミュニケーション学部国際交流学科・経営情報専攻科を廃止
平成 26(2014)年 11 月	情報コミュニケーション学部を廃止
平成 27(2015) 年 4 月	経営情報学部経営情報学科に履修モデル 3 つの系から 4 コースに拡充（ビジネスマネジメントコース、ビジネスコミュニケーションコース、メディアデザインコース、情報システムコース）
平成 28(2016) 年 4 月	経営情報学部経営情報学科を経営情報学部ビジネスデザイン学科に名称変更（ビジネスマネジメントコース、グローバルコミュニケーションコース、メディアデザインコース、情報デザインコースの 4 コース）

2. 本学の現況【資料 F1～3 参照】

- ・大学名 : 筑波学院大学
- ・所在地 : つくば市吾妻 3-1
- ・学部構成 : 経営情報学部 経営情報学科
ビジネスデザイン学科
国際別科

・学生数

(平成 28 年 5 月 1 日現在) (人)

経営情報学部	1 年		2 年		3 年		4 年		計	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
経営情報学科	0	0	78	30	71	25	74	36	223	91
ビジネスデザイン学科	98	32	0	0	0	0	0	0	98	32
計	98	32	78	30	71	25	74	36	321	123
	130		108		96		110		444	
国際別科	16	13								
	29									

【表 F4 参照】

・教員数

(平成 28 年 5 月 1 日現在) (人)

経営情報学部	教授	准教授	講師	助教	助手	計
経営情報学科	0	0	0	0	0	0
ビジネスデザイン学科	14	7	3	3	1	28
計	14	7	3	3	1	28
国際別科	0	0	0	0	0	0

【表 F6 参照】

・職員数

(平成 28 年 5 月 1 日現在) (人)

専任職員	嘱託員	補助員	パート	派遣職員	計
15	2	3	2	1	23

【表 3-1 参照】



【写真Ⅱ-2-1 大学看板(左)、正門入口(中)、1号棟・2号棟及び中庭(右)】

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

《1-1 の視点》

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

(1) 1-1 の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

本学では、建学の精神を踏まえて、「学校法人東京家政学院寄附行為」（以下「寄附行為」という。）第 3 条において、「KVA（Knowledge Virtue Art）を兼備する心身ともに健全な良き社会人・家庭人を育成することを目的とする。」とその目的を定めている。

また、建学の精神を踏まえて、その使命・目的を、学則第 1 条第 1 項に次のとおり定めている。

「本学は、教育基本法（昭和 22 年法律第 25 号）及び学校教育法（昭和 22 年法律 26 号）の趣旨に則り、知識の啓発、徳性の涵養、技術の練磨と建学の精神を具現する高度の知識、技能を教授研究し、もってわが国文化の高揚発達に貢献するとともに、国際性豊かな人間を育成することを目的とする。」

その使命・目的を踏まえ、学部・各学科の教育目的について、「本学が設置する学部及び学科は、情報化とグローバル化が急速かつ複雑に進む現代社会の発展に貢献するため、知、徳、技のバランスを重視する建学精神のもと広い教養を身につけたうえで、生活を豊かにする情報のシステム、コンテンツ、メディア及び経営経済に関する資質、更にそれらを効果的に活用する能力を修得し、自立できる人材の育成を目的とする。」と具体的に明文化されている。

平成 17(2005) 年に、本学が男女共学の 4 年制大学として開学するにあたり、男女共同参画社会の社会的ニーズに対応するとともに、コミュニケーション能力と国際性を身に付けた人材と、情報化社会で活躍できる人材を育成するため、情報コミュニケーション学部 に情報メディア学科及び国際交流学科を設置した。この 2 学科では情報リテラシーの修得と、現代社会の諸問題に対する洞察力、分析力を備え、異文化を理解する教育に重点をおいていた。

平成 22(2010)年度の改組に伴い、学部を経営情報学部とし、学科を経営情報学科に一元化した。これは現代社会、特にグローバル化が進む社会では、ICT（情報通信技術）活用能力と、経営マネジメントに関する知識が社会人としての自立には必須の基礎力であり、この教育が重要であると判断したことによる。更に国際教養に基づく徳性の涵養がグローバル社会に必要であり、その趣旨は学則（目的）の第 1 条の第 1 項、第 2 項に明記している。また、平成 24(2012)年以降は大学を地域の核としての存在感を高めるため、流動的な社会に対応しつつ、国際都市つくば市の地域特性及びグローバル化に対応する人材育成の

必要性を、「学院生活便覧」及びウェブサイトに掲載している。

筑波学院大学 [経営情報学部 ビジネスデザイン学科]の学び

【教育方針・教育目標】

本学は、「知 Knowledge、徳 Virtue、技 Art」を備えた人材を社会に送り出すという学院の教育理念である「KVA 精神」を継承し、21 世紀のグローバル社会で自立して社会に貢献できる人材の育成を目指している。本学の教育目標は、豊かな知識と知性を磨き、高度情報化社会で活躍できる技術をもち、国際的な視野に立って社会に貢献する意欲をもつ人材を育てることにある。

【履修モデルコース】

・ビジネスマネジメント

マネジメント能力を備えた人材を育成するために、経営戦略・顧客満足とビジネスイノベーションの創出を目指し、「サービスマーケティング」「都市経済とビジネス」「国際政治経済」「金融経済分析」「グローバルスタディーズ」の領域から教育・研究を行う。

・グローバルコミュニケーション

語学力を鍛えたうえで、ホスピタリティ精神を身につけ、多文化共生社会を支える人材を育成する目的で「多文化社会」「ツーリズム」「国際コミュニケーション」「地域コミュニケーション」「ロボットセラピー」の領域から教育・研究を行う。

・メディアデザイン

マーケットのニーズの変化を察知し、次代のメディアを展開できる人材を育成するため、「グラフィックデザイン」「視覚伝達デザイン」「メディア心理学研究」「アニメーション・映像表現」の領域から教育・研究を行う。

・情報デザイン

情報テクノロジーを理解し、IT 社会を構想できる人材育成を目指し、「Web 表現と活用」「システムデザイン」「Web システム」「フィジカルコンピューティングの活用」「ユニバーサルデザイン」の領域から教育・研究を行う。

1-1-② 簡潔な文章化

本学の使命・目的は、学則、本学ウェブサイト及び学院生活便覧に簡潔に文章化されている。

以上のとおり、大学の使命・目的及び学部、学科の教育目的は簡潔に文章化されている。

【エビデンス集（資料編）】

【資料 1-1-1】筑波学院大学学則【基礎資料 F-3】

【資料 1-1-2】学院生活便覧 平成 28 年度（2016）【基礎資料 F-5】

【資料 1-1-3】筑波学院大学 ウェブサイト（教育方針・教育目標）

【資料 1-1-4】平成 23 年度 第 1 回 将来計画検討会議議事要録

【資料 1-1-5】筑波学院大学の参与に関する要項【規則集】

【資料 1-1-6】筑波学院大学参与名簿

【資料 1-1-7】筑波学院大学改革のための有識者会議に関する要項【規則集】

【資料 1-1-8】筑波学院大学改革のための有識者会議報告

【資料 1-1-9】KVA ルネサンスだより No.38 (新 KVA ルネサンス計画について)

(3) 1-1 の改善・向上方策 (将来計画)

大学のユニバーサル化の進捗及び社会の少子高齢化、高度情報化、急激なグローバル化に対応するために、本学の教育理念を社会に更に活かせるよう、平成 23 (2011) 年度に将来計画検討会議を設置し、平成 26(2014)年度からは学院の改革推進本部のもとに改革推進委員会専門委員会を設置し、大学改革について継続的に審議を重ねてきた。また、平成 23(2011)年度からは茨城県、つくば市との意見交換会を定期的に行い、平成 24(2012)年度と 26(2014)年度には茨城県、つくば市及び地域企業の有識者からなる「筑波学院大学参与の会」を設置して意見交換を行っている。更に、低迷する学生充足率を改善するため、平成 25(2013)年から平成 26(2014)年にかけて、県、市、教育者を中心とする「筑波学院大学改革のための有識者会議」を開催し、本学の改善策及び将来に関する報告を受け、地域に貢献するビジネスリーダーを育成するためのカリキュラム構成の改善、地域企業からの寄附講座の開設、学生が学外で活動するオフ・キャンパス・プログラム (OCP: Off Campus Program) 活動、地域デザインセンターをはじめとする教職員・学生のデザインによる地域貢献、地域への図書館を含む施設開放や、コミュニティカレッジの開講、茨城県やつくば市、県立高等学校との連携など幅広く地域に密着した施策を展開している (詳細は基準 A-1 参照)。今後、これらの施策を更に発展・拡充していく。

学生確保を図ることを命題に、公私協力型大学として設置された経緯を踏まえ、高校生等のニーズ、地域の要請に応える学部・学科改組、生涯学習の拠点としての地域貢献などを含む中期計画 (建学の精神を冠した「新 KVA ルネサンス計画」) の達成に向けて、教職員一体となり継続的な改善・改革を進める。

1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

《1-2 の視点》

1-2-① 個性・特色の明示

1-2-② 法令への適合

1-2-③ 変化への対応

(1) 1-2 の自己判定

基準項目 1-2 を満たしている。

(2) 1-2 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

1-2-① 個性・特色の明示

本学経営情報学部の個性、特色は、知 (Knowledge)、徳 (Virtue)、技 (Art) のバランスを重視する建学の精神に基づき、情報化、国際化する現代社会に適用すべく知識と技術を習得し、社会に役立つ徳を涵養し、我が国文化の高揚発展に貢献するとともに、国

際性豊かな人間を育成することが学則第1条、大学案内、ウェブサイト等に明記されている。特に、本学の特色である「つくばで学ぶ セカイを学ぶ」「つくば市をキャンパスに」をキャッチフレーズに地域連携活動を体験することで、社会に役立つ人材になる意識を醸成することを明記している。

1-2-② 法令への適合

本学の目的は、学校教育法第83条に則り、学則第1条1項に定めている。また学部学科の教育研究上の目的は、大学設置基準第2条に則り、学則第1条第2項に定められている。

以上のことから、本学の目的は法令に適合している。

1-2-③ 変化への対応

本学教職員は、本学の建学の精神を、改組を重ねるたびに再認識してきた。また、本学の基本理念を社会のニーズに対応して具体化するよう努めてきた。特に男女共同参画社会の推進を重要と考え、また、地域の特性も考慮し、ICT能力と外国語コミュニケーション能力は地域に貢献する人材にとっては特技ではなく基礎能力と位置付けて、将来に亘り活躍できる人材の育成を目指してきた。カリキュラムは国際都市であるつくば市の発展、また、社会の動向に適応するように常に改善している。

平成17(2005)年の開学当初は女子大学のイメージが残存していたが、平成22(2010)年の改組で経営情報学部となり、現在は、男子が約7割、女子が約3割、全体的には留学生が約2割の状況である。広報活動では、本学の教育理念や存在意義の周知と同時に、定員に沿った入学者の確保を目標としてきた。

平成17(2005)年当初は、大学広報も秋葉原とつくば間に開通した首都圏新都市鉄道「つくばエクスプレス」の車内ポスターや時刻表、地域情報誌に出稿するなど宣伝中心であった。平成22(2010)年以降は、大学広報の確立に努め、「つくば市をキャンパスに」活動する地域連携や高大連携プログラムを充実させ、平成24(2012)年以後は、つくば市と連携して英語スピーチコンテストや映像コンペティション「つくッペ」の開催等により、地域貢献を推進している。また地域の社会人に対して、コミュニティカレッジを開講するなど、本学教職員の活動は、地域の核となっている。

また、KVA精神の周知を図る広報活動も展開している。更に、ウェブサイトの充実により県外からのアクセス増加を図っている。

【エビデンス集（資料編）】

【資料1-2-1】筑波学院大学学則【再掲】【基礎資料 F-3】

【資料1-2-2】GUIDEBOOK 2017（大学案内）【基礎資料 F-2】

【資料1-2-3】学院生活便覧 平成28年度(2016)【再掲】【基礎資料 F-5】

【資料1-2-4】筑波学院大学 ウェブサイト（教育方針・教育目標）【再掲】

【資料1-2-5】学長式辞（平成28年度入学式）

【資料1-2-6】学長告辞（平成27年度卒業式）

(3) 1-2 の改善・向上方策（将来計画）

地域社会の教育の拠点として、平成 28（2016）年度に「地域デザインセンター」を設置するとともに、平成 28(2016)年度からは多目的広場をサッカー場に整備して学生の活動だけでなく、小学生から社会人までの幅広い層で構成される地元の NPO 法人つくばフットボールクラブと連携し、クラブの練習場として、また、市民の生涯スポーツの場として提供している。このような活動で、地域住民を支援するとともに、国際都市であるつくば市の外国人支援へと活動を広げることにより、教育の目標を達成する。

「つくば市をキャンパスに」を展開するオフ・キャンパス・プログラム（OCP）導入時は地域社会の協力による学生の成長と捉えてスタートしたが、現在では、大学の研究成果、学生の地域貢献を積極的に展開する活動に移行しており、地域社会の生涯学習とビジネスリーダー輩出という目的に合致する活動へと展開する。

1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

《1-3 の視点》

- 1-3-① 役員、教職員の理解と支持
- 1-3-② 学内外への周知
- 1-3-③ 中長期的な計画及び 3 つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映
- 1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-3 の自己判定

基準項目 1-3 を満たしている。

(2) 1-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

本学の法人主導の改革案は、常に KVA 精神に則った理念であることを周知するために「KVA ルネサンス」（平成 22（2010）年度～平成 26 年度（2014）年度の 5 カ年計画）、「新 KVA ルネサンス計画」（平成 27（2015）年度～平成 31（2019）年度の 5 カ年計画）（以下「新 KVA ルネサンス計画」という。）の名称で経営改善が展開されており、その状況を伝える「KVA ルネサンスだより」という学院内広報誌が配布されている。

新 KVA ルネサンス計画で重点を置く内容は、以下の事項である。

- (1) 大学・学校の実情、意向に配慮した学院の先導性と説明責任の発揮
- (2) 最優先課題としての教育研究・学生サービスの質的改善と差別化のための一体的戦略及びこれを実現する教職員力の強化
- (3) 健全な財政基盤の構築、人件費の削減及び思い切った支出の見直し
- (4) 先行投資の模索及び計画の毎年度見直しと具体化

また、同窓会の「光塩会」は、創立者が帰依する聖書のマタイ伝「世の光、地の塩」から命名された。昭和 2(1927)年初版とする広報誌「光塩」は、現在まで、65 号が発刊されており、同窓生のほか教職員及び理事、評議員に配布されている。学部生に対しては、光塩会より奨学金が授与され、学業及び社会貢献に顕著であった卒業生には創立者の名前を冠した「大江賞」が授与されており、認知度は高い。

新任教員には、学院創設者・大江スミの建学の精神を解説した「ひとひらの雪」を配布している。

1-3-② 学内外への周知

建学の精神である「KVA 精神」については開学以来、繰り返し周知を図ってきた。平成29(2017)年度大学案内にも、本学の校章の由来にふれながら、建学の精神を次のように記述している。

【建学の精神】

創立者大江スミが選ばれたもので、愛と純潔の象徴であるバラの花に、次の3語の頭文字を組み合わせたものです。

K：知識 V：徳性 A：技術

これは知識の啓発、徳性の涵養、技術の練磨を象徴したもので、良き社会人・家庭人を育成することが本学院の建学の精神であることを示しています。



【写真 1-3-1 ロビーの大型モニターに投映】

また、本学エンブレムに関しては、以下のように説明している。

【エンブレムの由来】

エンブレムは、創立 25 周年を記念し作成したもので、学生によるデザインです。Tsukuba Gakuin University は、頭文字の「T」をしなやかに躍動的にデザイン化し、色は国際性を表す地球のアーสบルーであり、青春の青でもある濃い青色を基調としています。

建学の理念である Knowledge「知識」、Virtue「徳」、Art「技術」が基調となり、国際化する社会に向けて経営情報の学際的な教育を受ける学生が、未来に向けて飛躍する可能性を表しています。



【図 1-3-1 エンブレム】

本学の使命・目的については、入学式等の行事の際に、学長、教員及び光塩会会長から学生に対して説明がなされるとともに、全学生に配布される「学院生活便覧」に明記して、KVA 精神を周知している。

また、在学生の保護者・保証人に対しても、東京家政学院筑波後援会(以下「筑波後援会」という。)が発行する「後援会だより」でこの精神を説き、広く伝えている。

毎年秋に実施される学園祭の名称を「KVA 祭」としており、学生たちが KVA 精神を振り返る機会となっている。つくば市後援のもとで開催される本学の英語スピーチコンテストも名称を「KVA CUP」とし、KVA の名称は、地域住民にも、本学が実践している教育の精神を広く伝える役割を果たしている。

1-3-③ 中長期的な計画及び3つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

長中期的な計画に関しては、平成 23(2011)年度から開始した、茨城県、つくば市との情報交換会、平成 24(2012)年度に設置した市、県及び地域企業から構成される筑波学院大学参与の会で継続的に検討を重ねている。平成 25(2013)年度には市、県、学識経験者による「筑波学院大学改革のための有識者会議」の報告を受け、また、平成 23(2011)年度から「筑波学院大学将来計画検討小委員会規則」に基づく将来計画検討小委員会で、平成 26(2014)年度からは、法人の改革推進本部、改革推進委員会及び本学に設置された改革推進専門委員会において検討されている。平成 26(2014)年度に策定された新 KVA ルネサンス計画では、平成 27(2015)年度、及び平成 28(2016)年度募集の結果で、本学の将来計画として、大学の自立（学部・学科改組）又は東京家政学院大学等との統合の他、設置者の変更等を含めて検討することとしている。過去 5 年間の推移をみると、平成 25(2013)年度の定員充足率 50%を最低に、年々改善の兆しがみえ、平成 28(2016)年度は定員充足率 65%を示し、引き続き法人及び大学が一体となった努力により定員確保を図る。

茨城県及びつくば市は、本学キャンパスには、高等教育の機能を存続する意向であり、本学は、つくば市唯一の私学として、地域の要請に応じていく考えである。

アドミッションポリシー、カリキュラムポリシー、ディプロマポリシーの 3 つの方針に関しては、大学のユニバーサル化、社会のグローバル化に対応し、留学生を含む多様な学生を受け入れ、幅広く柔軟で学際的な教育を行い、大学が責任をもって学生の進学、就業という自立の道を拓く支援を行っている。学生個々が十分な学士力と社会力をもつようにカリキュラム構成、アクティブ・ラーニング学習の支援を行い、教職員が自覚をもって指導している。

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

本学の使命・目的を達成するため、教育研究組織として表 1-3-1 に示すとおり「経営情報学部」及び「国際別科」を置く。附属機関として表 1-3-2 に示すとおり「筑波学院大学附属図書館」（以下「附属図書館」という。）「国際交流センター」「学習支援センター」「ICT活用教育研究センター」「障がい学生支援センター」及び「地域デザインセンター」を設置している。

経営情報学部は、「ビジネスデザイン学科」1 学科（4 コース）で構成、留学生に対応した茨城県南地域では唯一の日本語教育機関の「国際別科」を併設している。

附属図書館は、大学図書館として教育研究及び学習上必要な図書等を収集、整理、保存し、学生や教職員の利用に供することを目的としている。

国際交流センターは、建学の精神「KVA 精神」に基づき、学内外と連携しながら、国際的な教育研究開発など国際交流、及び外国人留学生（以下「留学生」という。）等の支援を通して異文化理解と国際協力を行い、グローバル化する社会に対応する大学として、国際貢献の推進に寄与することを目的としている。

学習支援センターは、基礎科目としての日本語、数学、英語などの指導、必修科目の補講の実施、教材の選定、資格取得のための指導、大学院など高等教育機関への進学に関する情報収集、提供、指導等の業務を行うことを目的としている。

ICT活用教育支援センターは、ICTに関する教育及び研究の支援並びに学内LANの管理

等本学のICTに関する業務を安全かつ効率的に行うことを目的とし、具体的業務として、ICT教育の推進、ICTを活用した研究の支援、ICTシステム及び学内LANの管理、運営及び設備、ICT活用についての指導及び助言、事務処理上の助言及び支援等の業務を行っている。

障がい学生支援センターは、本学に在学する障がいのある学生及び本学を受験しようとする障がいのある生徒が、他の学生及び受験者と等しく教育を受ける権利を保障されることを目的に、受験、学生生活、キャリア活動等に係る支援等の業務を行っている。

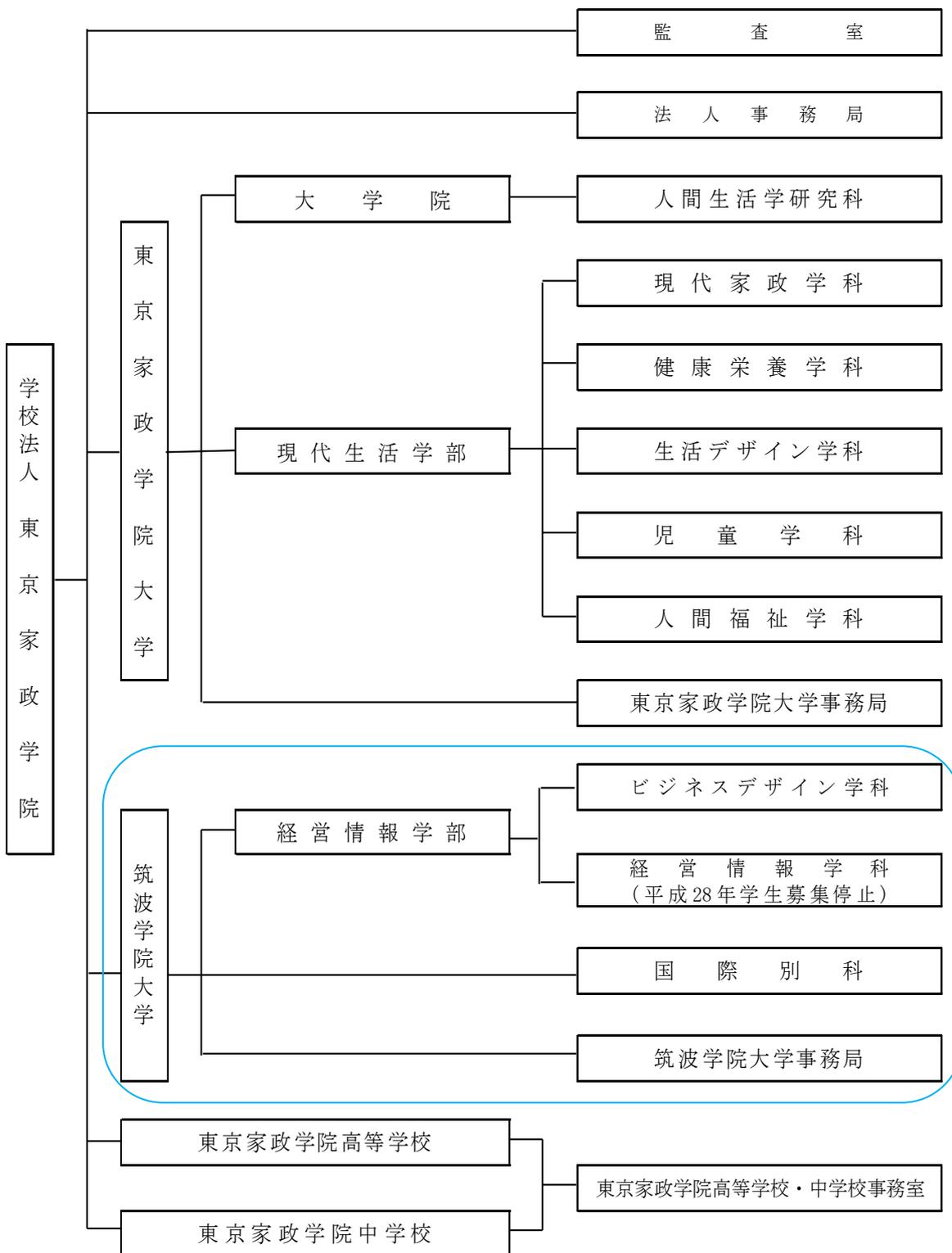
このほか、本学独自の特色をもつ「地域デザインセンター」は、地域社会の発展への貢献と未来を切り開く人材育成に寄与するために設置している。学生と地域社会の協働により、社会的な視点からデザインの専門性を磨き、その成果が地域社会に還元・活用されるよう学習機能を高め、地域での就業力を養う機能を有している。

学生支援グループが統括する「OCP推進室」及び「就職支援室」は、次のような機能と役割を持っている。「OCP推進室」のOCPは、Off Campus Programの略称で、学生たちがつくば市をキャンパスとして学び活動することや学外でのフィールド活動を活動報告会や地域協力者のアドバイザー会議を通してフィードバックしながら地域の課題の発見や解決につながる活動を支援する。また、「就職支援室」は、1年次生から4年次生まで全学生を対象に、その時期に応じたサポートをしている。専門の資格を持つキャリアカウンセラーと新卒ハローワークからジョブサポーターが全学生の様々な相談に対応している。

以上のとおり、経営情報学部（ビジネスデザイン学科・経営情報学科）、国際別科、附属図書館、国際交流センター、学習支援センター、ICT活用教育支援センター、障がい学生支援センター、地域デザインセンター、保健センター等の教育研究組織は、本学院の使命・目的及び教育目的と整合性がとれた構成になっている。

学校法人 東京家政学院 組織図

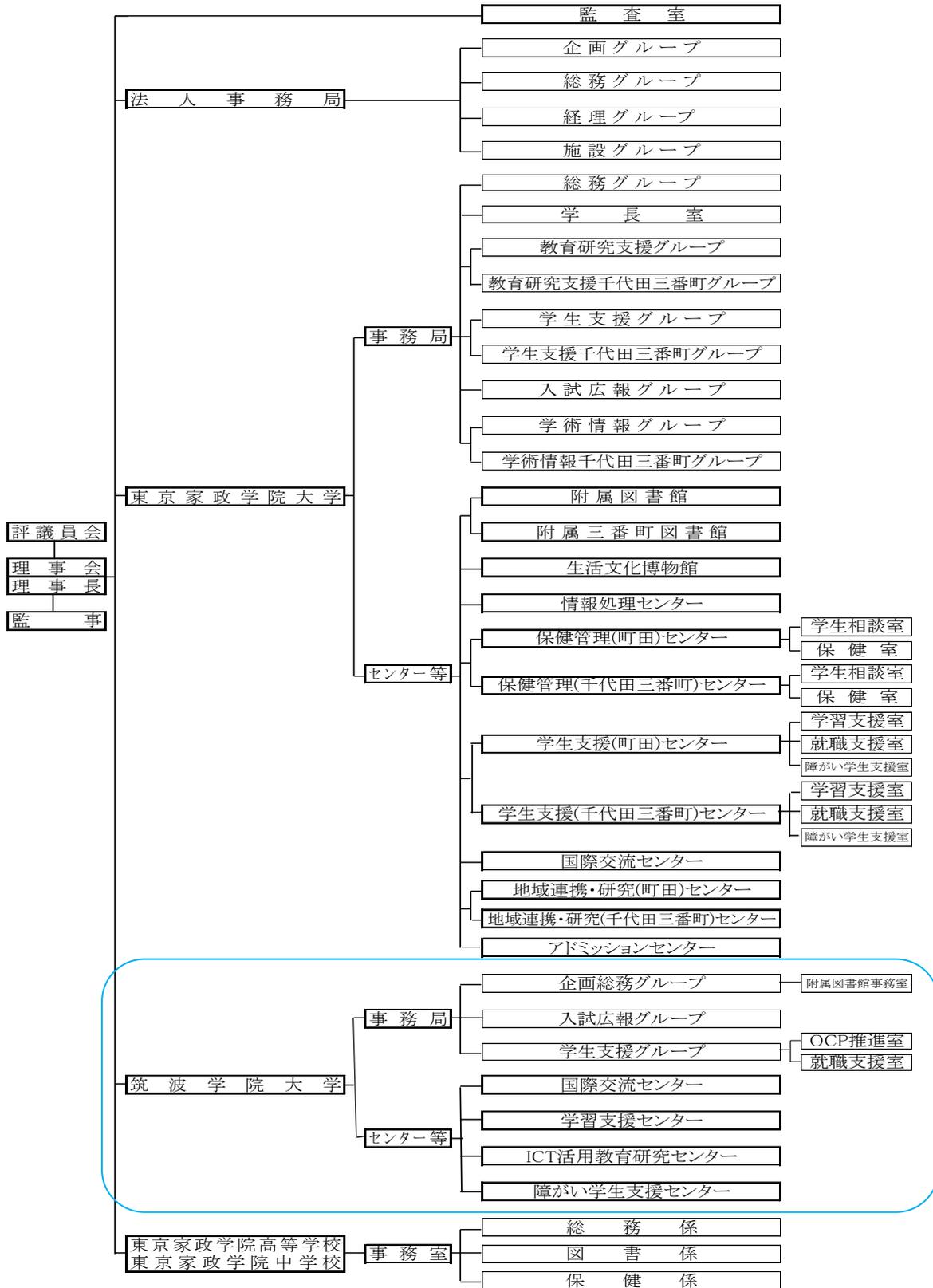
平成 28 年 5 月 1 日現在



【表 1-3-1 筑波学院大学 組織図 (青枠線内)】

学校法人 東京家政学院 事務組織図

平成 28 年 5 月 1 日現在



【表 1-3-2 筑波学院大学 事務組織図 (青枠線内)】

【エビデンス集（資料編）】

- 【資料 1-3-1】 KVA ルネサンスだより No.38（新 KVA ルネサンス計画について）【再掲】
- 【資料 1-3-2】 光塩 63（2014）、64(2015)、65（2016）
- 【資料 1-3-3】 ひとひらの雪として
- 【資料 1-3-4】 GUIDEBOOK 2017（大学案内）【再掲】【基礎資料 F-2】
- 【資料 1-3-5】 学長式辞（平成 28 年度入学式）【再掲】
- 【資料 1-3-6】 学長告辞（平成 27 年度卒業式）【再掲】
- 【資料 1-3-7】 学院生活便覧 平成 28 年度(2016) 【再掲】【基礎資料 F-5】
- 【資料 1-3-8】 後援会だより 25 号(平成 27 年度)
- 【資料 1-3-9】 筑波学院大学の参与に関する要項【再掲】【規則集】
- 【資料 1-3-10】 筑波学院大学改革のための有識者会議報告【再掲】
- 【資料 1-3-11】 【表 2-1】 学部、学科別の志願者数、合格者数、入学者数の推移（過去 5 年間）
- 【資料 1-3-12】 筑波学院大学教務委員会規程【規則集】
- 【資料 1-3-13】 筑波学院大学学生委員会規程【規則集】
- 【資料 1-3-14】 筑波学院大学 OCP 推進委員会規程【規則集】
- 【資料 1-3-15】 筑波学院大学外国人留学生委員会規程【規則集】
- 【資料 1-3-16】 筑波学院大学別科委員会規程【規則集】
- 【資料 1-3-17】 筑波学院大学国際交流センター規程【規則集】
- 【資料 1-3-18】 筑波学院大学学習支援センター規程【規則集】
- 【資料 1-3-19】 筑波学院大学障がい学生支援センター規程【規則集】
- 【資料 1-3-20】 筑波学院大学における研究活動の不正行為への対応に関する規程【規則集】
- 【資料 1-3-21】 筑波学院大学自己点検・評価委員会規程【規則集】
- 【資料 1-3-22】 平成 27 年度 自己点検評価表（大学教育に関する自己点検評価書）
- 【資料 1-3-23】 筑波学院大学 ウェブサイト（自己点検評価報告書）
- 【資料 1-3-24】 学校法人東京家政学院組織図
- 【資料 1-3-25】 学校法人東京家政学院事務組織図
- 【資料 1-3-26】 筑波学院大学地域デザインセンター規程 【規則集】

(3) 1-3 の改善・向上方策（将来計画）

使命・目的及び教育目的の策定及び改定は、各機関において審議・承認を得て、役員、教職員の理解と支持は得られており、今後も継続して対応していく。

社会に向けた広範な周知を図るため、様々な広報媒体を活用して、本学の使命・目的及び教育目的に対する認識が向上するよう、更に一層の改善、充実に努力する。同時に学生募集活動、学生への教育活動を効果的に実施するため、本学の使命・目的及び教育目的を深く理解し自ら実践していくための教職員研修を進める。

本学の使命・目的及び教育目的を反映したディプロマポリシー、カリキュラムポリシー及びアドミッションポリシーを大学案内に記載し、公開しているが、今後、積極的にウェブサイトなどの媒体を活用する。

大学及びに使命・目的及び教育目的を反映した将来計画を平成 29（2017）年度までに策定する。将来計画は 9 つの項目（教育、学生の受け入れ、学生支援、キャリア支援、研

究、社会貢献、管理運営、財務、特色ある取組)において、目標と課題を設定し、各課題に対して年度計画を立てる。

その際、使命・目的及び教育目的に基づく教育研究を遂行するために、常にその状況を検証し、必要に応じて教育研究組織の見直しをする。

学則第1条の目的及び社会的使命を達成し、学内外に本学の教育の目的、使命を明確に告知し、教育水準の向上を図るため、教育研究活動の状況について自ら点検及び評価を行っている。これは学長が主導する自己点検・評価委員会を中心として平成23(2011)年度から継続的に行われてきたが、平成25(2013)年度からは、自己点検評価表により評点をつけて、ウェブサイト公表している。平成26(2014)年度からは筑波学院大学参与に、自己評価の評価を依頼して、改善の指標としているが、更に外部学識者の参加を得て、客観性を高めていくことを、学長、学長補佐、学部長、事務局長及び学長が指名した中堅教員等で構成する学長室を中心に進める。

【基準1の自己評価】

建学の精神を踏まえた大学の使命・目的及び教育目的は学則に定められ、意味、内容は具体的かつ明確に示されている。また、その中に本学の個性・特色が反映されており、法令にも適合している。

建学の精神、使命・目的、教育目的は、様々な方法で学内外に周知している。特に、学生には、入学直後の全体オリエンテーションにより、また、配付物の学院生活便覧などで、周知徹底されており、建学の精神の理解を深めるものになっている。

建学の精神、使命・目的、教育目的は、中期計画や3つの方針に反映されており、教職員は、この中期計画や3つの方針に基づいた教育活動を行い、大学経営全体の基本軸となっている。

以上のことから、基準1「使命・目的等」の基準を満たしていると自己評価する。

基準 2. 学修と教授

2-1 学生の受入れ

《2-1 の視点》

- 2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知
- 2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1 の自己判定

基準項目 2-1 を満たしている。

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知

アドミッションポリシーは、東京家政学院の創立者大江スミが大正 12（1923）年に東京市牛込区市ヶ谷富久町に家政研究所を設立し、大正 14(1925)年 2 月に学院設立の認可を受け、同年 4 月に一期生を受け入れた時の学院学則、「建学の精神」「大学の基本理念」に基づいたものである。具体的には、例年の大学案内及びウェブサイトの開示されており、平成 29(2017)年版大学案内には以下のように記述している。

【アドミッションポリシー】（再掲）

筑波学院大学の教育理念である「KVA 精神」を理解し、自立した職業人として社会に貢献したいとの希望をもつ学生、すなわち、国際的なセンスを身につけ、社会生活・職業生活に必要なマネジメント能力と情報スキルを修得することにより、現代社会を豊かにしたいとの意欲がある学生を受け入れます。

その他、以下の媒体及び機会でも周知している。

- ・オープンキャンパス（実施担当：入学者選抜委員会）
平成 27 年度 10 回実施 平成 28 年度 11 回実施予定
- ・高校教員対象大学説明会（実施担当：入学者選抜委員会 毎年 5 月に実施）
- ・保護者会（毎年 2 回実施）

2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫

本学では表 2-1-1 に示すとおり、7 種類の入学試験を実施している。すべての入試区分に共通する入学要件は学校教育法第 90 条に基づいている。「入試ガイド」(2016)には、本学の入試区分及び各入学試験の入学要件（期待する人物像）及び、試験内容をそれぞれ記載してある。

【表 2-1-1 (入試区分と入学要件) <期待する人物像>】

推薦入試	指定校推薦入試	本学の教育方針及び経営情報学部のアドミッションポリシーを理解し、学力に優れ充実した高校生活を送り、入学後もこれまでの学生生活スタイルを継続できる人を求めます。
	公募制推薦入試	
AO入試		本学の教育方針及び経営情報学部のアドミッションポリシーを理解し、次にあてはまる人を求めます。 ・自分の活動を通じて大学や社会に貢献したいと考える人 ・本学で教育する学問分野の知識、技術を身につける意欲の高い人
一般入試		本学の教育方針及び経営情報学部のアドミッションポリシーを理解し、自ら学ぶ姿勢をもって勉学に励むことができる人を求めます。
センター試験利用入試		
社会人入試		4年以上の社会経験(職業の有無は不問)を有する者を、小論文、面接により選抜する。
私費外国人留学生入試		外国籍の者で、本学での学習に必要な基礎的学力及び日本語運用能力を保有する者を書類審査、本学独自に作成した日本語作文試験及び面接試験により選抜する。
編入学試験		書類審査、小論文及び面接による学習意欲の確認により選抜する。

入学試験の実施にあたっては、経営情報学部長を委員長とする入学者選抜委員会を設置し、事務局入試広報グループと共に、試験日程、試験科目、試験方法を含む学生募集要項を作成し、志願者募集から入学手続確認まで適切に運営している。

試験問題の作成に当たっては、試験問題作成者を学内専任教員から学長が指名し、作成者相互間での点検を厳密に二重三重に行い、出題ミスを防止している。

入学志願者の合否判定は、試験結果に基づいて入試広報グループが合否判定資料を作成し、入学者選抜委員会で合否判定を行い、合格者候補を決定する。この入学者選抜委員会の結果を、判定教授会の議を経て学長が決定する。その後、入学手続を経て、入学者を受け入れている。

ユニバーサル化の環境で、高校側が推薦入試やAO入試で進路を決定した学生が卒業までに勉学に励む環境を整備することを期待している現状に対応するために、推薦入試やAO入試で合格した学生も、2月の一般入試を受験し高成績を収めれば特待生に選抜される制度を導入している。また、本学が指定する英語や情報系の資格を取得すれば、入学時に奨励金及び教養科目履修時に別メニューで更に高度な勉学が可能な制度を導入している。AO入試も学生の適性と能力にあうように、面談型、資格重視型、セミナー型を導入している。平成29(2017)年度入試からは、資格取得の高校生を評価するため、指定した高度な資格保持者には、一般入試で得点加算する制度を開始する。

つくば市は、東日本大震災以後も竜巻被害及び近隣の常総市で関東・東北豪雨の被害があり、就学困難な家庭も多く、「つくばで暮らそう奨学金」を設置し、就学のためにつくば市に転居した学生には1年間に亘り補助するなど、意欲のある学生を受け入れる施策を講じている。

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

過去6年間の入学者数の状況は以下の表2-1-2のとおりである。入学定員充足率（入学者数÷入学定員）の過去6年間の平均を大学全体で見ると、0.63である。本学は少人数教育・きめ細かい指導を推進しているが、大学としての適切な教育環境を確保するためには、入学定員と入学者数が一致することが望ましい。しかしながら、現状では3割以上の定員不充足の状況にある。年度別に全体の入学者数と定員充足率は以下のとおりである。

【表 2-1-2 本学の志願者数、合格者数、入学者数等】 (人)

入試年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
志願者数	159	211	142	135	153	168
合格者数	155	196	131	126	146	157
入学者数	139	165	99	104	116	130
定員	200	200	200	200	200	200
定員充足率	0.70	0.83	0.50	0.52	0.58	0.65

入学生を確保し、充足率を向上させるため、入学者選抜委員会及び広報戦略委員会では下記のような広報・募集活動を実施している。入試広報グループの通常業務である定期的な高校訪問や各地で開催される合同大学進学相談会に関しては、重点校の絞り込み、またオープンキャンパスに学生を誘致するため、進学相談会へ比重をおいている。また、オープンキャンパス時には、保護者の個別相談及び全体説明会を開催し、平成28(2016)年度からは毎月、ウィークデーの夕方から夜にかけ保護者相談会を開催する予定である。表2-1-3は平成27(2015)年度に実施した募集広報活動を中心にまとめたものである。

【表 2-1-3 募集広報活動】

広報活動	内 容
学長の高校訪問	平成26年度は25校を訪問、平成27年度は校長との懇談を10校で実施した。平成28年度は重点校25校を訪問予定である。
教員による高校訪問	入試広報グループが作成した資料を持参すると同時に、各自の専門及び本学の特色を説明するために、本学への入学者が期待できる県内114校を教員25名で分担して高校を訪問し募集活動を行っている。また外国人留学生の説明のために、県内及び首都圏の日本語学校を担当教員が訪問している。
高校教員対象 大学説明会	平成20(2008)年以降、毎年開催しており、平成27年度は5月28日に本学で開催し、26校27名の高校教員が出席した。例年教育方針の他、特色とコース説明、就業状況等を説明し、学生がOCP活動について発表を行っている。また懇談会では教員全員参加で質疑応答に対応している。

オープンキャンパス	年間 10 回開催し 449 名が参加した。オープンキャンパスにあわせて AO・推薦入試対策講座を実施し、各入試制度を具体的に説明した。
高校内外の進学相談会	高校会場 117 件 2,075 名、高校外の一般会場では 50 件 121 名に対応した。
高校単位の 本学キャンパス見学会	14 校から計 432 名の高校生が本学を訪れた。キャンパス見学と併せて、大学紹介、模擬授業を実施した。
高校での模擬授業	模擬授業を希望した 9 校に対し、教員が出かけ模擬授業等を実施した。

その他、入試制度、学納金等に関して、以下のような制度を設けた。

- 1) 「卒業生推薦入試」の新設：筑波学院大学、東京家政学院大学、東京家政学院短期大学、東京家政学院筑波女子大学、東京家政学院筑波短期大学・短期大学部の卒業生が責任を持って高等学校長にかわって推薦するもの。
- 2) タイプ別 AO 入試の新設：当初から実施している「予備面談型」に加え、本学で行うセミナーに参加することを受験資格要件とした「セミナー型」、制作した作品を提出する「作品型」、そして平成 29(2017)年度入試に向けて、新たに資格取得・検定合格を重視する「自己推薦型」を新設した。
- 3) センター試験利用入試の新設：大学入試センター試験に参加したことにより、その成績を合否判定に利用する入試を実施している。
- 4) 姉妹兄弟がすでに本学の学生として在籍している場合は入学金を半額とする。
- 5) 特待生制度の新設：一般入試、センター試験利用入試の成績上位者の他、本学への入学を第 1 希望とする AO・推薦入試合格者が選考試験（一般入試 A 日程）を受けた際、成績上位者であれば認定する。特待生には授業料を 4 年間半額免除とする。
- 6) 授業料減免：経済的理由により修学困難な学生の修学継続を容易にするため、各年度 3～4 名の学生の授業料を年間 30 万円減免する。
- 7) 奨学金制度の充実：本学独自の奨学金として、学校法人東京家政学院奨学金、光塩会奨学金、学校法人東京家政学院創立 90 周年記念光塩会奨学金を設けた。
- 8) 資格取得奨励制度の新設：大学入学までに対象とする資格を取得していることが証明できれば、入学後、資格奨励金を支給する。
- 9) 奨学金付推薦入試を新設：入学金相当額を、入学後に奨学金として支給する。
- 10) 東日本大震災特別支援の新設：災害救助法適用地域居住者は入学検定料を免除の他、被災状況により入学金、授業料等を半額または全額免除している。関東・東北豪雨も対象とし、平成 29(2017)年度は、熊本地震も対象に追加する。

【エビデンス集（資料編）】

【資料 2-1-1】GUIDEBOOK 2017(大学案内)【再掲】【基礎資料 F-2】

【資料 2-1-2】筑波学院大学ウェブサイト（教育方針・教育目標）【再掲】

【資料 2-1-3】 入試ガイド 2016【基礎資料 F-4】

【資料 2-1-4】 平成 28 年度（2016 年度）筑波学院大学学生募集要項【基礎資料 F-4】

(3) 2-1 の改善・向上方策（将来計画）

アドミッションポリシーの一層の周知・徹底を図り、平成 29（2017）年度入試では本学で何が学べ、どのような職業に就けるかを具体的に可視化させて保護者、県内外の高校に広報するとともに、学生満足度を高めることを徹底し学生を確保する。従来、オープンキャンパス参加者が本学を志望する確率が高いことを踏まえ、オープンキャンパスの内容を充実し、参加者を増やす。また、他大学の入試関連動向及び少子化対策の情報収集と分析を基に、本学の更なる差別化を図る。高校の意向を尊重し、一般入試の内容の見直しを行うとともに、県外からの受験生の割合を高め、また、留学生比率は 3 割までとし、手厚く教育する姿勢を貫き、就業力を更に高めることにより本学の教育力に対する認知と地域における私大としての存在感を高めることが不可欠である。

2-2 教育課程及び教授方法

＜2-2 の視点＞

2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

(1) 2-2 の自己判定

基準項目 2-2 を満たしている。

(2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

開学以来、学院の建学の精神を継承し、教養教育を重視してきた。また、教育課程編成方針は、学則第 31 条、32 条に明記されている。

平成 22(2010) 年度の改組以後、経営情報学部における教養教育は、「幅広い分野での職業人の育成」「地域の生涯学習の拠点」とともに本学の特徴として重視されている。建学の精神の KVA の V の基盤となる徳性を涵養するものとして、「総合教養科目群」が開設されている。将来計画検討委員会の方針に従い、教務委員会で検討し、平成 26(2014)年度入学生からカリキュラムの変更を行った。

その上で、「入門科目群」「専門基礎科目群」「専門発展科目群」「進路支援科目群」が構成され、4 年次の卒業研究に続くように編成されている。ナンバリング制度が導入され、科目の難易度、専門性が学生に理解しやすいように配慮されている。

【総合教養科目群】

総合教養科目群は、教養科目と外国語科目の 2 領域が設定されている。

- ① 教養科目は、幅広い教養と豊かな人間性を涵養し、総合的な判断力や外国語コミュニケーション能力を養うことを目的とし、人文科学系、自然科学系、社会科学系、学際系科目は 2 単位、スポーツは 1 単位として 8 単位を選択必修としている。教養科目は 1 年

次から 4 年次までの間に履修する。

- ② 外国語科目は 4 単位が選択必修であり、初級科目は 1 年次、2 年次、中級以上及び資格取得に直結する科目は 2 年次以上の履修である。

【入門科目群】

入門科目群は初年次教育として、「基礎英語」「数学」「日本語リテラシー」「情報基礎」があり、社会人として必要とされる基本的なリテラシー能力を再確認し、不足部分を充足し、更に高度な能力を身につける科目群である。特徴的なのは、平成 26(2014)年度から導入した「フレッシュマンセミナー」で、専門科目に進む前に、本学の教員の専門分野を説明し、専門科目やゼミでどのような教育研究があり、自分が何を学びたいかを明示し、理解を促すことである。入門科目群は 1 年次の必修とし 22 単位を履修する。現在、学生の 2 割以上を占める外国人留学生対象に、「留学生日本語 A、B」を設け、専門科目に進む前に、日本語の文章力、読解力の向上を図ることを行っている。その他、現代の社会人として基礎能力である情報記述に関して「コンピュータ言語入門」2 単位の選択必修科目として配置している。

【専門基礎科目群・専門発展科目群】

専門基礎科目群、専門発展科目群は、履修モデル上の 4 つのコース、すなわち、ビジネスマネジメント、グローバルコミュニケーション、メディアデザイン、情報デザインの専門性を高めるための科目であるが、本学の特色として自分の興味、関心がある科目を横断的に履修し、幅広い知識と経験を積むことが可能である。

【進路支援科目群】

教職、学芸員等の資格取得及びキャリア支援として進路支援科目群が選択科目として用意されている。本学の特徴としては、進路支援科目群に 1 年次、2 年次必修 8 単位取得と、3 年次選択必修の実践科目である。これはサービス・ラーニングの一環で「つくば市をキャンパスに」地域の自治体、企業、NPO 等で学生が地域貢献を行い、自分の社会における存在意義をみつめ、地域の課題をみつける科目である。平成 27(2015)年度入学生からは、進路支援科目群でこの「実践科目 C」「業界研究」「インターンシップ」「海外研修」が各 2 単位の選択必修である。

総合教養科目、入門科目及び進路支援科目群の必要単位数の合計は 52 単位となり卒業要件単位数 124 単位に占める割合は 42%である。

【シラバス】

学生には、「学院生活便覧」が配布され、シラバスは平成 22(2010)年度からは学生が授業内容の事前把握や確認が常に行えるよう学内ポータルサイトに公表され、本学ウェブサイトでも外部に公開されている。

学生が計画的に履修できるよう、授業ナンバリング、対象資格、キーワード、授業概要、授業の到達目標、15 回の授業計画、評価方法が記載されている。また、各科目で知識の集積以外に社会人として得るべき目標を明記している。

単位付与に必要な学修時間を確保するために、15回の授業回数を学年暦に明示するとともに、授業時間外の学修時間として、シラバスに予習と復習の内容を明示している。

担当教員に対しては、シラバスの作成マニュアルを教務委員会が作成し配布している。専任教員に対しては教授会において、非常勤講師に対しては非常勤講師懇談会において説明をし、教務委員がシラバスの適切性を精査することとしている。

2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

本学の教育課程編成方針は、教務委員会及び学生支援グループが、学生の履修状況を把握し、各学年の担任とも連携しながら、学生が必要な科目を履修できるような支援体制をとっている。個別科目について変更が必要な場合は、教務委員会の現状報告に基づき、学科会議の意見交換、「筑波学院大学部局長会議」（以下「部局長会議」という。）及び教授会の審議を経て決定してきた。

アクティブ・ラーニングを積極的に導入し、予習、復習、ディスカッション、課外活動及びICT機器利用の教授方法を取り入れている。学生からの授業改善アンケートの結果をFD・SD委員会で分析し、専任教員、非常勤講師とも教授法に関して学生の意見も取り入れる体制としている。

授業時間は学則第33条、第34条において、年間35週を確保するものと規定し、学年暦で月曜日の授業を違う曜日に設定するなどして、必要な時間数を確保している。

学習支援の一環として、英語学習、ITパスポート、留学生のための日本語のeラーニングシステムを整備し、自宅からもアクセスし学修できる体制を提供している。

その他、以下の資格取得等支援講座を設けている。

【教職課程】

本学では、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に基づく教育職員免許状を取得できる教職課程を設け、教職課程担当教員で構成する「教職担当者会議」メンバーが、教員免許状の取得を支援している。高等学校教諭第一種免許状（情報）の取得が可能である。

教育実習終了後には、実習先高校教員を構成メンバーに加えた「教職教育委員会」を開催し、実習先での学生の様子や実習内容についての意見交換を行っている。

教職課程履修学生は、年度初めの教職担当者会議メンバーとの面談及び教職課程履修カルテを活用し、教職課程履修の自己評価を行う。

【学芸員資格】

本学では、学芸員認定のための科目を設けており、卒業後に国家試験を受ける際の免除科目となる。「学芸員資格認定に関する科目」の履修には、放送大学の単位互換制度を利用することができ、当該科目履修に関する学費は、大学が負担する。

【全国大学実務教育協会認定資格】

本学で開設されている授業科目の中から各資格に示されている科目を履修・修得し、申請することにより以下の7種類の資格を取得できる。

- ①上級情報処理士 ②ウェブデザイン実務士 ③上級ビジネス実務士 ④上級ビジネス

実務士（国際ビジネス） ⑤上級ビジネス実務士（サービス実務） ⑥観光ビジネス実務士 ⑦実践キャリア実務士

【日本語教員養成プログラム】

本学が指定する授業科目及びコミュニティカレッジの科目（総合 420 時間）を併せて履修し、国際別科で実習することにより、日本語教師養成の学習を体系的に学び、日本語教員資格が取得可能である。

【その他資格取得】

授業科目に関連し、以下の資格取得に向け、教員が指導を行っている。

「PC 検定 2 級、3 級」「色彩検定」「CG クリエイター検定」「Web デザイナー検定」「マルチメディア検定」「IT パスポート」「実用英語検定」「数学検定」「日本語能力検定試験」「世界遺産検定」

【エビデンス集（資料編）】

【資料 2-2-1】筑波学院大学学則【再掲】【基礎資料 F-3】

【資料 2-2-2】学院生活便覧 平成 28 年度（2016）【再掲】【基礎資料 F-5】

【資料 2-2-3】平成 28 年度シラバス【基礎資料 F-12】

【資料 2-2-4】筑波学院大学教職課程 履修カルテ

【資料 2-2-5】平成 27 年度 筑波学院大学教職教育委員会、平成 27 年度第 2 回教職担当者会議議事要録

【資料 2-2-6】平成 28 年度時間割

【資料 2-2-7】平成 28 年度学年暦

【資料 2-2-8】筑波学院大学教育課程及び履修方法に関する規程【規則集】

【資料 2-2-9】授業改善のためのアンケートの実施について、アンケート様式

【資料 2-2-10】授業改善のためのアンケート集計結果

【資料 2-2-11】平成 27 年度第 1 回 FD・SD 委員会議事要録

【資料 2-2-12】平成 27 年度学生生活アンケート結果

【資料 2-2-13】平成 28 年度 学習支援講座一覧

【資料 2-2-14】筑波学院大学への第一歩（フレッシュマンセミナー春資料）

【資料 2-2-15】筑波学院大学への第一歩（フレッシュマンセミナー春資料）留学生用

【資料 2-2-16】平成 25 年度 自己点検・評価報告書（教務委員会）

(3) 2-2 の改善・向上方策（将来計画）

教育課程編成方針に則した科目を設置していることを明らかにするため、教務委員会を中心にカリキュラムポリシーと各科目の関係性をより明確に開示する。特に教育課程で修得すべき知識以外の能力、問題解決能力、チャレンジ精神、コミュニケーション能力、論理的な思考力と科目の関連性を分かり易く明示する。

また、多様な科目を履修しやすくするため時間割の編成に改善を加えるとともに、土曜日の必修授業開講等により授業日数を確保する。

2-3 学修及び授業の支援

《2-3の視点》

2-3-① 教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant) 等の活用による学修支援及び授業支援の充実

(1) 2-3の自己判定

基準項目 2-3 を満たしている。

(2) 2-3の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

2-3-① 教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant) 等の活用による学修支援及び授業支援の充実

授業及び学修に関する事項は、教員と職員で構成する教務委員会(教育課程全般担当)、学生委員会(学生生活支援担当)、就職委員会(就職支援、キャリア教育担当)、国際交流センター運営委員会(国際交流担当)、外国人留学生委員会(留学生担当)、学習支援センター運営委員会(学習支援担当)、ICT活用教育研究センター運営委員会(ICT 教育担当)、OCP 推進委員会(地域連携担当)、障がい学生支援センター(障害学生支援担当)で分担し、担当分野の計画・実施を行っている。

これらの案件については、部局長会議や教授会で報告され、横の連携も図っている。

平成 27(2015)年度に、それまでの「学習支援室」を「学習支援センター」とし、学生の授業の補習機能、資格取得指導、大学院等高等教育機関への進学指導、留学生の日本語指導の機能を備え、担当委員会を明確にし、指導教員を配備している。学生の自発的な参加だけでなく、各教員が国語、英語、数学の基礎学力の改善を図るべきと判断した学生には、積極的に学習支援センターで一定時間学習するように誘導している。従来の学習支援室は、学生が相談に来て英語、数学、国語の基礎力を高めるのが中心であったが、学習支援センターでは、入学時に英語や情報で資格を取得して入門科目以上の勉強を望む学生に、より高度な個人指導を行っており、また、TOEIC 等資格取得の個人指導を求める学生にも対応している。更に、大学院進学の説明会を開催して進学指導を個別に行う等の高い意欲をもつ学生にも対応し、授業外での総合的な指導の機能を有している。平成 27(2015)年度における情報、英語、数学関連の資格取得の学生数は 113 名である。

学生と教員の個別のコミュニケーションの機会を増やすために、オフィス・アワーを学期開始時に明確にすることを義務付け、各教員の研究室前に掲示を行い、学生が専門的な質問等をしやすくしている。

本学では、クラスが編成され、クラス担任を配置している。クラス担任の役割は、学院生活便覧に記載されているとおり、学修支援(履修計画の相談・指導、単位修得状況や成績の確認・指導等)を行う。学期末、学年初めのオリエンテーションには、成績通知書に基づき履修指導を行っている。また、学生支援グループ職員も担任と連携して随時履修相談や指導の対応をしている。学期末の年に 2 回保護者会を開催し、全体会の他、希望者にはクラス担任による個別面談を行っており、保護者との情報共有を図っている。

入門科目群の情報関連の科目では、高校での習熟度の差があり、SA (Student Assistant) 制度を活用して授業中のコンピュータ操作やトラブルに対応し、スムーズに授業が進むよ

うに配慮している。

本学の退学者数は表 2-3-1 に示すとおりである。最大の退学理由は、表 2-3-2 に示すとおり授業料の未納による除籍である。本学では退学希望の申し出があった場合、まず 1 年から 4 年まで一貫して学生を担当するクラス担任が、学生と個別に話し合いの場を持ち、退学の意思の確認をする。家庭の経済状況の急変など本人の意思に反する理由等の場合は、授業料等減免制度や分納制度の活用など学習継続の可能性を説明し話し合う。担任は、十分なヒアリングの後「退学にあたっての記録」を記入し、学生委員会に報告する。本人の意思の確認が終了した時点で、学生委員会で審議し、教授会による退学の承認を得ることで、学長のリーダーシップのもと、適切に進められる。

退学防止策の一環として、履修登録完了後に、全学生の保護者宛てに学生の時間割表を送付している。また成績不振学生の保護者には、毎学期末にその旨の通知を行っている。

退学の要因となる学生の出席不良を改善するため、毎学期初めに出席状況調査を行い、出席不良の学生にはクラス担任が指導を行い、保護者宛にも連絡している。

【表 2-3-1 退学・除籍者数】

退学数等・年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
退学・除籍者数	41 人	29 人	23 人	19 人	26 人	23 人
退学・除籍率	7.7%	5.6%	4.4%	3.8%	5.2%	4.8%

【表 2-3-2 退学・除籍の理由】

	平成 22 年度		平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度		平成 27 年度	
	退学	除籍										
就学意欲の低下	4				4				1		1	
進路変更 (他教育機)	1		2				1		4		2	
進路変更 (就職)	12		5		6		2		3		5	
経済的困窮	4	12	6	14	3	6	2	6	1	12	6	6
身体疾患			1				3				1	
心神耗弱	1				3				2			
その他	7		1		1		3	2	2	1	2	
小計	29	12	15	14	17	6	11	8	13	13	17	6
合計	41		29		23		19		26		23	

(3) 2-3 の改善・向上方策（将来計画）

学習支援に関しては教員と職員の協働は十分に機能しており、本学の特徴であるクラス担任制を充実しつつ、更に教職員間で緊密に連携していく。経済的困窮による退学をなくするよう、経済的な支援策を講じる。また、増加する留学生が、就業力をつけるための個々の学生に応じた日本語力及び英語力の指導、キャリア支援を強化する。

【エビデンス集(資料編)】

- 【資料 2-3-1】 筑波学院大学教務委員会規程【再掲】【規則集】
- 【資料 2-3-2】 筑波学院大学学生委員会規程【再掲】【規則集】
- 【資料 2-3-3】 筑波学院大学就職委員会規程【規則集】
- 【資料 2-3-4】 筑波学院大学国際交流センター運営委員会規程【規則集】
- 【資料 2-3-5】 筑波学院大学外国人留学生委員会規程【再掲】【規則集】
- 【資料 2-3-6】 筑波学院大学学習支援センター運営委員会規程【規則集】
- 【資料 2-3-7】 筑波学院大学 ICT 活用教育センター運営委員会規程【規則集】
- 【資料 2-3-8】 筑波学院大学 OCP 推進委員会規程【再掲】【規則集】
- 【資料 2-3-9】 筑波学院大学障がい学生支援センター規程【再掲】【規則集】
- 【資料 2-3-10】 平成 28 年度 資格・検定スケジュール
- 【資料 2-3-11】 平成 27 年度授業改善のためのアンケート、学生生活アンケート【再掲】
- 【資料 2-3-12】 筑波学院大学スチューデントアシスタントに関する要領【規則集】
- 【資料 2-3-13】 【表 2-4】 学部、学科別の退学者数の推移(過去 3 年間)
- 【資料 2-3-14】 退学にあたっての記録
- 【資料 2-3-15】 成績不振学生保護者への連絡
- 【資料 2-3-16】 成績不振者との面談結果報告書
- 【資料 2-3-17】 出席状況調査結果のお知らせ（保護者宛）
- 【資料 2-3-18】 平成 28 年度教員授業配置表
- 【資料 2-3-19】 平成 27 年度第 13 回 教務委員会議事要録
- 【資料 2-3-20】 平成 28 年度 筑波学院大学各種委員会等名簿
- 【資料 2-3-21】 筑波学院大学教職課程 履修カルテ【再掲】
- 【資料 2-3-22】 平成 27 年度 筑波学院大学教職教育委員会、平成 27 年度第 2 回教職担当者会議議事要録【再掲】
- 【資料 2-3-23】 学院生活便覧 平成 28 年度（2016）【再掲】【基礎資料 F-5】

2-4 単位認定、卒業・修了認定等

《2-4 の視点》

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

(1) 2-4 の自己判定

基準項目 2-4 を満たしている。

(2) 2-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

単位認定、卒業認定に関しては、学則に基づき厳正に行っている。また、評価方法・基準に関しては、各教員が授業計画で明確に開示している。

成績評価の GPA を以下の計算式で算出した値で学業成績の指標とし、全学年に適用している。

GPAの算出方法

$$\text{GPA} = \frac{4.0 \times \text{S の単位数} + 3.0 \times \text{A の単位数} + 2.0 \times \text{B の単位数} + 1.0 \times \text{C の単位数}}{\text{成績評価された授業科目の総単位数 (F を含む)}}$$

年度末の教務委員会にて、全学生の修得単位数及び GPA を審査し、3 年次末には卒業研究に着手できるかの審査をしている。

GPA を活用し、履修指導に活かしている。また平成 28(2016)年度から、GPA を利用し卒業判定条件とするよう内規を定めた。

成績発表後、成績について質問がある学生は、手続きによって質問できる期間を設けている。

放送大学と単位互換協定を締結し、平成 27(2015)年度から単位互換を実施している。本学学生が特別聴講生として放送大学の授業科目を履修し、単位を取得した場合に、本学での単位を認定する。

学則第 32 条で、各年次にわたり適切な授業科目を履修するため、年次登録単位数の上限を 44 単位と設定している。ただし、教職に関する科目及び学芸員資格科目の必修科目については、44 単位に含めない。また、4 月に実施されるオリエンテーション時に、年次登録単位数の上限について学生に周知徹底している。編入生等の入学前の既修得単位の認定は、学則により上限を 60 単位とし、教務委員会で審議し認定している。

3 年次では専門発展科目のオリエンテーションを別途行い、4 年次の卒業研究に至るまでの修学内容を再確認する機会を与えている。

(3) 2-4 の改善・向上方策（将来計画）

大学と学部及び学科全体のディプロマポリシーの見直しを進める。

学生の単位修得状況について、現在、進級規程を設けていないことから、著しく取得単位数が少ない学生も 4 年次まで進級できるため、実習科目の履修、卒業に困難をきたす学生がいる。履修・単位取得方法の指導を改善し、低学年から、段階を踏んで基礎科目などを学び、学生に積み重ねによる力をつけさせる。その一環として、GPA については、更なる活用を進める。例えば、GPA の高い学生(優秀な学生)は、年間履修登録単位の上限を緩和するなどの対応を行うこととする。また、学生との面談などを通して、研究の更なる向上に向けて、随時、見直しと改善を行う。

【エビデンス集(資料編)】

【資料 2-4-1】 筑波学院大学学則【再掲】【基礎資料 F-3】

【資料 2-4-2】 筑波学院大学教育課程及び履修方法に関する規程【再掲】【規則集】

【資料 2-4-3】 平成 27 年度第 10 回 教務委員会議事要録、平成 27 年度 第 21 回 教授会
(卒業判定)議事要録

【資料 2-4-4】 平成 28 年度シラバス【再掲】【基礎資料 F-12】

【資料 2-4-5】 学院生活便覧 平成 28 年度 (2016)【再掲】【基礎資料 F-5】

2-5 キャリアガイダンス

《2-5 の視点》

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

(1) 2-5 の自己判定

基準項目 2-5 を満たしている。

(2) 2-5 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

平成 22(2010)年度の事務組織改編により、学生支援課(当時)の一部がキャリア支援課となり、平成 25(2013)年度からは、学生支援グループの中に就職支援室をおき、人員構成は、学生支援グループ課長 1 名、主任 2 名、補助員 2 名で就職支援を行い、平成 21(2009)年度 10 月に文部科学省「大学教育・学生支援推進事業テーマ B」採択を契機に、外部委託非常勤キャリアカウンセラー 1 名が週に 1 日、ハローワークのキャリアカウンセラーが週に 1 日勤務している。

本学は、平成 17(2005)年の開学以来、学生の約 80%が茨城県内からの入学者である。就職も県内の企業へ希望する学生が約 70%を占め、平成 22(2010)年度以降の実績でも県内就職率は 70%程度である。このため、就職支援では近隣地域内企業との密接な連携が必要とされる。共学化によって情報系企業への就職希望が増大し、つくばエクスプレスの開業で首都圏へのアクセスが大幅に改善されたことなどにより、広く首都圏から求人を獲得しているが、学生の地元志向は根強い。

本学は、学生規模としては小規模な地方大学であるが、そのメリットを活かして、入学時から卒業・就職までの 4 年間を教員と職員が協力して全学的な支援の体制をとっている。本学の学生が内定を得た企業には学生支援グループ職員が訪問し、また、既に卒業生が就職している企業に対しても訪問し、本学卒業生や学生の評価等について意見交換や情報収集等コンタクトの強化を図っている。

【就職支援講座・就職ガイダンス】

全学生にオリエンテーション期間中に就職ガイダンスの実施、授業としては、進路支援科目群にキャリア形成として「キャリアデザイン A 及び B」を 1 年次、2 年次の必修とし、社会人として自立するために必要な知識、スキル等を学び、就業力を育成することを目的としている。また 2 年次、3 年次の選択必修として企業からの寄附講座を含み各業界から

企業担当者による業界研究を開設している。

授業のカリキュラムの中に就職試験対策のための講座が設けられ、履歴書・自己紹介書の書き方、面接の受け方、業界の研究、先輩の就職活動紹介、就職試験に出題される時事問題やSPI対策、国語・数学の基礎学力向上の講義等を実施している。

【就職支援室】

就職支援室では、本学に送られて来た求人票、企業のパンフレットの書架が設置され求人情報を閲覧できる。また、すべての求人票をデータベース化し、学内LANで利用できる体制が整っている。キャリアデザイン室が設けられ、職員との就職に関するコンサルティングや学生同士の就職情報の交換などにいつでも利用できる。就職支援室内に学生用コンピュータが用意され、学生が随時、就職に関する情報を収集することが可能な体制となっている。4年次には就職支援室の職員やキャリアカウンセラーの個別相談を中心にした就職支援を行っている。

日本で就職を希望している外国人留学生に対し、企業説明会を実施している。また、障がい学生に対しても、学生相談カウンセラーと連携し、就職支援を行っている。

【個別面談】

毎年2年次、3年次を対象とした就職に関する個別面談を実施している。2年次対象には6月に、3年次対象には11月に、学生個々の進路希望や学業の状況、クラブ活動、OCP・ボランティア活動、アルバイト歴、家庭事情等を、個人情報管理には十分留意しつつ把握し、本人に最適な企業選択・マッチングのための基礎データとしている。個別面談にポートフォリオ（学生Limited（学生カルテ版））を導入し、学生個々の希望進路等に関する情報とニーズの共有を図り、それに基づく一貫した指導ならびに支援を行っている。

【進学ガイダンス】

学習支援センターにおいて、大学院進学希望者の説明会及び年1回程度、本学出身の大学院進学者を招いて、進学ガイダンスを実施している。情報系の大学院への進学希望者については、学習支援センターの教員が個別指導を行っている。

【保護者就職相談会、進学・就職説明会】

毎年2回行われる保護者会の他、秋のKVA祭では平成19(2007)年度から保護者を対象とした就職相談会を実施している。就職活動の成就には保護者、家族の支援が不可欠との立場から、本学における就職状況、就職支援体制、既卒者の就職状況等を説明し、学生が希望する企業の採用への可能性、保護者を含めた家族からの就職に関する希望、大学側への要望、期待等を聞き取り、学生個々に対する就職支援の参考としている。また、「就職ニューズレター」を年1回発行し、就職活動の概況や関連データ（求人企業数など）などを掲載し、保護者に対する情報提供の一助としている。

【自己分析（適正検査・適職探し）用ソフト（キャリアインサイト）の提供】

就職活動をする学生が職業選択する上で、自分の性格・特技・趣味・嗜好等個人の持つ多

様な個性、スキルをもとに、どのような職業・仕事に適性を持っているか、また就職後の就業意欲を維持して仕事を続けることができるか、などについて、客観的に分析することができるパソコンソフト（キャリアインサイト）を用意し、提供している。

【学内企業説明会】

平成 20(2008) 年度から、本学を会場として企業説明会を年 2 回程度実施している。

【合同企業説明会への参加】

毎年 3 月毎日コミュニケーションズ株式会社が主催する「マイナビ就職 EXPO」(東京ビッグサイトで開催) にチャーターバスで 3 年次生を参加させている。実施前のガイダンスでは、就職支援室で訪問する企業に関する情報の提供や、参加後の感想を今後の就職活動に活かす意識付けを行った。

この行事は 3 年次生にとって実質的な就職活動の開始を意味するだけでなく、参加企業人事担当者や他大学学生と接触することで、就職活動への積極的な意欲と意識を持たせる重要な機会となっている。

【就職先企業訪問による情報収集と交流・関係維持】

年間を通して就職担当職員が、学生の就職先・内定先企業、求人案件の提供を受けた主要な企業を訪問している。訪問の目的は表敬にとどまらず、将来にわたる本学と当該企業の交流・関係維持、情報提供にある。実際に訪問して、直接、企業側と面談する効果は極めて高く、特に、いわゆる内定取り消しにも一定の抑止効果が期待できる。また毎年、「CHALLENGE 求人のための大学案内」を発行して、茨城県内を中心とする主要企業 2,500 社に送付し(平成 27(2015) 年度実績)、こうした活動の一助としている。

【インターンシップ】

平成 17(2005) 年度の共学化以来、カリキュラムにインターンシップ関連講座を設けるとともに、筑波大学と本学で協働している「つくばインターンシップ・コンソーシアム」及び茨城県経営者協会が主催する「いばらきインターンシップ推進協議会」と連携し、希望学生に対して派遣先企業の斡旋等を行っている。「つくばインターンシップ・コンソーシアム」は平成 26(2014)年度の茨城県、地域産業人材 UIJ ターン・定着促進事業発足をもち、平成 27(2015)年度末に発展的解消となり、現在は、「大好きいばらき」人材 UIJ ターン定着促進事業に県内 11 大学(短大含む)と協働している。

観光庁の「観光関係人材育成のための産学官連携によるインターンシップモデル事業」に参画し、平成 20(2008) 年より毎年、ホテル、旅行代理店のインターンシップに学生を送り、(社) 日本ホテル協会、(社) 日本旅行業協会との協力により、事後調査を行い、観光人材育成、観光人材育成メーリングリストにも参画している。このように、人材育成のニーズと現状を的確に把握する体制にある。

平成 26 (2014) 年からは(社) 日本旅行業協会のインターンシップにより、50 大学に認められた業界研究と複数の旅行会社やオペレーターで職業体験を行うプログラムに、学生を派遣している。派遣期間は 2 週間以上(1 日当たり 8 時間)である。

平成 22 (2010) 年から平成 27(2015)年までのインターンシップ参加者は 53 人で、平成 26(2014)年度からは 2 年次の選択必修として、学生の更なる参加意欲を醸成している。

【資格支援】

カリキュラムに教職に関する科目、学芸員資格科目を配置する他、社団法人全国大学実務教育協会の認定資格が取得できる。学生は、科目履修により、上級情報処理士、ウェブデザイン実務士、上級ビジネス実務士、上級ビジネス実務士 (国際ビジネス)、上級ビジネス実務士 (サービス実務)、観光ビジネス実務士を取得できる。また、実践科目は 1 年次、2 年次の必修であるため、全学生が、実践キャリア実務士の資格が取得できる。その他、学部の科目群、コミュニティカレッジの科目、及び国際別科生に対する実習など、必要科目を総合 420 時間履修することにより日本語教員資格が取得可能である。

【エビデンス集 (資料編)】

【資料 2-5-1】 インターンシップ実施学生

【資料 2-5-2】 学内企業説明会の開催について

【資料 2-5-3】 CHALLENGE 求人のための大学案内 2016

【資料 2-5-4】 就職活動マニュアル (2017 年 3 月卒業予定者用)

【資料 2-5-5】 就職ニューズレター

【資料 2-5-6】 過去 5 年内の主な内定先一覧 業種別

【資料 2-5-7】 第 18 回 保護者会日程

(3) 2-5 の改善・向上方策 (将来計画)

平成 22(2010)年度の改組で経営情報学部となって、男子学生の比率が 7 割となり、また外国人留学生が増加する傾向の中、以前は 90%台であった就職率が平成 26 (2014) 年度は約 60%と低迷したが、教職協働の就職支援体制を強化した結果、平成 27(2015)年度は 91%に回復した。

引き続きこの体制の維持・向上を図るとともに、就職委員会、教務委員会、国際交流センターを中心に、日本国内で就業希望の留学生の就職支援体制の強化を図る。更に社会的・職業的自立を進めるため、学生、保護者、大学の 3 本の柱の協働が不可欠であることをあらゆる媒体・機会を通して徹底し、保護者・保護者会の支援を得る方策を検討し、具体化させていく。

2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

《2-6 の視点》

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

(1) 2-6 の自己判定

基準項目 2-6 を満たしている。

(2) 2-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）**2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発**

成績評価方法は、ウェブサイトで公開されているシラバスを通じて学生に周知している。評価方法は、科目の特性に基づき、教員が設定している。評価項目には、試験（定期試験・授業内小テスト）、レポート、課題作品、出席時の授業参加態度があり、成績は、表 2-6-1 に示す 4 段階（S、A、B、C）としているが、教員には各学生の素点を報告することが求められており、成績通知表にも記載される。評価基準、再試験・追試験については「学院生活便覧」に明記している。

学生の履修登録成績・単位修得等の情報はコンピュータ管理を行っているが、成績評価は、4 月及び 9 月の新学期開始時に担任が学生と個別面談し、前期の成績通知表を基に指導を行う際に活用される。この面談は学生個人と担任が学生の学習結果の情報を共有し、その後の方針を決める場として効果がある。また、成績評価は、保護者にも郵送により通知している。経営情報学部を卒業するためには、卒業研究を含む 124 単位以上を修得していることが条件である。

出席状況の調査を毎学期実施している。長期欠席の理由を把握し、学生の指導に役立てている。

なお、GPA 評価を採用しており、卒業判定に適用する他、奨学生への推薦や卒業時の顕彰及び成績不振による退学の判断に適用している。

【表 2-6-1 成績評価の基準】

成績表記	評点	評定基準	グレードポイント	可否等
S	90 点以上	特に優秀な成績	4	合格
A	80～89 点	優れた成績	3	合格
B	70～79 点	要求を満たす成績	2	合格
C	60～69 点	合格と認められる成績	1	合格
F	59 点以下	不合格	0	不合格
失格		出席不足で受験資格がない場合	算定対象外	不合格
欠試		試験に欠席した場合	算定対象外	(※)
保留		成績提出期間に評価できない場合	算定対象外	(※)
認定 (T)		認定	算定対象外	認定

(※) 欠試及び保留については、追試験の結果等により最終評価されます。

再試験	合格点（60 点以上）をとった場合は、得点にかかわらず全て「C（60 点）」として評価します。
追試験	得点の 1 割を減じて評価します。

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

カリキュラムポリシーには、幅広い知識と情報の修得とともに、問題解決能力、チャレンジ精神、コミュニケーション能力、論理的な思考力の取得を目指しており、シラバスには知識の集積だけでなく授業を通して修得を目指す能力が明記されている。

学生による授業評価は年2回学期終了時に非常勤を含む全教員の担当科目について実施している。質問項目は20問あり、その中には、学生の学習状況を把握する質問が含まれている。また、教員の授業内容と教育方法に関する質問、教室等の教育環境についての質問が含まれ、評定尺度は5段階としている。また、自由記述3項目（授業への態度、良かった点、改善して欲しい点）を設けている。外部業者により集計結果が1か月以内に教員に送付され、次学期への授業改善の参考となる。総合的な集計結果は、FD・SD委員会で検討し、IR委員会（学長室メンバーで構成）により概要はウェブサイトを開示している。また、平成26(2014)年度からは、全教員は結果について授業内で改善策を検討することが求められ、平成28(2016)年からは集計結果が教員に返却された後、自己評価と改善案を学部長に提出することになっている。また、この授業改善アンケート、学生生活アンケートにより、学生の授業に対する要望を聴取し、教務委員会で改善策をまとめる。

【エビデンス集（資料編）】

【資料 2-6-1】 授業改善のためのアンケート【再掲】

【資料 2-6-2】 平成27年度第13回教務委員会議事要録【再掲】

【資料 2-6-3】 筑波学院大学ウェブサイト(シラバス)

【資料 2-6-4】 平成28年度シラバス【再掲】【基礎資料 F-12】

【資料 2-6-5】 学院生活便覧 平成28年度(2016)【再掲】【基礎資料 F-5】

(3) 2-6の改善・向上方策（将来計画）

学生の学習状況に関して、「授業改善のためのアンケート」を利用し、的確に把握する。学生の学習へのモチベーション向上が第一の課題であり、そのために、学生が学習目標を明確に把握して、教職員が、学生一人ひとりの学生の能力や関心を的確に掴めるよう、相互の情報交換により授業の改善する。

2-7 学生サービス

《2-7の視点》

2-7-① 学生生活の安定のための支援

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

(1) 2-7の自己判定

基準項目2-7を満たしている。

(2) 2-7の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-7-① 学生生活の安定のための支援

学生の福利厚生、健康相談、学生相談の事務組織においては、平成23(2011)年度に事務組織を改編し、学生支援グループが学生生活全般の支援を担当している。福利厚生の支援体制としては、「筑波学院大学学生委員会規程」に基づき、学長が指名する委員長、委員長が指名する専任教員及び学生支援グループ課長で構成されている。学生委員会は、学生の経済支援や課外活動、学友会活動など学生生活の福利厚生面に関わる支援を審議し、

卒業式における学生の顕彰に関して学科会議に推薦し、教授会で審議している。

経済的な支援においては、独自の奨学金制度として「光塩会奨学金」（成績優秀であり、経済的理由により就学困難な学生に給付）、「学校法人東京家政学院創立 90 周年記念光塩会奨学金」（学業、人物ともに優れ、かつ大学への貢献度が高い学生に給付）、「学校法人東京家政学院奨学金」（学業、人物ともに優れている学生に給付）を設けている。また、奨学金とは別に、家計状況の急変による経済的な理由で修学の継続が困難である者に対しては、「学校法人東京家政学院経済的に修学困難な学生の授業料等の減免措置に関する規程」に基づき、授業料等の半額を減免している。これらの経済的な支援制度は、明確な選考基準と公平性をもとに学生委員会によって審査され、修学意欲のある学生に対して、更なる学修効果の期待と有為な人材を育成することを目的としている。

学生の健康管理に関しては、毎年 4 月に、校医（筑波メディカルセンター病院）による新生生を含む全学生の定期健康診断を行い、その結果、精密検査あるいは治療が必要な者に対する指導、助言が行われるようにしている。定期健康診断は、ほぼ全学生が受診している。また、軽い怪我や身体不調の場合は、保健センターが窓口となって対応しており、医療機関での治療を要する場合は、校医または当該学生のかかりつけの医療機関に連絡し、必要に応じ職員や教員が付き添い、治療を受けられる体制を採っている。

保健センターでは週に 4、5 日看護師が常駐し、学生が健康な生活を営めるように健康相談を行っている。学生の精神面でのケアに関しては、クラス担任の他に、学生相談室（1430 研究室）において学生相談カウンセラーによる相談を行っており、修学、適性発見、進路相談、対人関係、精神衛生、家庭等の諸問題に対応している。

一方で、学生の健康の維持管理に配慮して、朝食を摂る規則正しい生活習慣を身につけてもらう取り組みとして 100 円朝食サービスを提供している。



【写真 2-7-1 朝食を摂る学生（左）、朝食サンプル（右）】

平成 26(2014)年度には、障がい学生支援準備室が学生委員会、教務委員会、学生支援グループ及び企画総務グループ、入試広報グループの代表教職員により設置され、平成 28(2016)年 4 月から、障がい学生支援センターとして、支援が必要な学生に対応している。

留学生支援は、各委員会から選出された教員と学生支援グループ職員によって構成される外国人留学生委員会を国際交流センターに設け、留学生が快適に本学での学生生活を送れるよう「留学生のしおり」を作成し支援している。また、新入留学生が希望した場合は、上級学生が相談相手（チューター）になり、学生生活に関するアドバイスを行う制度も設けている。チューターは希望する学生のなかから選ばれる。

学生の課外活動支援については、学友会、クラブ・同好会、KVA 祭実行委員会に対して行っており、学生が課外活動において民主的・主体的な精神を養い、学術・文化・体育の向上と大学生活の充実を図ることを目的として運営されている。現在のクラブ及び同好会は、表 2-7-1 のとおりクラブ 5 団体、同好会 17 団体である。KVA 祭実行委員会は年に一度の学園祭を企画・運営する委員会であり、学生支援グループから運営資金の提供が行わ

れている。これらは今後の改善点等を報告書としてまとめることで、教育方法や学習指導等の改善が適切に行われている。

【表 2-7-1 クラブ・同好会一覧】

(平成 28 年 6 月現在)

分 類		団 体 名	分 類	団 体 名
ク ラ ブ	文 化 系	表千家茶道部	体 育 系	体育会硬式庭球部
		華道部		バスケ部
		Visual Arts		
同 好 会	文 化 系	写真同好会	体 育 系	バドミントン同好会
		Music Session		サッカーサークル
		現代視覚文化研究会		大道芸・ジャグリングサークル
		West Coast Music		Farce
		PuPa NOiSE		STEP
		女子会		
		グルメ部		
		POP CULTURE 同好会		
		TG工房		
		新聞部		
		Fancy Dress Rond		
		国際交流サークル		
		eスポーツ		

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

本学ではクラス担任制を設け、1 年次は個人面談を行う他、クラスミーティングを通して、学生からの意見の汲み上げの機会としている。

新入生には、毎年「新入学生アンケート」を入学選抜委員会が実施している。また、学生の授業全体に対する満足度等を知る機会として、FD・SD 委員会が平成 21(2009)年度卒業生とその保護者を対象にアンケート調査を開始し、現在も継続している。その結果については、教授会で周知され教育改善項目として継続して検討している。平成 27(2015)年度からは、IR 委員会により学生の意見・要望と分析結果をまとめ総合的な改善を図っている。

また、各教員が、学生の希望に応じて、大学院入試対策、英語支援、資格取得支援を実施している。学習意欲の高い学生からの意見は汲み上げられるが、それと共に、学習目標が明確に把握できていない学生に対してもモチベーション向上への対策が必要である。

学生の意見・要望の把握としては、毎年、学長と学生の対話集会、自宅外通学者との懇談会、留学生懇談会を開催し、学長をはじめ学部長、学長補佐、事務局長、学生支援グループ課長が参加し、学生からの要望と対策は、掲示板に掲示している。学友会では学内に「目安箱」を設置して学生の意見を把握している。

新入生に対しては、入学式後 4 日間のオリエンテーション期間を設け、大学での学びの他学生生活全般について、ガイダンスを行っている。在学生に対しても、学期初めにオリエンテーションを実施している。

【エビデンス集（資料編）】

- 【資料 2-7-1】 筑波学院大学学生委員会規程【再掲】【規則集】
- 【資料 2-7-2】 学院生活便覧 平成 28 年度（2016）【再掲】【基礎資料 F-5】
- 【資料 2-7-3】 学校法人東京家政学院経済的に修学困難な学生の授業料等の減免措置に関する規程【規則集】
- 【資料 2-7-4】 平成 28 年度 筑波学院大学各種委員会等名簿【再掲】
- 【資料 2-7-5】 筑波学院大学外国人留学生委員会規程【再掲】【規則集】
- 【資料 2-7-6】 留学生のしおり
- 【資料 2-7-7】 平成 28 年度 新入学生アンケート集計結果
- 【資料 2-7-8】 平成 27 年度卒業生アンケート集計結果、卒業生保護者（同伴者）アンケート集計結果
- 【資料 2-7-9】 学長との対話集会（2015 年 6 月 7 日）
- 【資料 2-7-10】 平成 27 年度 自宅外学生懇談会
- 【資料 2-7-11】 2015 年度 留学生情報交換会（昼食会を兼ねる）
- 【資料 2-7-12】 平成 28 年度オリエンテーション日程表

(3) 2-7 の改善・向上方策（将来計画）

学生生活を充実させるためには、学友会と連携して学生の意見を把握するための公聴機能を充実させ、サークル活動等学生の施設利用、自主的活動の支援を強化することが必要である。特に、平成 28 年度からのつくば FC（つくばフットボールクラブ）とのサッカーフィールド（T フィールド）の供用開始により、スポーツイベントやサークルの支援を企画する。経済的支援は、特待生や入学金免除等、充実しているが、家庭の事情で学費を延滞し結果的に高学年で除籍になる学生への対策を講じることを早急に検討し、今年度からでも実施していく。

本学の入試形態の多様化に伴い、入学する学生が留学生も含め多様化し、多岐にわたる心的支援・生活指導を必要とするケースも増加傾向にある。この事態に対応するため、学習支援センター、国際交流センター、障がい学生支援センターを中心に具体的対策を検討し、可能なものから、早期に実施に移し、学生満足度を高めていく。

2-8 教員の配置・職能開発等

《2-8 の視点》

- 2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置
- 2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取り組み
- 2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

(1) 2-8 の自己判定

基準項目 2-8 を満たしている。

(2) 2-8 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

- 2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

本学の教員は、表 2-8-1 に示すとおり、専任教員として、学長 1 人、経営情報学部ビジネスデザイン学科に教授 14 人（学長を含む）、准教授 7 人、講師 3 人、助教 3 人及び助手 1 人を配している（ただし、以下の記述には助手を含めない）。また、客員教授を含む非常勤講師（平成 28(2016)年度）は 49 人、教員総数は 76 人である。

【表 2-8-1 教員数】

(平成 28 年 5 月 1 日現在) (人)

経営情報学部	教授	准教授	講師	助教	助手	計
経営情報学科	0	0	0	0	0	0
ビジネスデザイン学科	14	7	3	3	1	28
計	14	7	3	3	1	28
国際別科	0	0	0	0	0	0

【表 F6 参照】

助手を除く専任教員一人当たりの学生数は、在学生に対して 16.4 人となっている。収容定員の場合は約 29.6 人となる。（平成 28(2016)年 5 月 1 日現在）

大学設置基準上必要な教員数は、経営情報学部は 26 人であり、平成 22(2010)年の一学部一学科の改組の前は、情報コミュニケーション学部は 32 人であった。経営情報学部の教員は学年進行に合わせて移行し、完成年度（平成 25(2013)年度）には教員数は 28 人になった。

平成 25(2013)年度末に 1 人、平成 26(2014)年度末には 3 人の教授が定年退職したが、設置基準上必要な教員数は確保していたため、経営改善の一環として不補充であった。平成 27(2015)年度末には 7 人の教授が定年退職したため、2 人の准教授の教授昇任、1 人の講師の准教授昇任を行い、4 人の教授、2 人の講師を採用し、設置基準上必要な教員数 26 人（半数が教授）を満たしている。

教員構成は 60 歳代が 12 人、50 歳代が 7 人、40 歳代が 8 人、30 歳代が 1 人であり、年齢構成が 50 歳代以上に偏っている。男性教員 19 人、女性教員 9 人である。外国籍の教員は教授が 3 人である。

本学の教員数は、大学設置基準の教員数を満たしており、学生収容定員 800 人の規模の大学としては、専任教員数、非常勤講師数とも適正であり、専任教員一人当たりの学生数は、30 人未満であり十分対応できる。また、教授数は専任教員の 2 分の 1 を満たしている。新規教員採用の際には、性別・国籍等による不利益が生じることはない。

本学では総合教養科目群、入門科目群及び進路支援科目群を教養科目、専門基礎科目群と専門発展科目群を専門科目としている。入門科目群は、本学の 1 年次として必ず身につけたい情報活用能力、コンピュータ科学の基礎や情報スキル、日本語リテラシー、英語、数学などの科目から構成されており、全てが必修科目となっており、専任教員が担当している。また、2 年次からの専門基礎科目、3 年次からの専門発展科目は、4 年次でとりかかる卒業研究につながる科目である。これらの科目の 70%は、専任教員が担当している。

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取組み

本学の教員の採用・昇任にあたっては、「KVA ルネサンス」「新 KVA ルネサンス計画」に即し、本学の建学の理念・教育方針に賛同する教員を採用していく、という明確な方針をとっている。

専任教員の採用及び昇任については、「大学設置基準」及び「筑波学院大学教員選考基準」(全7条)に従って、選考を行っている。また、採用・昇任の手続きについては、以下のように「筑波学院大学教員選考規程」(全14条)、「筑波学院大学教授会運営規程」(全9条)で定めている。

- ① 学部長は、部局長会議並びに「筑波学院大学運営委員会」(以下「運営委員会」という。)の議を経て、採用又は昇任しようとする専攻分野を教授会に提示する。
- ② 学部長は、教員選考委員会の設置を提案する。担当科目などの応募資格を明記して原則として公募を行う。
- ③ 教員選考委員会は、教授5名で構成され、委員は教授会において連記無記名投票により選出する。なお、委員長は委員の互選によって決定する。
- ④ 教員選考委員会は、「筑波学院大学教員選考基準」に基づき、候補者を選考し、候補適任者を選考会議に推薦する。
- ⑤ 選考会議は、教員選考委員会の推薦を受けて審議し、候補者の採用又は昇任について審議する。
- ⑥ 学部長は、選考会議の結果を学長に報告するものとし、学長は、教員の採用又は昇任について決定する。

昇任は、平成24(2012)年度に改正された規約に基づき、毎年、自己申告で行われ、教授会で選出された5名の選考委員により審議され、教授会における選考会議で決定される。

専任教員の採用の公募の手続きは、「筑波学院大学教員選考規程」に規定されていないが、研究人材データベース(JREC-IN)に求人公募情報を登録して公募を行うことが平成18(2006)年12月の教授会で承認され、現在に至っている。

また、非常勤講師の採用は、「筑波学院大学非常勤講師選考規程」(全5条)に基づき以下の手続きで行われている。

- ① 非常勤講師を採用しようとするときは、部局長会議、運営委員会の議を経なければならない。
- ② 学部長は、採用しようとする専攻分野を教授会に提示し、候補者の推薦を当該学科主任に委ねる。
- ③ 学部長は、当該学科主任の推薦を受け選考会議にて審議し、候補者の採用について審議する。
- ④ 学部長は、選考会議の結果を学長に報告し、学長は、非常勤講師の採用について決定する。

教員は、「学校法人東京家政学院就業規則」第7条に基づき、「筑波学院大学教育職員勤務規程」第2条により、毎週2日以内の研修日を設けることができる。

現状では、データ編の【表 2-16】「担当授業時間」にあるように、助手を除く専任教員の一週での担当授業時間は、最低3時間、最高7時間で、平均4.8時間である。

なお、平成22(2010)年度から平成24(2012)年度までは、教員は、情報コミュニケーション学部の教育課程と経営情報学部の教育課程が並行して運用されていた関係で、担当授業時間数は、教員間・年度毎にばらつきがあるが、学内委員など下記授業外の教育担当時間などを考慮すると、特定教員に偏ることなく教員間の公平性は保たれている。

授業外の教育担当時間として、下記のものがある。

- ① 1週3時間のオフィスアワーが義務づけられており、研究室に在室し、学生の質問・相談に応じ、指導を行う。
- ② 全教員が、各種委員会・担当者会議のいずれかに参加し、活動を行う。
- ③ 高大連携の一環として、高校からの派遣要請があった場合、これを受け入れ、高校で出張授業を担当する。
- ④ 学内に学習支援センターを設置し、授業等の補習を希望する学生には自主的に指導を行ってきた。また、「情報処理技術者試験対策講座」「TOEIC研修」等、講座を実施した。
- ⑤ 「パソコンによるデザイン」「使える英語」など、地域住民の生涯教育の一環として公開講座及びコミュニティカレッジを実施した。平成22(2010)年度から平成27(2015)年度平均で、17人の教員が、年156時間実施した。

【教員評価】

本学では、教育研究活動を把握するため、平成19(2007)年から年1度、研究業績その他の活動に関する「研究業績調書」を教員が提出している。また、毎年3月に発行する「筑波学院大学紀要」にも、年間の業績一覧を教員別に掲載し、公開している。

就業規則第38条に則り、教員の顕彰を平成25(2013)年から行い、部局長会議の推薦により際立った研究活動や社会貢献を行った教員を顕彰し、年間の個人研究費に30万円を増額している。また、日本実務教育協会の資格認定に積極的に協力し、学生の資格取得に貢献した教員を推薦し、顕彰している。教員顕彰制度については、「筑波学院大学教職員表彰規程」(全5条)で規定されている。

【研修FD】

教員FDに関しては、「FD・SD委員会規程」に基づき、教員が主体的に行う授業改善に資することを目的に、教育方法の研究・工夫を積極的に推進するための活動を行っている。

FD・SD委員会の業務について

- ①教育の改善・向上を目指す活動の実施
一各教科の連絡会、学習支援体制、大学院進学指導、資格取得支援等の活動
- ②研究・実践的なものを含めた教育実績の推進と発信

- －学会発表、紀要論文、学術論文発表を含む
 - ③教員相互の授業公開・授業改善
 - －教員間の授業参観 授業改善のためのアンケート等
 - ④外部機関での教員の研修
 - －教員の研修、講演会等の参加（基本的に出張）
 - ⑤教育の改善・向上のための講演会の実施
 - －外部から講師を招聘した講演会
- 以上の内容を、関係する委員会、部局長会議や教授会に提案する。

本学で教員が自主的に取り組んできた FD は次のとおりである。

- ・ 英語担当教員連絡会：必修英語、選択英語科目などを担当する教員が、学生指導、教材の共有、授業レベルの設定、成績評価について不定期開催
- ・ 観光系科目連絡会：観光ビジネス実務士資格に関連する教員が資格に関して共通認識を持つよう、また観光庁の委員会が出している観光関連人材育成に関する指針について共通認識をもつために開催
- ・ 留学生対象日本語科目担当者のミーティング：全体の方針決定、授業報告、学生に関する情報交換
- ・ 情報系必修科目担当者ミーティング
- ・ 実践科目 A 担当者ミーティング
- ・ ICT を活用した地学教育効果向上に関する研究会

なお、平成 27（2015）年より、茨城県内 11 大学の連絡会に教職員が参加して情報交換を行っている。

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

本学では、幅広い教養と豊かな心を身につけることを目的として総合教養科目群の教養科目と外国語科目を必修授業として実施している。学院の建学精神 KVA に基づき、徹底した教養教育と専門知識及び技術の深化を教育の目的と目標にして、教育課程を編成している。この編成方針で、初年次から 4 年次まで、系統的・体系的に教育課程を作成してきた。

「つくば市をキャンパスに」で行うオフ・キャンパス・プログラム（実践科目）は、社会力の育成と、徳性の涵養を目的に、他大学に類を見ない、特徴的なものである。

教養教育は、歴史、思想、心理、数学、情報、文化、法律、健康、国際関係、スポーツ、茶道華道など人文科学系、自然科学系、社会科学系、学際系の科目から 2 単位 スポーツは 1 単位として 8 単位を選択必修としている。教養科目は 1 年次から 4 年次までの間に履修する。外国語科目は 4 単位を選択必修であり、初級科目は 1 年次、2 年次、中級以上及び資格取得に直結する科目は 3 年次、4 年次の履修である。

これらは、専任教員と非常勤教員の連携で行われ、教養教育について教務委員会内で役割分担を行い、教養教育担当委員が教養教育と専門科目の接続など、問題点の洗い出し及び改善策等を定期的に検討し、組織的に改善策が提案されている。また、授業実施について、新任教員及び非常勤講師に対してガイダンスを行っている。

【エビデンス集（資料編）】

- 【資料 2-8-1】平成 28 年度筑波学院大学所属専任教職員所属等配置一覧
- 【資料 2-8-2】筑波学院大学教員選考基準【規則集】
- 【資料 2-8-3】筑波学院大学教員選考規程【規則集】
- 【資料 2-8-4】筑波学院大学教授会運営規程【規則集】
- 【資料 2-8-5】筑波学院大学非常勤講師選考規程【規則集】
- 【資料 2-8-6】学校法人東京家政学院就業規則【規則集】
- 【資料 2-8-7】筑波学院大学教育職員勤務規程【規則集】
- 【資料 2-8-8】【表 2-16】担当授業時間
- 【資料 2-8-9】教員の保有学位、業績等に関する情報(平成 28 年 4 月 1 日現在)
- 【資料 2-8-10】筑波学院大学紀要 第 11 集（2016 年）
- 【資料 2-8-11】筑波学院大学教職員表彰規程【規則集】
- 【資料 2-8-12】筑波学院大学 FD・SD 委員会規程【規則集】
- 【資料 2-8-13】平成 27 年度第 13 回教務委員会議事要録【再掲】
- 【資料 2-8-14】非常勤講師懇談会の実施要領
- 【資料 2-8-15】教務関係出講案内 平成 28 年度（新任教員の手引き）

(3) 2-8 の改善・向上方策（将来計画）

教養教育の充実のために、地域性を考慮しつつ全学的な観点から体系的な教養科目を立案する。例えば「つくば市をキャンパスに」したオフ・キャンパス・プログラムを研究活動に昇華する基礎として、平成 27(2015)年からは「地域と大学」を必修授業に取り入れているが、今後、学生満足度を高めるためにも、また地域の要請に応えるためにも、このような学生の地域に対する知識や就職活動に役立つリテラシー教育の充実を図る。

教育研究の活性化、学生サービスの向上を図るためには、教員とともに職員の能力を高めることが必要であり、学長室の調整のもと、顕彰制度も視野に入れつつ、FD・SD 委員会が中心になって研修計画を策定し、また、研修の成果を処遇等に反映する仕組みを構築していく。

2-9 教育環境の整備

《2-9 の視点》

- 2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理
- 2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-9 の自己判定

基準項目 2-9 を満たしている。

(2) 2-9 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

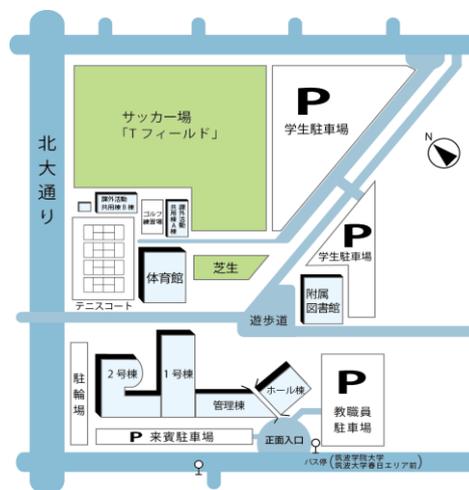
- 2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

【施設・設備】

本学は、筑波研究学園都市のほぼ中心に位置し、校地 47,398 m²を有している。校舎施設等は以下のとおりとなっている。(各施設の位置関係は「図 2-9-1 校舎等の配置図」)

① 校舎 11,048 m² (述べ床面積)

管理棟、ホール棟、1号棟、2号棟がある。大教室(500人収容)1室、階段教室(187人収容)3室、中教室(126~135人収容)2室、小教室(49~63人収容)15室、情報処理演習室(13~55人収容)5室、ワークショップルーム、ディスカッションルーム、及び華道・茶道用の和室1室が配置されている。すべての一般教室、演習室には、車椅子のままで授業を受けられるように、固定座席の一部を撤去するなどの配慮をしている。



【図 2-9-1 校舎等の配置図】

○学生支援室

学生の支援(学修支援、生活支援等、進路指導、その他)及び保護者との面談に使用している。

○学習支援室

PC2台、学修用テキスト等を配置し、学生の自習や補習授業に利用している。

○就職支援室(キャリアデザイン室)

求人案内や就職情報誌等を整理し配置している。PC7台を配置し、学生が自由に就職関連情報を閲覧することができるようになっている。

また、併設するキャリアデザイン室では、キャリアカウンセラーによる個別面談に利用する他、就職試験の模擬面接に利用している。

○OCP推進室

OCP活動へ参加する学生との面談や、学生スタッフが打ち合わせを行う場としている。職員が在室中には自由に出入りすることができる。

○学生相談室

週に2回、学生相談カウンセラーとの個別面談の場としている。研究室がある4階の奥に配置し、相談に行きやすいように配慮している。

学内LAN及びコンピュータ環境は、ICT活用教育研究センター運営委員会のもとで管理運営されており、ICT活用教育研究センターには助手1名が常駐し、教員、学生のコンピュータ環境のトラブル対応、ソフトウェアの更新、新しいソフトの導入、授業のサポートなどを行っている。

② 附属図書館 1,396 m² (延べ床面積)

平成9年4月に開館し、鉄筋コンクリート構造、地上2階建ての独立した建物である。総閲覧座席数238席、図書収容可能冊数12万3000冊である。館内は開放的な閲覧スペースやラウンジの他、グループ・スタディ・ルーム(2室)、AVホール(30席)、視聴覚機器・ネットワーク設備も充実しており、様々な学習スタイルに対応できる機能を有している。



【図 2-9-1 附属図書館】

平成19(2007)年に「図書館の運営方針」を定め、これを基本理念として、本学の教育・研究活動の支援及び地域公開に資するよう図書館運営を行っており、新入生全員に対しては図書館利用ガイダンスを毎年実施している。

図書館の資料数は、平成28(2016)年5月1日現在で和書69,976冊、洋書11,113冊、計81,089冊。所蔵雑誌のタイトル数は和雑誌267種、洋雑誌89種、合計356種。ビデオ、DVD等の視聴覚資料数は、4,914点を所蔵する。また、本学の全ての紀要を平成9(1997)年から電子化し、研究成果をリポジトリに蓄積し図書館から発信している。

開館時間は9時から18時(土曜日は15時)で、定期試験期近くの平日は19時まで延長開館し、学生の試験勉強を支援している。利用状況は表2-9-1のとおりである。

【表 2-9-1 開館日数・入館者数・貸出冊数】

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
開館日数	210日	275日	278日	274日	273日
入館者数	10,684人	13,424人	15,387人	13,878人	13,359人
(学外者：内数)	815人	989人	1,232人	1,128人	924人
平均入館者数/(1日)	50.9人	48.8人	55.3人	50.6人	48.9人
(学外者：内数)	3.9人	3.6人	4.4人	4.1人	3.4人
貸出冊数	2,608冊	2,837冊	2,556冊	1,709冊	1,548冊
(学外者：内数)	514冊	785冊	899冊	661冊	420冊
平均貸出冊数/(1日)	12.4冊	10.3冊	9.1冊	6.2冊	5.7冊

③ 演習室 (情報処理演習室等)

授業での活用を主目的として情報処理演習室等を整備している。授業での活用に加え、研究目的やコミュニティカレッジ(公開講座)においても活用している。整備状況は、表2-9-2のとおりである。

【表 2-9-2 演習室の整備状況】

教室名	機種	台数	主な使用目的
情報処理演習室(1) (1204教室)	Macintosh	49	デザイン、イラスト、Web制作、アニメーション制作、DTP(卓上出版)等

情報処理演習室(2) (1207 教室)	Windows7	41	情報リテラシー学習、プログラミング、3DCG (3次元グラフィックス)、VR (仮想現実)、映像制作等
情報処理演習室(3) (1208 教室)	Windows10	41	情報リテラシー学習、プログラミング、CAD、ロボット制御等
情報処理演習室(4) (1211 教室)	Windows10 Macintosh	10 3	学生の課題や自主学習での利用
情報処理演習室(5) (2308 教室)	Windows10	53	情報リテラシー学習、プログラミング、データベース、データ活用等
ワークショップルーム (1305 教室)	Windows7	41	語学学習、情報リテラシー学習、プログラミング、VR (仮想現実) 等
可動式タブレット	Windows10 iPad	50 24	様々な授業科目における情報活用等

④ ディスカッションルーム

ICTを活用したアクティブ・ラーニングやPBL (Project Based Learning) の実施を可能とする教室として、平成 25 (2013) 年度に整備した。ノートパソコンやタブレットパソコン及び可動式の机を設置しており、小規模グループから中規模グループに対応した配置変更を適宜実施でき、様々な学習形態に対応することが可能である。

⑤ 食堂

学生食堂は、第一食堂と第二食堂を有しているが、平成 8(1996)年度より第一食堂を多目的利用が可能なスペースに変更するとともに、平成 25(2013)年度には「地域デザインセンター」として機能する設備を導入設置した。本学の食堂は、短期大学開学 (平成 2(1990)年) 以来、外注業者に委託して営業しており、平成 26(2014)年度から開始した(平成 25(2013)年度に試験運用)100円朝食も学生に人気を博している。食事スペースもゆったりしており、食事の他グループミーティングや学習活動などにも幅広く利用されている。

⑥ 体育館 1,776 m² (3階建て述べ床面積)

アリーナにはバレーボールコート 2面が設置されている。トレーニングルーム、ラウンジ、体育教員用の研究室が配置されている。通常の授業やサークル活動に使用される他、それらに支障がない限り、外部の市民団体にも有料で使用を認めている。障がい学生のアクセスを可能にするため、入り口までスロープを設けている。

⑦ 課外活動共用棟 390 m² (延べ床面積)

A棟、B棟の2棟で構成される。各サークル(14団体)に割り振られており、学友会室、KVA祭実行委員会室、クラブ連合室が配置されている。

⑧ テニスコート 4 面

全面夜間照明付きであり、授業で使われる他、サークル活動や市民への貸出に使われている。

⑨ サッカーフィールド（愛称：T フィールド）

本学と NPO 法人つくばフットボールクラブ、つくば市の 3 者が平成 27(2015)年 6 月に「スポーツのまちつくば」を実現するために締結した協定により、本学の敷地 10,800 m²を整備し、平成 28 (2016) 年 4 月から使用を開始した。グラウンドは全面人工芝と省エネを考慮した LED 照明により、授業の他市民の交流の場としても昼夜間の利用が高まっている。



【写真 2-9-2 T フィールド】

⑩ 駐車場

学生用 288 台、職員用 92 台収容のスペースを確保し、そのうち正面玄関に最も近い 2 台分を、身体障害者用にしている。

⑪ 学生駐輪場

154 台収容のスペースを確保している。

⑫ トイレ

28 ヶ所あり、そのうち身障者兼用のトイレを 5 か所に設けている。

【施設・設備管理】

- ・施設設備の定期的な維持管理は、法人事務局施設グループと大学事務局企画総務グループが担当している。
- ・教室（演習室を含む）、課外活動共用棟などの使用に関しては、学生支援グループが担当している。
- ・情報処理関係施設は、ICT 活用教育研究センターが管理運営している。
学生が使用するコンピュータの保守管理・更新・機種変更は、ICT 活用教育研究センター及び専門に係る教員が管理している。
- ・日常の学内施設設備管理のうち、警備、清掃、電気設備、空調については、筑波都市整備株式会社に委託している。防火・消防設備、エレベータ、衛生設備等については、所要の法定保守点検を行っている。
- ・備品等は、「学校法人東京家政学院固定資産及び物品管理規程」に基づき管理が適切に行われている。

【安全管理等】

例年オリエンテーションなどの時間を利用して、全学避難訓練を実施している。直近で

は平成 27 (2015) 年 12 月 16 日に全学生・教職員・外来者合同で避難訓練を実施し、火災時における避難方法の検証を行った。

AED を利用した消防署による普通救命講習も学友会主催及び、事務局が実施している。また事務局長が平成 27 (2015) 年 9 月に防火管理者(甲)講習修了し防火管理者資格を取得した。

「筑波学院大学危機管理総合マニュアル」は平成 25 (2013) 年 2 月に制定されたが、今後は火災以外の様々な危機に対しても対応できるようマニュアルの改訂を行う。



【写真 2-9-3 ホールに設置されている AED】

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

1 年次の必修科目である英語の授業科目「基礎英語 I (オーラル)」は 8 クラス編成とし、20 人以内としている。同じく必修科目「基礎英語 II (リーディング)」は 4 クラス編成とし、40 人以内としている。いずれの科目も、入学時に実施する基礎学力検査の結果により、レベル分けしている。

1 年次の必修科目である情報基礎科目「情報基礎 A、B、C」は、4 クラス編成としている。演習室の PC 台数を超えないよう配慮している。

キャリア形成科目の 1 年次、2 年次の必修科目「キャリアデザイン A、B」は、2 クラス編成に、3 年次の必修科目「就職のための基礎知識 A」も 2 クラス編成とし、1 クラス 35～40 人としている。

1 年次、2 年次の必修科目である「実践科目 A、B」は、担当教員 6 人を配置し、少人数のグループに分け指導している。

卒業研究は、3 年次後期に希望調査を行い、適正な人数に調整している。

その他の科目で受講者数が多かった場合は、教務委員会の判断で、可能な範囲で適宜クラスを増設したり、次年度の時間割編成等に反映したりと工夫している。

【エビデンス集 (資料編)】

【資料 2-9-1】 筑波学院大学平面図

【資料 2-9-2】 学校法人東京家政学院固定資産及び物品管理規程【規則集】

【資料 2-9-3】 図書館の運営方針

【資料 2-9-4】 筑波学院大学危機管理総合マニュアル

【資料 2-9-5】 授業科目別受講人数 (平成 26 年度、平成 27 年度)

(3) 2-9 の改善・向上方策 (将来計画)

本学の校舎、附属図書館、体育館は、平成 2 (1990) 年から平成 8 (1996) 年にかけて建造された。昭和 56 (1981) 年の新耐震基準設定以降の耐震基準を満たしており、十分な耐震性を有している。今後、空調設備や上水道配管設備の老朽化、トイレの洋式化などの

改修を行い、快適な環境づくりを計画的に進める。

学内警備は、監視カメラによる機械式警備と併せ、警備員を管理センター（受付）に常駐させる 24 時間体制の警備を行っており、引き続き、安心安全な環境を維持するために定期的な消防訓練の他、地震などの大規模災害を想定した訓練を実施する。

身体障がい者への対応は、車椅子用の専用机や専用トイレの設置、段差解消ブロックの設置、スロープの設置などを行い、一般教室、演習室、図書館におけるバリアフリー化はほぼ完了している。体育館 2 階へのアクセスや一部の特殊目的の施設（華道、茶道学習用の和室）のバリアフリー化が未整備であるため、引き続き環境整備を行っていく。

図書館では、ラーニング・コモンズの設置、地域デザインセンター（広報コーナー）の効率的な利用など機能面での拡充を図るとともに、学生の学修支援サービスの向上のために、近隣の大学図書館や公共図書館との連携強化を図ることが必要である。

情報関係では、学生や教職員が学内の様々な場所からアクセスできる無線 LAN 環境の整備を進める。

今後、地域の生涯学習の拠点として開かれた大学を実現するため、アクセスのメリットを生かしつつ市民の利用しやすさを追求するとともに、安全性や危機管理を念頭に置いた環境整備を進める。

【基準 2 の自己評価】

学生の受け入れ方針は明確化され周知されており、受け入れ方法も十分に検討され適切に運営されている。入学定員の充足を満たすための取り組みを強化している。

建学の精神に基づき、教育目的に沿った教育方針を貫き、教養教育を重視している。

教育課程は体系化され、シラバスも明確である。また学生からの授業改善アンケートの結果を適用し、学生からの意見も取り入れて、学習支援及び授業支援の充実を図っている。学生の学習支援の体制も担任制、オフィス・アワーにおける教員の対応、学習支援センターを設置して綿密に行い、単位認定に関しては GPA を活用している。

教育の質を担保し、教員の資質と能力の向上を目指し、教員研修、FD を行い、必要な教員の採用、昇任も適切に行われている。

教養教育に関しては、専任教員が中心となり全般的な知識に加え、社会対応能力を目指す。

実践科目で、充実した教育を行っている。学生数（定員）に見合う教育環境は整備されており、適切である。

教育研究の設備は基準を満たし、有効に活用されている。また、その維持・管理も適切に行われており、安全性も確保されている。施設設備のハード面での改善を図っていく一方で、学生と教職員協働により「愛校精神」を醸成するという教育上の観点及び、地域のにぎわいの場とする観点から学内美化や快適な教育環境づくりを進める。

基準 3. 経営・管理と財務

3-1 経営の規律と誠実性

《3-1 の視点》

- 3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明
- 3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力
- 3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守
- 3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮
- 3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

(1) 3-1 の自己判定

基準項目 3-1 を満たしている。

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明

「寄附行為」及び「学校法人東京家政学院及びその設置する学校の事務組織並びに職員配置に関する規則」（以下、「事務組織並びに職員配置に関する規則」という。）により組織を定め、その組織における分掌する業務について「学校法人東京家政学院役付理事及び学長・校長である理事が理事長を補佐して分掌する法人業務に関する要項」及び「学校法人東京家政学院及びその設置する学校の事務組織の事務分掌に関する規則」（以下「事務組織の事務分掌に関する規則」という。）において定めている。「学校法人東京家政学院就業規則」において服務規律を定め、「筑波学院大学倫理規範」において教育者、研究者としての倫理規範を定めている。

また、「学校法人東京家政学院個人情報保護規則」（以下「個人情報保護規則」という。）、
「学校法人東京家政学院ハラスメント防止・対策に関する規則」（以下「ハラスメント防止・対策に関する規則」という。）、
「筑波学院大学人権の尊重及びハラスメントの防止・対策に関する規程」（以下「大学ハラスメント防止・対策に関する規程」という。）を定めることにより、教職員に高い倫理性を有した責任ある行動を促している。

以上により、これらの規則を遵守し、経営の規律と誠実性を維持しながら適切な運営を行っている。

3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

学校法人東京家政学院は、使命・目的を実現するため、経営改善計画（平成 22(2010)年度から平成 26(2014)年度）に引続き「新 KVA ルネサンス計画」を策定し、また、毎年度、各学校が取り組む「事業計画書」を作成している。これらの計画は、「評議員会」にて意見を聞き、「理事会」において審議・承認されたのち、各学校において着実な実現に努めている。

更に、年度末には事業報告書を作成し、計画の実施状況、次年度に向けた改善点を確認し、使命・目的の実現への継続的な努力を行っている。

3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守

「寄附行為」や「学則」など本学の諸規程は、学校教育法、私立学校法、大学設置基準等に則り制定され、体系的に整理され内部規則相互の整合性を整え、大学の運営は法令遵守のもとに円滑に行われている。各法令を遵守した適正な点検・評価が行われるよう努めている。

平成28(2016)年1月以降のマイナンバー（個人番号）制度開始に伴い、関連する諸規則の一部改正及び制定を行い対応している。

3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮

学内外に対する危機管理の体制としては、あらゆる危機に対応するため「学校法人東京家政学院危機管理の基本規則」並びに「筑波学院大学危機管理総合マニュアル」を定め、地震災害を含む防災対策としている。また、「東京家政学院筑波校舎消防計画」を制定し、教職員で構成する自衛消防組織をもって、日常の火災予防や災害時の対応にあたることとなっている。併せて消防訓練として年1回、学生及び教職員対象の避難訓練を行っている。

安全管理においては、24時間常駐の警備員による巡回警備を行うとともに、日中は正門にて警備員室がすべての外来者の確認を行っている。防犯用監視カメラ16台を学内の要所に設置し、人的常駐警備と機械的警備を使用した効率的な防犯体制を整えている。また、日常から警察や消防との連携を図っており、緊急時のホットライン等の整備がなされている。学内の連絡体制としては、役職者の緊急連絡網を作成・配付、各グループにおいて連絡網を作成し、緊急時の連絡体制を周知・徹底している。また、AED（自動体外式除細動器）を設置し、教職員に対しては消防署による普通救命講習会の受講を促している。

環境保全については、全学を挙げて節電に取り組んでいる。教室・実習室の照明をこまめに消灯、廊下については間引き消灯に努めている。また夏季の節電対策については、管理センターにて契約電力を超えないよう最大電力の監視を行っている。個別エアコンの温度設定を夏は28℃、冬は22℃に設定している。これらの取り組みは教職員と学生の協力を得て効果を上げるもので、教職員には光熱水費について前年同月との比較を掲示し、見える化に努めている。

人権については、学校法人として「個人情報保護規則」「ハラスメント防止・対策に関する規則」、「学校法人東京家政学院における人権の尊重及びハラスメント防止に関するガイドライン」「学校法人東京家政学院公益通報者の保護等に関する規則」を制定し、本学として「大学ハラスメント防止・対策に関する規程」を制定し、個人情報の取り扱いに関する基本的事項を定め、個人の権利利益を保護し、また、人権を尊重し、いかなるハラスメントも発生させない環境を醸成・維持している。

3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

学校教育法施行規則第172条の2に定められている教育研究活動等の情報の公表については、「ウェブサイト」「大学案内」「シラバス」「学院生活便覧」等で適切に公表している。

また、私立学校法第47条に定められている財務情報の公表については、「学校法人東京家政学院情報公開に関する基本方針」「学校法人東京家政学院情報公開規則」を制定してお

り、ウェブサイト及び本学広報誌等において適切に公表している。

【エビデンス集（資料編）】

- 【資料 3-1-1】 学校法人東京家政学院寄附行為【再掲】【基礎資料 F-1】
- 【資料 3-1-2】 学校法人東京家政学院及びその設置する学校の事務組織並びに職員配置に関する規則【規則集】
- 【資料 3-1-3】 学校法人東京家政学院役付理事及び学長・校長である理事が理事長を補佐して分掌する法人業務に関する要項【規則集】
- 【資料 3-1-4】 学校法人東京家政学院及びその設置する学校の事務組織の事務分掌に関する規則【規則集】
- 【資料 3-1-5】 学校法人東京家政学院就業規則【再掲】【規則集】
- 【資料 3-1-6】 筑波学院大学倫理規範【規則集】
- 【資料 3-1-7】 学校法人東京家政学院個人情報保護規則【規則集】
- 【資料 3-1-8】 学校法人東京家政学院ハラスメント防止・対策に関する規則【規則集】
- 【資料 3-1-9】 筑波学院大学人権の尊重及びハラスメントの防止・対策に関する規程【規則集】
- 【資料 3-1-10】 KVA ルネサンスだより No.38(新 KVA ルネサンス計画について)【再掲】
- 【資料 3-1-11】 平成 27 年度事業報告書【基礎資料 F-7】
- 【資料 3-1-12】 平成 28 年度事業計画書【基礎資料 F-6】
- 【資料 3-1-13】 マイナンバー提供のお願い
- 【資料 3-1-14】 学校法人東京家政学院危機管理の基本規則【規則集】
- 【資料 3-1-15】 筑波学院大学危機管理総合マニュアル【再掲】
- 【資料 3-1-16】 東京家政学院筑波校舎消防計画【規則集】
- 【資料 3-1-17】 平成 27 年度筑波学院大学避難訓練概要
- 【資料 3-1-18】 平成 27 年 12 月 16 日 避難訓練避難者確認書（現場報告用）
- 【資料 3-1-19】 緊急連絡体制（休日・早朝・夜間）（電話番号削除）
- 【資料 3-1-20】 学校法人東京家政学院における人権の尊重及びハラスメント防止に関するガイドライン【規則集】
- 【資料 3-1-21】 STOP! STOP! HARASSMENT
- 【資料 3-1-22】 学校法人東京家政学院公益通報者の保護等に関する規則【規則集】
- 【資料 3-1-23】 学校法人東京家政学院ウェブサイト（情報公開）
- 【資料 3-1-24】 学校法人東京家政学院情報公開に関する基本方針【規則集】
- 【資料 3-1-25】 学校法人東京家政学院情報公開規則【規則集】
- 【資料 3-1-26】 学校法人東京家政学院 平成 28 年度監事監査計画 について

(3) 3-1 の改善・向上方策（将来計画）

公共性の高い学校法人としての社会的責務を果たすべく、規則を遵守し、教職員の倫理性を高め、経営の規律と誠実性を維持し、適切な学校法人及び本学の運営を今後も行っていく。本学では、経営改善計画の総括を行ったうえで、「新 KVA ルネサンス計画」を策定した。この計画に基づく事業計画書、事業報告書を作成、検証し、使命・目的を実現するため、具体的な改善策を策定し将来に備える。

また、今後も学内の諸規程については、学校教育法、私立学校法、大学設置基準等に基づき点検・評価を行い、必要に応じて規程の制定や変更を行う。ガバナンス強化に努め、円滑に大学の設置、運営を行っているが、管理運営面における自己点検機能をより強化するため、内部監査室を中心に内部監査機能を一層充実させ、学校法人に係る三様の監査体制を確立していく。

社会情勢の変化により危機管理の在り方も多様化している。様々な状況に迅速に対応できるよう、安全管理に対する日頃の意識を高め、大学全体の危機管理能力を向上させていく。

環境保全に関しては、大学という公的な機関であることを十分認識し、更なる節電等、省エネルギー対策で社会から認められる取組を継続して実施していく。

ハラスメントを防止するため、教職員の意識を高めていく FD・SD 研修等の方策を実施する。教育研究活動の情報・財務情報については適切に公表されているが、今後もウェブサイトや本学広報誌への掲載方法等を随時見直し、社会の要請に応え得る公表方法を整備していく。

3-2 理事会の機能

《3-2 の視点》

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 3-2 の自己判定

基準項目 3-2 を満たしている。

(2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができるよう、「寄附行為」に則り、「理事会」及び「評議員会」を置き、また、東京家政学院構造改革の基本方針、基本計画及び改革実行計画を策定・推進するため、「理事会」のもとに「学校法人東京家政学院改革推進本部」（以下「改革推進本部」という。）を設置している。

「理事会」は、8月を除き原則毎月開催され、予算や決算に関すること、寄附行為や学則の変更、規則の制定及び改定に関すること、事業計画や事業報告に関することなどの重要事項の審議・決定を行っている。理事は11人以上14人以内と定められており、任期は3年となっている。理事の出席状況は必ず理事総数の3分の2を超え良好であり、監事も「理事会」に出席して適切な意思決定が行われている。

「評議員会」は年3回程度開催され、「寄附行為」第19条に掲げる理事長の諮問事項に対し意見を述べている。評議員は24人以上30人以内となっており、任期は3年で評議員の出席状況は良好である。

理事・監事・評議員の任期について、「寄附行為」第7条第1項第1号理事、同21条第1項第1号評議員以外は、「寄附行為」により3年となっており、理事長の任期と合わせる形となっている。

理事会・評議員会への理事・監事・評議員の出席状況は良好であり、全員に事前に会議

資料を送付して、欠席者からは、議案ごとに意思表示書が提出されている。文部科学省学校法人運営調査委員による実地調査の指摘により委任状を意思表示書に変更した。

「理事会」及び「評議員会」の議事録は企画総務グループに保存されており、教職員の閲覧が可能となっている。

なお、「理事会」での議事については、本学の「教授会」、東京家政学院大学の「東京家政学院大学運営委員会」や高等学校・中学校の「職員会議」において報告されており、適切に会の運営がなされている。

「改革推進本部」に「学校法人東京家政学院改革推進委員会」を置き、改革の円滑な推進を図るため、全学的な視点から、改革の基本方針及び基本計画の案を作成するとともに、学院が設置する学校間の連絡・調整を行い、実行計画案を迅速かつ機動的にまとめ、本部に報告している。更に「学校法人東京家政学院改革推進委員会」の下、「筑波学院大学改革推進専門委員会」を置き改革・改組に関する審議並びに素案作成を行っている。

【エビデンス集（資料編）】

【資料 3-2-1】 学校法人東京家政学院寄附行為【再掲】【基礎資料 F-1】

【資料 3-2-2】 学校法人東京家政学院改革推進本部規則【規則集】

【資料 3-2-3】 学校法人東京家政学院改革推進本部名簿

【資料 3-2-4】 理事・監事・評議員名簿【基礎資料 F-10】

【資料 3-2-5】 平成 27 年度、平成 28 年度 理事会・評議員会開催状況【再掲】【基礎資料 F-10】

【資料 3-2-6】 学校法人東京家政学院改革推進本部規則【再掲】【規則集】

【資料 3-2-7】 学校法人東京家政学院改革推進委員会名簿

【資料 3-2-8】 筑波学院大学改革推進専門委員会名簿

(3) 3-2 の改善・向上方策（将来計画）

「新 KVA ルネサンス計画」に示すとおり、大学の自立性、役割を重視しつつ、「学校法人」「理事会」の先導性を発揮しつつ改革を進めていくことが重要となっている。今後も、月 1 回程度理事会、年 3 回程度の評議員会を開催し、適時・適切な意思決定を行う。本学の厳しい状況を踏まえ、理事長のリーダーシップのもと、各理事が責任をもつ担当分野間の整合性を図りつつ、大学との共通理解のもと改革が確実に進められるよう戦略的、機能的な意思決定、時期を失することのない決断を行う。

3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

《3-3 の視点》

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

(1) 3-3 の自己判定

基準項目 3-3 を満たしている。

(2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

平成 27(2015)年 4 月から、「学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律」により、学長の最終的な決定権の担保が必要となっていくことから、平成 26(2014)年度中に学内規則の見直しを行い、現在、大学の教学に関わる意思決定は「学長」となっている。学長がリーダーシップを適切に発揮するため、学校教育法第 92 条第 2 項に規定するその他必要な職員を、学則第 6 条 2 項及び第 7 条 2 項に基づき、学長の職務を補佐するために、学長が指名した教授を「学長補佐」として理事長が任命している。学長補佐の組織上の位置づけ及び役割について、「筑波学院大学学長補佐の設置に関する規程」で規定し、その職務内容については学長が具体的に示している。従来、学長が兼務していた学部長に専任の教授を充てたことから、現在は、学長補佐の職務内容は、学部長及び学長が指名した各委員会委員長が当たり、学長のリーダーシップを補完している。また、学長の職務を円滑・迅速に進めるため、学長室会議を開催し、大学改革、大学広報等の重要事項につき機動的に協議している。機動的にこの会議を機能させるため、会議形式のほか、メールによる意見交換を日常的に行っている。

大学の教学に関する重要な意思決定機関及び審議機関としては、部局長会議、法人を含めた「運営委員会」及び「教授会」がある。更に「筑波学院大学学科会議規程」に基づく「学科会議」がある。

「教授会」は学部長が主催し、教授会規程にあるように、学生の入学、卒業、学位の授与、教員の人事等に関して学長に意見を述べる機関である。また、一学部一学科のため、学科主任が主催する「学科会議」は教授会と同じ構成員である。その審議事項は学科会議規程に明記されているが、教授会から検討を依頼された事項、学科予算に関する事項を審議し、学生の諸問題について意見交換している。

「部局長会議」は、学長 学部長 学長補佐、学科主任、事務局長と学長が指名した者で構成され、大学の基本的運営、将来計画、教員人事、広報その他重要事項について審議する。広く意見を求め、共通理解を図るため、事務局各課長及び学科のコース主任が参加している。

この他以下の委員会等が、表 3-3-1 に示すとおり、本学の使命・目的の達成及び学生サービス等について検討する役割を担っている。運営委員会、部局長会議、予算委員会、自己点検・評価委員会、FD・SD 委員会、改革推進専門委員会、広報戦略委員会、Web 広報部会、入学者選抜委員会、国際交流センター運営委員会、学修支援センター運営委員会、国際交流センター運営委員会、ICT 活用教育研究センター運営委員会、入学資格審査会、防火管理委員会など主要な委員会の委員長には、学長又は学生部長を充てるほか、教務委員会、学生委員会及び就職委員会の委員長は学長が指名している。

本学は小規模大学であり、学長以下、学部長・教員相互の意志疎通は緊密である。本学の学内意志の決定は、本学の使命・目的及び学習者のニーズに対応できるよう機能している。

【表 3-3-1 平成 28(2016)年度各種委員会等名簿】

委員会名	任期	委員長 (議長)	人数	委員名
運営委員会	職指定	学長	6	学長、学部長、常務理事、 法人事務局長、大学事務局長
部局長会議	職指定	学長	5～	
予算委員会	2年(平成27年4月～ 平成29年3月)	学長	6	学長、学部長、学科主任、コース主任(金久保、山野井、佐野、BMコース当番)、事務局長、柴原、企画総務G課長、入試広報G課長、学生支援G課長、図書館事務室長
自己点検・評価委員会	2年(平成28年4月～ 平成30年3月)	学長	8	
FD・SD委員会	2年(平成28年4月～ 平成30年3月)	学部長	6～	
改革推進専門委員会 (将来計画検討小委員会)	2年(平成26年4月～ 平成28年3月)	学長	5～	学長、学部長、学科主任、古家、金久保、高嶋、佐野、事務局長、宮崎、中村、染谷、柴原
広報戦略委員会	2年(平成27年4月～ 平成29年3月)	大島 学長	11	学部長、小野沢、木下、松岡、高嶋、堀越、野田、事務局長、入試広報G課長(中村)
Web 広報部会		学長	5	学長、松岡、堀越、野田、 入試広報G課長(中村)
入学者選抜委員会	2年(平成26年4月～ 平成28年3月)	高藤	11	池口、飯塚、ジュペ、金久保、高嶋、秋廣、堀、事務局長、入試広報G課長(中村)
教務委員会	2年(平成28年4月～ 平成30年3月)	佐野	9	佐野、学部長(高藤) 学科主任(松岡)、望月、金久保、山野井、秋廣、教職担当(池口)、学生支援G課長
学習支援センター運営委員会	2年(平成26年4月～ 平成28年3月)	高藤 (センター長)	9	センター長(高藤)、副センター長(山島)、学科主任(松岡)、飯塚、宮尾、亀田、堀越、学生支援G課長
学習支援センター員	2年(平成26年4月～ 平成28年3月)	高藤 (センター長)		センター長(高藤)、副センター長(山島)、飯塚、宮尾、亀田、松岡、堀越、染谷、清水
学生委員会	2年(平成28年4月～ 平成30年3月)	亀田	9	亀田、飯塚、池口、山島、小松、山野井、武田、学生支援G課長

筑波学院大学

就職委員会	2年（平成28年4月～平成30年3月）	木村	5	木村、鈴木、古家、望月、学生支援G課長[廣瀬]、柴原
国際交流センター運営委員会	2年（平成28年4月～平成30年3月）	学長(センター長)	7	センター長（大島）、ジュペ、池口、小野沢、宮尾、学生支援G課長[飯田(亨)]
国際交流センター 外国人留学生委員会	2年（平成28年4月～平成30年3月）	金久保	6	学生委員（亀田）、教務委員（池口）、入試委員（金久保）、就職委員（古家）、堀、学生支援G課長[飯田(亨)]、柴原
ICT活用教育研究センター運営委員会	2年（平成28年4月～平成30年3月）	高藤(センター長)	8	センター長（高藤）、副センター長（山島）、野田、江戸、教務委員から1名、三浦、飯田(真)、柴原
ICT活用教育研究センター員	2年（平成28年4月～平成30年3月）	高藤(センター長)	若干名	センター長（高藤）、副センター長(山島)、山野井、松岡、野田、堀越、江戸、小松、飯田(亨)
公開講座委員会	2年（平成28年4月～平成30年3月）	山野井	5	山野井、ジュペ、亀田、堀、江戸、企画総務G課長
図書館運営委員会	2年（平成28年4月～平成30年3月）	小松	5	小松、鈴木、山島、事務局長、図書館事務室長
OCP推進委員会	1年生担当	武田	6	金久保、古家、亀田、小松、佐野、武田、野田、学生支援G課長、柴原
国際別科委員会	2年（平成28年4月～平成30年3月）	金久保		学長（大島）、国際別科長（金久保）、小松、亀田
障がい学生支援センター	2年（平成28年4月～平成30年3月）	高藤(センター長)	—	センター長（高藤）、副センター長（佐野）、学生支援G（廣瀬）、就職支援室（清水）、看護師（龍野）、入試広報G（飯田(真)）、企画総務G（三浦）、学生カウンセラー（富田、増山）
地域デザインセンター	2年（平成28年4月～平成30年3月）	学長(センター長)		センター長（大島）、金久保、高嶋、秋廣、堀、三浦
入学資格審査会	職指定	学長	4	学長、学部長、学科主任、事務局長
教職担当者会議		佐野		佐野、飯塚、池口、高藤
ハラスメント防止・対策委員会	2年（平成28年4月～平成30年3月）	古家	6	古家、亀田、木村、秋廣、宮崎、色川
ハラスメント相談員	2年（平成28年4月～平成30年3月）	小松	7	小松、佐野、金久保、野田、堀越、中村、永山

個人情報保護委員会	職指定	学長	6	学長、 学部長(ICT 活用教育研究センター長) 事務局長、学生支援 G
筑波衛生委員会	2 年 (平成 27 年 4 月～ 平成 29 年 3 月)	企画総 務 G 課 長	5	産業医(内藤) 企画総務 G 課長、亀田、小松(泰)、龍野
防火管理委員会	職指定	学長	—	学長(学部長)、学長補佐、事務局長、企画 総務 G 課長、入試広報 G 課長、学生支援 G 課長、図書館事務室長
クラス担任	1 年次担当			小松、木村、秋廣、飯塚
	2 年次担当			亀田、佐野、野田、堀越
	3 年次担当			金久保、古家、ジュペ、山野井
	4 年次担当			鈴木、宮尾、池口、高嶋

※[]代理者

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

学部の教学は教授会で審議するが、各種の専門的事項を審議する教務委員会、学生委員会、就職委員会、入学者選抜委員会等で審議した結果を「部局長会議」、で審議し、その後、教授会で全体的視点で審議している。

「教授会」は、「学則」で定めている審議事項の中で、学長が決定を行うに当たり、「教授会」が意見を述べる事項と学長等の求めに応じ意見を述べる事項に分けている。

学長は、学院全体の方針及び大学予算等を勘案し、教授会の意見を尊重しつつ、大学としての意思決定を行うが、最終決定を行う前に、「運営委員会」に諮るとともに、学院として決定を行う事項は、理事会・評議員会に提案し、理事長の決定に委ねている。

なお、学長は、「寄附行為」第 7 条第 1 項第 1 号理事として、原則毎月 2 回行われる「常任理事会」へ出席し、また、最高の意思決定機関である「理事会」において、意見を述べ、審議に参加する。

学長がリーダーシップを図り執行機関として、教職員を指導するために、教職員に対して大学としての意思決定の趣旨・目的を教授会の場で直接説明する他、学部長、各センター長及び事務局長を指揮し、学長の決定事項に沿った執行を促している。

【エビデンス集 (資料編)】

【資料 3-3-1】筑波学院大学学長補佐の設置に関する規程【規則集】

【資料 3-3-2】筑波学院大学学科会議規程【規則集】

【資料 3-3-3】学校法人東京家政学院寄附行為【再掲】【基礎資料 F-1】

(3) 3-3 の改善・向上方策 (将来計画)

学校教育法の改正に伴い学長の最終的な決定権の担保について、「学則」に定められている「教授会」との関係性を明確にするため、学生の入学、卒業等事項ごとに学長の決定権・リーダーシップを更に明確にするとともに、開かれた教授会運営を目指す。そのために、

大学の意思決定と業務執行における学長のリーダーシップが適切かつ重層的に発揮される体制をより一層整えていく。今後は、理事会で承認された中長期計画である「新 KVA ルネサンス計画」に基づき、大学の将来的な改組も含めた計画を、学長が中心となって策定するため、的確なリーダーシップを発揮していく。

3-4 コミュニケーションとガバナンス

《3-4 の視点》

- 3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化
- 3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性
- 3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

(1) 3-4 の自己判定

基準項目 3-4 を満たしている。

(2) 3-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

意思決定において、管理部門と教学部門及び各部門の連携をとるため、理事長、常務理事及び各学校の長が定期的に連絡・協議を行うため「常任理事会」が 8 月を除き、原則毎月 2 回開催されている。「常任理事会」において、「理事会」及び「評議員会」への議題・報告提出に伴う事前審議、理事会決定事項の執行、各学校の基本的事項の運営について連絡・調整を行い、部門間のコミュニケーションにより意思決定の円滑化、迅速化を図っている。また、「教授会」においては事務局長が毎回出席し、「教授会」における審議の過程で管理部門に関係する案件や質問についての把握に努め、部門間の調整を行っている。

3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

法人の最高決定機関である「理事会」は、「寄附行為」により第 1 号理事に学長 2 人、校長 1 人の計 3 人、第 2 号理事に学識経験者 8 人（理事長 1 人、常務理事 3 人を含む）、第 3 号理事に「評議員会」からの選任者 3 人（大学 1 人、高等学校・中学校 1 人、同窓会 1 人）の計 14 人から構成され、法人と各学校及び同窓会の代表者が活発に意見交換や協議を行い、法人と教学、同窓会の相互チェックが有効に機能している。

監事の選任については、「寄附行為」に、「監事はこの法人の理事、評議員または職員（学長、校長、教員その他の職員を含む。以下同じ）以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意の議決を得て、理事長が選任する。」と定め、「学校法人東京家政学院監事監査規則」に監事の監査機能について規定している。

監事は非常勤であるが「理事会」及び「評議員会」に出席している他、監事監査計画に基づき、内部監査室と連携しながら適時に法人監査及び設置 4 校の实地監査を実施し、理事等から業務の報告を聴取している。また、収支、財産の状況については、会計監査人から監査に関する報告及び説明を受け、計算書類等について検討を加えている。それらに基

づき、毎会計年度、監査報告書・監査意見書を作成して、「理事会」「評議員会」に提出している。監事は、監事研究会等へ参加し、大学の置かれている状況の把握に努め、本学のFD・SD講師として、教職員の研修強化にも寄与している。

「評議員会」については、「寄附行為」により、第1号評議員として学長2人、校長1人、理事長1人、常務理事3人の計7人、第2号評議員として東京家政学院大学教員4人、筑波学院大学教員3人、高等学校・中学校教員2人、事務職員3人の計11人、第3号評議員として同窓会役員5人、第4号評議員として法人の功労者または学識経験者7人の総計30人が理事会により選任され、理事会からの諮問事項に対し、活発に意見交換や協議を行い、理事会に上程し、法人と教学、同窓会の相互チェックが有効に機能している。

理事・監事・評議員の任期は、「寄附行為」により3年となっており、第1号理事、第1号評議員以外は、理事長の任期と合わせる形となっている。

「理事会」及び「評議員会」への理事、監事、評議員の出席状況は良好であり、理事、監事及び評議員には事前に会議資料を送付して、欠席者からは意思表示書が提出されている。

「理事会」及び「評議員会」の議事録は企画総務グループに保存されており、教職員の閲覧が可能となっている。

なお、「理事会」での議事については、本学の「教授会」、東京家政学院大学の「東京家政学院大学運営委員会」や高等学校・中学校の「職員会議」において報告されており、適切に会の運営がなされている。

3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

理事長は本学の最高意思決定機関である「理事会」、各学校の長が集まる「常任理事会」に出席し、本学の経営に適切なリーダーシップを発揮している。また、理事長は就任時に行われた「教職員会議」において、全教職員に向け所信表明を行っている。理事長の経営方針や本学の重要な意思決定について周知する他広報誌等に掲載するなど広く教職員に浸透させている。

本学に設置されている各種委員会は、教職員からの提案等をくみ上げる役割を担っている。各種委員会には、教職員が委員または事務担当として参加しており、協働して審議された提案等は、その後「部局長会議」「教授会」「学科会議」更に案件によっては「理事会」等の場で再度審議され、学校法人、大学の運営に適切に反映されている。

また、事務局の各グループからの提案事項においては、「学校法人東京家政学院文書処理規則」に定められている稟議書を各グループにおいて起案し、理事長の決裁を受け、学校法人の運営に適切に反映されている。

【エビデンス集（資料編）】

【資料 3-4-1】 常任理事会構成員一覧

【資料 3-4-2】 理事・監事・評議員名簿【再掲】【基礎資料 F-10】

【資料 3-4-3】 学校法人東京家政学院監事監査規則【規則集】

【資料 3-4-4】 監査報告書【再掲】【基礎資料 F-11】

【資料 3-4-5】 監査意見書（平成27年5月、平成28年5月）

【資料 3-4-6】平成 27 年度、平成 28 年度 理事会・評議員会開催状況【再掲】【基礎資料 F-10】

【資料 3-4-7】学院合同研修会（FD・SD）開催のご案内（平成 27 年 4 月 11 日開催）

【資料 3-4-8】新 KVA ルネサンス計画の推進～改革の進捗状況～（平成 28 年度教職員会議）

【資料 3-4-9】学校法人東京家政学院文書処理規則【規則集】

(3) 3-4 の改善・向上方策（将来計画）

大学の適正な運営を図る上では、管理部門と教学部門の連携が不可欠であり、現在設置している「常任理事会」「運営委員会」等の機能を更に活性化させていく。常任理事会を寄附行為に規定することについて、理事会を中心に、役員の変更が行われる平成 29（2017）年までに検討を進める。

「理事会」及び「評議員会」の会議の運営は適正に行われているが、議論の時間を十分に確保できるように、事前に会議資料を送付し、内容が確認されていることを前提に会議を行えるよう、効率化を図ることとした。

監査法人、監事、監査室の三様監査は、定期的に行っており、年度末には大学の監査チームを加え実施している体制をこれからも継続する。

リーダーシップを発揮できる体制及び教職員の提案等をくみ上げる仕組みを適切に整備しているが、各種委員会活動を更に活性化し、教職員からの提案等を広く汲み上げ、学校法人の運営に反映させていく。

3-5 業務執行体制の機能性

＜3-5 の視点＞

3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保

3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性

3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

(1) 3-5 の自己判定

基準項目 3-5 を満たしている。

(2) 3-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保

使命・目的の達成のため、本学の事務組織及び事務分掌は、「事務組織並びに職員配置に関する規則」「事務組織の事務分掌に関する規則」で定めており、事務体制を構築し、各事務部門が果たす役割を明確にし、事務職員が教育目的達成のために円滑に事務処理を行うことができるようにしている。

本学の事務組織は、図 3-5-1 に示すとおり、法人事務局と大学事務局からなっている。

学院は、筑波学院大学・東京家政学院大学及び併設の高等学校・中学校等、複数の学校を設置しているところから、その共通する総務・経理・施設設備等の事務は、学院の事務局において一括して処理している。

本学の事務職員数は、専任職員 15 人、嘱託員数 2 人、補助員 3 人、派遣職員 1 人、パート・アルバイト 2 人の計 23 人で、必要な人員を確保しており、各事務部門に適切な配置を行っている。

本学の事務組織は、平成 24 年度までは事務局に総務課及び図書館事務室、学生部に学生支援課、キャリア支援課、入試・広報課が学生部という組織になっていたが、平成 25 年度に事務の一元化を図り、事務局長が全体を掌理することとした。同時に企画総務グループ（図書館事務室を含む）、入試広報グループ、学生支援グループ（就職支援室、OCP 推進室を含む）の 3 グループ制とし、事務処理の効率化・情報共有の強化を図った。

職員の採用、配置、育成、昇任等については、「学校法人東京家政学院職員人事基本計画」と「学校法人東京家政学院昇級及び昇任のガイドライン」で定めている。

事務組織及び事務分掌については、「事務組織並びに職員配置に関する規則」「事務組織の事務分掌に関する規則」で定めている。

採用については、採用計画をまず理事会で審議して、構造改革の進捗と財政状況を勘案しながら、将来を担う新規学卒者などの人材を計画的に採用することとしている。具体的な運用については 3 キャンパスの事務局長が協議・調整のうえ実施してきている。

3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性

事業計画業務執行について、法人が毎年度当初に事業計画を策定し、監事監査の際にはその進捗状況を報告する。年度末には更に事業計画の達成度を考慮して事業報告書の作成を進め、新年度の事業計画策定につなげており、大学事業組織全体の PDCA サイクルが確立されている。これらの作業には事務局の各グループ課長が現場の事業についての現状の把握・報告と提案をしており、円滑な業務遂行の管理体制が確立され、機能している。

法人の業務執行については、「理事会」において各理事の業務分掌を定め、また、「学校法人東京家政学院役付理事及び学長・校長である理事が理事長を補佐して分掌する法人業務に関する要項」により業務を担当している。事務職員は「事務組織並びに職員配置に関する規則」により組織を定め、その組織における分掌する業務について「事務組織の事務分掌に関する規則」において定め、業務の見える化の観点から、効果的に遂行している。

また、毎年事務職員は毎年、個人の業務の現状、目標などを記入する「自己申告書」を作成・提出して各人の業務の PDCA サイクルを確認している。更に「自己申告書」を基に事務局長等が個人面談を実施し、法人へ報告している。

3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

職員の資質・能力向上、意識改革のため、「学校法人東京家政学院事務職員等研修規程」を平成 23(2011)年に制定し、法人、大学の現状の理解、「新 KVA ルネサンス計画」の周知、業務の見える化等をテーマに年 3 回の事務職員研修を実施してきた。

学院独自の研修として、外部の専門機関に職員全体研修の講師を依頼し、平成 24(2012)年度は管理職研修 1 回と職員全体研修を 2 回、平成 25(2013)年度と平成 26(2014)年度は

管理職研修 1 回と職員全体研修 1 回を実施した。平成 27(2015)年度は外部講師による管理職研修 1 回と職員全体研修 1 回に加え、理事・監事による研修を 2 回実施した。なお、監事による研修は学院合同研修として教員も参加した

また、文部科学省、日本私立大学協会、日本私立学校振興・共済事業団が開催する事務担当者研修及び管理職研修、JMA 大学フォーラム、早稲田大学アカデミックソリューション SD プログラムなど外部団体・企業が開催する研修に参加している。

大学内で開催される研修として、FD・SD 委員会が計画・実施する教員と合同の FD・SD 研修会、講演会に研修参加し、研鑽を積んでいる。更に各職場においては、日常業務を効率的・効果的に遂行するために、教育指導や相互学習が行えるよう OJT(On the Job Training)訓練を推奨している。

【エビデンス集 (資料編)】

【資料 3-5-1】 学校法人東京家政学院及びその設置する学校の事務組織並びに職員配置に関する規則【再掲】【規則集】

【資料 3-5-2】 学校法人東京家政学院及びその設置する学校の事務組織の事務分掌に関する規則【再掲】【規則集】

【資料 3-5-3】 学校法人東京家政学院組織図【再掲】

【資料 3-5-4】 学校法人東京家政学院職員人事基本計画【規則集】

【資料 3-5-5】 学校法人東京家政学院昇級及び昇任のガイドライン【規則集】

【資料 3-5-6】 学校法人東京家政学院事務組織図【再掲】

【資料 3-5-7】 学校法人東京家政学院役付理事及び学長・校長である理事が理事長を補佐して分掌する法人業務に関する要項【再掲】【規則集】

【資料 3-5-8】 学校法人東京家政学院事務職員等研修規程【規則集】

【資料 3-5-9】 KVA ルネサンスだよ No.41 (H26 年度経営改善計画の実行状況について)

【資料 3-5-10】 平成 27 年度日本能率協会参加者一覧

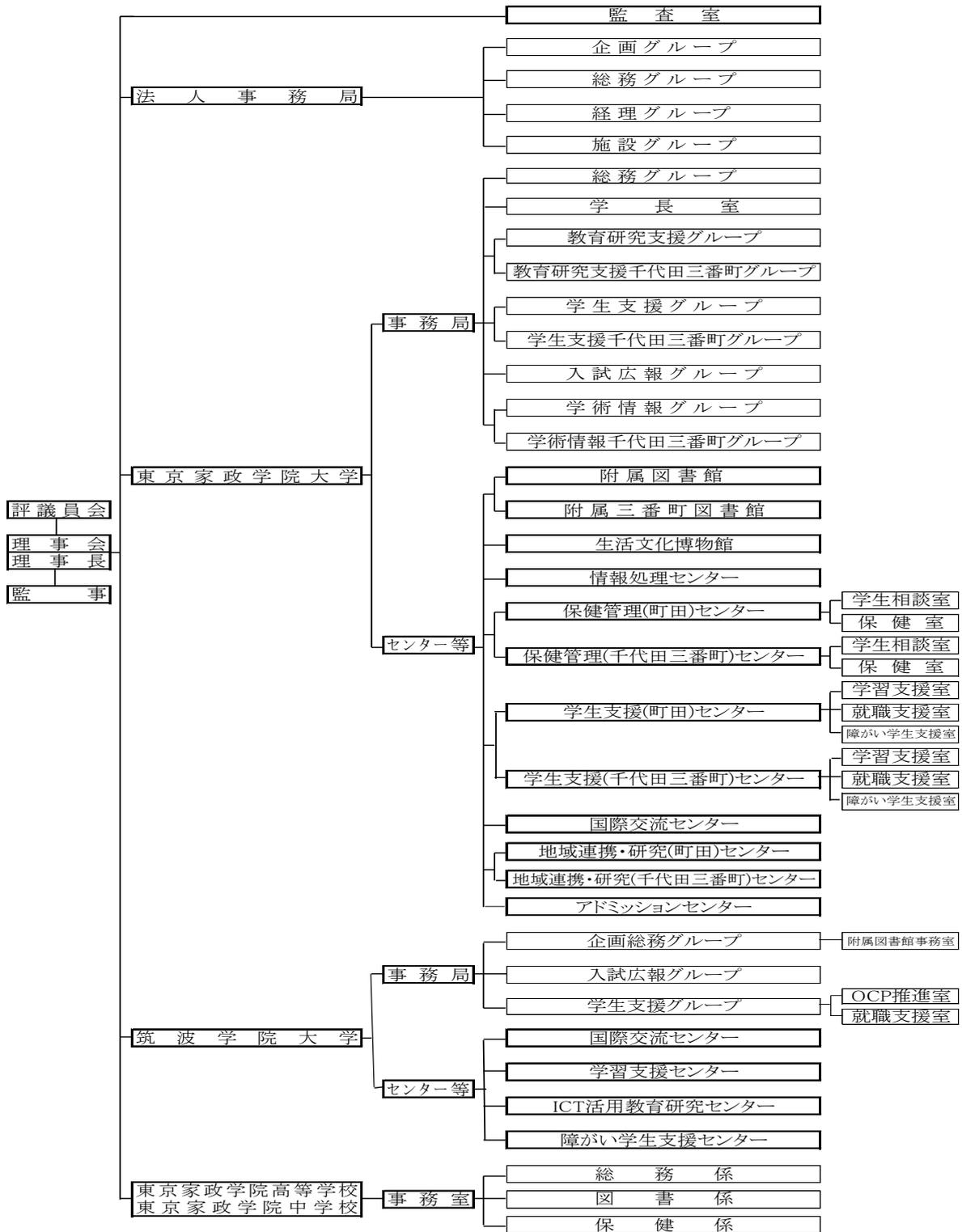
【資料 3-5-11】 平成 28 年度 早稲田大学アカデミックソリューション SD プログラム研修一覧表

【資料 3-5-12】 学校法人東京家政学院事務職員等研修規程【再掲】【規則集】

【資料 3-5-13】 FD・SD 講演会一覧表

学校法人 東京家政学院 事務組織図

平成 28 年 5 月 1 日現在



【図 3-5-1 学校法人東京家政学院 事務組織図】【再掲】

(3) 3-5 の改善・向上方策（将来計画）

事務組織の拡大に伴い部（課）体制からグループ制へ変更を行ったが、法人事務局とともに事務局の部課長会議でその効果の検証を行ったうえで、更なる業務見直し作業を行い、学長室会議、運営委員会で審議することを進めていく。

また、職員配置については、効率的な配置計画を策定し、現在の職員数、嘱託員数の範囲内で再構築を図る。法人事務局と大学事務局の人事交流により、横断的な連絡・連携の強化を進める。適切に業務執行管理を行っているが、管理職のみ作成していた目標設定シートを一般職にも広げ、事務職員の目標管理を明確にするとともに、常務理事又は大学事務局長との面談の実施により、職務上の課題等について確認する仕組みを、平成 29 (2017) 年度を目途に構築していく。

職員と教員が参加する学院全体の研修や業務目標を設定するための事務職員の研修を引き続き実施する。同時に外部団体が開催する研修会にも積極的に参加していく。

3-6 財務基盤と収支

《3-6 の視点》

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 3-6 の自己判定

基準項目 3-6 を満たしている。

(2) 3-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

学院改革の推進のため定めた、「学校法人東京家政学院特別委員会設置要項」に基づき、「財務計画特別委員会」を設け、財務状況の把握、収支改善の具体的計画等について審議している。

第 1 期改善計画では、当初予算と決算等に執行状況に乖離が見られたため、財務を改善し自立した経営の徹底を目指し、平成 27(2015)年度予算編成からは、学校法人会計基準の変更を踏まえ、実績を基本にした「ゼロベース」で予算要求を行う積み上げ方式に変更した。また、法人内の整合性をはかり、収入の確保、経費の削減及び、予算編成に関する重要な事項を審議するため「学校法人東京家政学院予算委員会」を設置した。

今後も、「新 KVA ルネサンス計画」の前期の目標達成に向けて、予算執行管理、次年度予算編成方針の早期策定を図っていく。

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

財務の源泉は、納付金収入、補助金収入を主に、手数料収入、寄附金収入、資産運用収入、事業収入からなっている。納付金収入では、入学定員の確保による納付金の安定的増大を図り、補助金収入では、補助金事業のほか科学研究費補助金をはじめとする各種競争的補助金の情報収集に努め、積極的な獲得を図っている。手数料等その他の収入については、増収の可能性を追求する。また、支出については、支出の重点化、ゼロベース予算の

考えに立って削減をはかり、ローコスト体質への転換を図っている。

使命・目的及び教育目的達成のための補助金・科研費・受託研究等、外部資金の導入を図るため、「科研費説明会」等を開催しているが、その効果が発揮されていない。

「新 KVA ルネサンス計画」の前期の目標達成に向けて、予算執行管理、次年度予算編成方針の早期策定を図っていく。

平成 27(2015)年度から実施された学校法人会計基準の変更を踏まえ、また、財務を改善し自立した経営を徹底するために、予算編成は実績を基本にした要求予算による積み上げ方式に変更した。

今後とも、予算の厳格化による継続的な支出の管理に努め、収入の範囲内で支出を賄える経営基盤を維持できるよう努める。

【エビデンス集（資料編）】

【資料 3-6-1】 学校法人東京家政学院特別委員会設置要項【規則集】

【資料 3-6-2】 財務計画特別委員会委員名簿

【資料 3-6-3】 学校法人東京家政学院予算委員会設置要項【規則集】

【資料 3-6-4】 学校法人東京家政学院予算委員会委員名簿

(3) 3-6 の改善・向上方策（将来計画）

予算執行状況を把握し、収支の状況を管理する。第 3 号基本金の復元及び今後の整備に備えた施設整備特定資産等の積立等、目的を明確にする。

安定した財源を保つために、学生定員の確保、補助金・外部資金獲得等の収入確保に努め、支出においては、ゼロベース予算の考えによる人件費、物件費等の縮減を図る。また、財務情報を開示し、学院内の理解と連携関係を深め、学院が保有する資源をより有効に活用するため、相乗効果を高める体制を整える。

使命・目的及び教育目的達成のための補助金・科研費・受託研究等、外部資金の導入を図るため、更なる資金獲得に向けての啓蒙活動と申請数の増大を図る。

学生の定員確保を確保し、学生納付金及び補助金の増を図ることにより財務基盤を確立し収支バランスを確保することが最大の課題であり、茨城県、つくば市、地域企業との協力のもと、法人と大学が一体となって本学の使命・目的に沿い、学修と教授の一層の改善に取り組んでいく。

3-7 会計

《3-7 の視点》

3-7-① 会計処理の適正な実施

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 3-7 の自己判定

基準項目 3-7 を満たしている。

(2) 3-7 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-7-① 会計処理の適正な実施

会計処理は、「学校法人会計基準」等関係法令に準拠するとともに法人の関係規則「寄附行為」「学校法人東京家政学院経理規則」「学校法人東京家政学院経理規則施行細則」「学校法人東京家政学院固定資産及び物品調達規程」などの、諸規定に基づき適正に実施されている。また、会計処理上の諸問題については、公認会計士（監査法人）に相談・確認のうえ、適切な処理を行っている。

平成 26(2014)年 10 月開催の第 10 回「理事会」及び第 3 回「評議員会」において、平成 27(2015)年度から予算編成は、事業と予算は一体であるとの認識に立ち、事業予算に基づく積み上げ方式と実績見込による検討を行った。申請方法は、継続事業、新規事業に大別し、項目ごとに継続理由、評価を記入することとした。

予算の執行管理については、経理責任者が四半期ごとに予算執行額を集計して、進捗状況を把握・管理することになっている。また、これを期中において決算見込みを入れて理事会に適宜報告することとしている。

決算は、本学及び併設学校からの結果を法人で取りまとめた後、会計年度終了後 2 ヶ月以内に決算書を作成して、公認会計士（監査法人）による監査と監事による監査を受け、5 月開催の「評議員会」「理事会」で承認を得ている。

また、平成 26(2014)年 10 月、学院の予算編成に関し重要な事項を審議するため、「学校法人東京家政学院予算委員会」を設置した。

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

法人において、私立学校振興助成法に基づく公認会計士（監査法人）による監査が期中、決算時に行われ、現金預金の実査、元帳・帳票書類の照合、概況説明の聴取など収支計算書、貸借対照表等計算書類全般にわたり実施されている。更に、公認会計士は、学院における経営の状況及び財産の状況について、適法性、合理性の観点等から、通常監査とは別に、理事長、常務理事、監事等と意見交換を行っている。

監事による監査は、法人本部監査の他、学長等大学執行部の出席のもと大学への現地視察による業務監査も実施しており、法人本部監査では、理事長、常務理事、法人事務局長等の出席のもと、経営改善、財務、リスクマネジメントについて面談を行い、大学が抱える諸問題について改善を図るべく定期的取組みがなされている。いずれも監査室との連携のもと行われている。

【エビデンス集（資料編）】

【資料 3-7-1】 学校法人東京家政学院寄附行為【再掲】【基礎資料 F-1】

【資料 3-7-2】 学校法人東京家政学院経理規則【規則集】

【資料 3-7-3】 学校法人東京家政学院経理規則施行細則【規則集】

【資料 3-7-4】 学校法人東京家政学院固定資産及び物品調達規程【規則集】

【資料 3-7-5】 平成 27 年度決算書【基礎資料 F-11】

【資料 3-7-6】 学校法人東京家政学院予算委員会設置要項【再掲】【規則集】

【資料 3-7-7】 平成 27 年度 会議等日程表【基礎資料 F-10】

(3) 3-7の改善・向上方策（将来計画）

環境変化を的確にキャッチしうる体制づくりを進める。組織の機能アップと効率化を図るとともに、合意形成プロセス、情報伝達システムなどを点検する。職員の資質、能力向上のため、OJTに加え専門的な知識を養うよう積極的に学外・学内の研修に参加する機会を拡充する。

また、法人部門と大学部門の担当者間で情報の共有を図るため、経理責任者連絡会の開催など業務内容の確認・改善を今後も継続して適時行っていく。また、IT環境の活用と教職員の練度の向上を図る。監事は、監査法人と緊密に連携を図り、「理事会」並びに「評議員会」に毎回出席し、業務監査を行い、財務の状況やガバナンスの改善を更に図ることとする。

【基準3の自己評価】

経営の規律と誠実性においては、「寄附行為」及び学内の諸規定に基づき、また、学校教育法、私立学校法、大学設置基準等の関係法令を遵守し、高等教育機関としての社会的責務を果たしている。更に、本学の使命・目的及び教育目的を達成するために、中期計画を策定している。計画に沿って各部門が取り組むべき年度目標を明らかにし、その目標を達成すべく計画を遂行し、計画遂行状況を点検・評価し、改善等に継続的に取り組む。

理事会の機能においては、使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができるよう、「寄附行為」に基づき、本学の最高意思決定機関である「理事会」と、諮問機関である「評議員会」を開設し、運営している。

大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップにおいては、大学の意思決定機関は「教授会」であり、学長は学則に定められている重要事項について適切にリーダーシップを発揮している。

コミュニケーションとガバナンスにおいては、「部局長会議」「運営委員会」が、「理事会」及び「評議員会」での意思決定の通達、各部署の意見の聴取、各部署間の連絡等を行う場となっており、各部署の連携を図っている。理事長は、法人の最高意思決定機関である「理事会」に議長として出席し、経営に適切なリーダーシップを発揮している。

業務執行体制の機能性においては、「事務組織並びに職員配置に関する規則」及び「事務組織の事務分掌に関する規則」に基づき、業務執行体制が適切に整備されている。専任教員と事務職員が目標を共有し、教職協働による業務執行の体制となっている。目標管理制度を活用し、年度末における目標達成状況などから職員の就業意欲の向上、更には資質・能力の向上を図っていく。

財務基盤と収支においては、当年度予算を含む今後5年間の資金収支及び消費収支の「中長期財務計画」を作成し、財務の動向を見据えている。教育研究事業の充実・向上のために必要な安定した財務基盤を確立し、収入と支出のバランスを考慮した運営を行っていく。会計においては、学校法人会計基準等の関係法令及び学内の諸規定等に従い、会計処理や会計監査が適正に行われている。

以上のことから、基準3「経営・管理と財務」の基準を満たしていると評価する。

基準 4. 自己点検・評価

4-1 自己点検・評価の適切性

《4-1の視点》

4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

(1) 4-1の自己判定

基準項目 4-1 を満たしている。

(2) 4-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

本学の使命・目的は、「学則」第1条に、「...（中略）...知識の啓発、徳性の涵養...（中略）...人間を育成する」と定められ、更に、同条第2項に「学部・学科は、...（中略）...人材を育成する」としている。「学則」第2条に、「本学はその教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動の状況について自ら点検及び評価を行うものとする」とし、これを実行するため、「学校法人東京家政学院自己点検・評価運営委員会規則（以下「自己点検・評価運営委員会規則」という。）第1条に、「...（中略）...建学の精神である...（中略）...自ら点検及び評価を行う」と定めている。この規則に基づき「筑波学院大学自己点検・評価委員会規程」（以下「自己点検・評価委員会規程」という。）を定めている。

本学の使命は、「寄附行為」第3条に、「この法人は、教育基本法、学校教育法及び私立学校法に従い...（中略）...を育成する」と示している。

本学の自己点検・評価は、「自己点検・評価委員会」第1条の設置の趣旨及び目的に基づき、平成平成19(2007)年に「自己点検・評価委員会規程」を制定し、それに基づき、筑波学院自己点検・評価委員会（以下「自己点検・評価委員会」という。）を設置し、自己点検・評価を行っている。

本学は、自己点検評価については、上記のとおり学則第2条でと定めているが、特に授業内容については、大学が設置された平成17(2005)年度前期から、教務委員会によって、学生に対する「授業改善のためのアンケート」を実施しているが、平成20(2008)年度からは、学校教育法第109条に適合させ、(財)日本高等教育評価機構の認証評価基準に準拠した自己点検・評価を行い、平成20(2008)年度までの自己点検評価に関する報告書を平成21年(2009)度に発行した。それ以後は認証評価機関の認証評価基準に沿って毎年度、各委員会及び部局で自己点検・評価を行い、平成25(2013)年からは、自己点検・評価報告書に自己評点をつけてウェブサイトにおいて「大学教育に関する自己点検評価書」公開している。また、平成27(2015)年度からは、筑波学院大学の参与のメンバーに、本学自己点検について客観的な評価をいただいている。

以上のとおり、本学は、大学の使命・目的に即した自主的・自立的な自己点検・評価を行っている。

4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

自己点検・評価体制については、「自己点検・評価運営委員会規則」第1条の設置の趣旨及び目的に基づき、同第7条で、「運営委員会の下に、次の自己点検・評価委員会を置く。」とされ、その同条第2号に、筑波学院大学自己点検・評価委員会とあり、本学に「自己点検・評価委員会」を置いている。

本学の自己点検・評価委員会の構成員は、学長を委員長とし、学長補佐、学部長、学科主任、コース主任、大学事務局長 大学事務局次長、各グループ課長とし、実効的な自己点検・評価組織である。年度内に3度以上開催し、大学運営全体に関わる事項について協議している。評価内容は、日本高等教育評価機構の評価基準を基本にし、また年間事業計画の達成状況を含めて自己点検・評価報告書を作成している。毎年度12月に開催される学内監査では事業計画の中間報告を行い、大学の教育の現状を把握し、教育研究活動の質的向上と管理運営の効率化の策定を検証し、年度末には活動と業務の自己点検評価表を作成して部局長会議に報告し、ウェブサイトで公開している。(ウェブサイト上の名称は、「大学教育に関する自己点検評価書」) 評点をつけることにより、結果を明確にし、更なる努力目標をもち、改善につなげる効果がある。評点は目標を達成した項目をAとし、卓越した実績をSとしている。以上のとおり、教育研究活動の改善向上を図るために、自己点検・評価を恒常的、効率的に実施する体制を整え、適切に実施していると判断している。

4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

「自己点検・評価委員会」は年度内に3回以上開催し、十分な意見交換及び大学運営に関わる協議を行っている。学内の部会や各委員会は事務組織が自己点検・評価報告書を作成し、FD・SD委員会主導で学生の授業改善アンケートが年に2回実施され、授業の実施状況や効果、改善点を点検している。平成28(2016)年度からは、教員から書面で改善計画を学長に提出することになっている。また、毎年入学式、卒業式に学生と保護者に実施するアンケート、及び毎年在学生に行う学生生活アンケートを点検し、改善案を検討している。

以上のことから、自己点検・評価の周期は適切と判断している。

【エビデンス集 (資料編)】

- 【資料 4-1-1】 筑波学院大学学則【再掲】【基礎資料 F-3】
- 【資料 4-1-2】 学校法人東京家政学院自己点検・評価運営委員会規則【規則集】
- 【資料 4-1-3】 筑波学院大学自己点検・評価委員会規程【再掲】【規則集】
- 【資料 4-1-4】 学校法人東京家政学院寄附行為【再掲】【基礎資料 F-1】
- 【資料 4-1-5】 授業改善のためのアンケート【再掲】
- 【資料 4-1-6】 平成17～21年度における授業改善への教員の自己評価と対応
- 【資料 4-1-7】 筑波学院大学ウェブサイト (自己評価報告書)【再掲】
- 【資料 4-1-8】 平成27年度 自己点検評価表 (大学教育に関する自己点検評価書)【再掲】

(3) 4-1の改善・向上方策 (将来計画)

本学の使命・目標は、毎年度発行される学院生活便覧に記載され、ウェブサイトにも掲

載されており、教職員に周知徹底されている。今後も、日本高等教育評価機構の評価基準項目に沿って、自己点検・評価を改革的に実施していく。また、大学の使命・目標が、学修と教授に的確に活かせるよう、自己点検・評価活動、「授業改善アンケート」など各種アンケートは継続し、更に具体的な評価と PDCA サイクルが進められるよう、点検・評価体制を整えていく。また、「新 KVA ルネサンス計画」が確実に実行していけるよう、自己点検・評価を続ける。

4-2 自己点検・評価の誠実性

《4-2 の視点》

4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

(1) 4-2 の自己判定

基準項目 4-2 を満たしている。

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

自己点検・評価を行う際は、各種委員会、部会等の議事要録、配布資料を参照し、また関連項目の指示書及び関連 E メール等のエビデンスに基づいて作成している。卒業生アンケートや入学者アンケートは、集計を教授会で配布し、透明性をもたせている。学生の授業改善アンケートは、FD・SD 委員会で点検し、平成 28(2016)年度からは卓越した評価を得た教員は顕彰することを発表している。また、概要はウェブサイトで公表している。

自己点検評価表はウェブサイトで評点つきで発表しており、パブリックに対しても透明性を確保している。

以上のとおり、エビデンスに基づく、客観性と透明性の高い自己点検・評価が行われている。

4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

現状把握のための調査・データの収集と分析は、各業務を担当する部署と部署間の連携で実施している。学生支援グループでは、学長との対話集会、留学生との集会、自宅外通学者との集会で出された意見を集約して報告書としてまとめ、入学式における入学者と保護者アンケートは入試広報グループが、卒業式における卒業生と保護者に対するアンケートは企画総務グループが担当しており、集計結果は専門教員の指示のもとに分析し、全教員に配布されている。また外部アドバイザーによる、県内高校教員のアンケート等も開示され、改善の貴重な基礎資料となっている。

以上のとおり、現状把握のためのデータ収集と分析は十分に行われている。

4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

自己点検・評価委員会が中心となり、平成 24(2012)年度から自己点検・評価報告書を毎

年作成し配布・開示している。また学内や法人内への開示だけでなく、平成 25(2013)年度からはウェブサイトで、評点をつけた自己点検・評価の結果を可視化して、広く社会に公表している。

【エビデンス集（資料編）】

【資料 4-2-1】 授業改善のためのアンケート集計結果【再掲】

【資料 4-2-2】 学生生活アンケート集計結果【再掲】

【資料 4-2-3】 平成 28 年度 新入学生アンケート集計結果【再掲】

【資料 4-2-4】 平成 27 年度 卒業生アンケート集計結果【再掲】

(3) 4-2 の改善・向上方策（将来計画）

各部署における事業遂行状況や結果についてのデータを収集・整理・蓄積し、関係する部署が共同で分析を行い、これらのエビデンスを自己点検・評価に有効・適切に活用できるように、学内の情報共有体制を維持していく。また、自己点検・評価の結果の公表は継続し、更に分かり易く簡潔な表示に改善し、学内外に周知していく。

平成 28(2016)年度に日本高等教育評価機構から評価を受けた際には、その結果を大学の教育研究、社会貢献に活用できるように、自己点検・評価の結果とともに、学内外に広く公表する。

4-3 自己点検・評価の有効性

《4-3 の視点》

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

(1) 4-3 の自己判定

基準項目 4-3 を満たしている。

(2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

平成 21(2009) 年度に発行した報告書を踏まえ、学科会議、教務委員会などの常設委員会において、改善に向けた取組みを継続している。

特に平成 22(2010) 年度から、学内に FD・SD 委員会を設置し、恒常的な教育内容・方法の改善、教職員の研修等に向けた改善方策を策定・実施している。毎年自己点検・評価の結果を各委員会にフィードバックし、具体的に長所、弱点を検証し、カリキュラム編成の改善、学習支援センター、障がい学生支援センター、地域デザインセンターの設立、国際交流センターと留学生委員会のあり方の見直し、学生の評価における GPA の導入やシラバス記入の改善等、具体的な改善につながっている。自己点検・評価は、次年度の事業計画の策定、それに基づく事業の実施等に活かされ、それらの積み重ねによる大学の発展に適切な役割を果たしている。

以上のとおり、本学では、自己点検・評価が、PDCA サイクルに有効機能し、教育研究や大学運営の改善、質的向上につながっている。

【エビデンス集（資料編）】

【資料 4-3-1】平成 17～21 年度における授業改善への教員の自己評価と対応【再掲】

【資料 4-3-2】自己点検・評価報告書ひな型

(3) 4-3 の改善・向上方策（将来計画）

自己点検・評価の結果をより効果的に活用するためには、学科のコースごと、事務局のグループごとの改善方策が、大学全体として組織的に実現される仕組みが必要である。「新 KVA ルネサンス計画」、年度計画に基づき実施された活動について自己点検・評価を行い、その結果を翌年度以降の計画に反映することができるよう、具体的にまた組織的に PDCA サイクルの確立を図っていく。

今後は本学の教育研究活動に関心がある学生・卒業生・保護者・高校教員・地域の市民・就職先企業など、ステークホルダーによる検証をシステム化し、教育研究活動の向上と学生確保につなげていく。

【基準 4 の自己評価】

自己点検・評価の適切性においては、「学則」「自己点検・評価委員会規程」に基づき、各年度、自主的な自己点検・評価を行っている。第三者である参与の会のメンバーの評価をいただくなど、客観性を高めている。

自己点検・評価の誠実性においては、各部署のデータ、規程類、委員会等の議事録・配布資料などを収集し十分な点検を行ったエビデンスに基づき、自己点検・評価を行い、学内の役職者で構成される「自己点検・評価委員会」において報告書を作成している。これらのエビデンスは、学内外に公開しており、自己点検・評価の結果については学内共有するとともに社会へ適切に公表している。

自己点検・評価の有効性においては、自己点検・評価の結果が、次年度以降の事業計画策定や予算編成、事業の実施に反映されている。平成 23(2011)年以降、自己点検の結果を踏まえて様々な教学面、管理面で具体的な改善が行われており、自己点検・評価は、本学の将来の発展につながる重要な枠割を担っており、教育研究はじめ大学運営の改善に有効に機能している。

以上のことから、基準 4「自己点検・評価」の基準を満たしていると評価する。

Ⅳ. 大学が使命・目的に基づいて独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 公私協力型大学としての地域社会形成への寄与・貢献

A-1 地域の生涯学習の拠点としての機能

《A-1 の視点》

A-1-① 大学の教育研究に関する物的・人的資源の社会還元

(1) A-1 の自己判定

基準項目 A-1 を満たしている。

(2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-1-① 大学の教育研究に関する物的・人的資源の社会還元

本学は茨城県、つくば市の要望に基づき、資金の助成、土地の提供を受け、公私協力型の大学として設置された。

また、本学が位置しているつくば市は研究学園都市として開発されてきた背景もあり、地域住民の生涯学習に対する意欲と関心は非常に高い。本学が持つ物的・人的資源は、公共財との観点から、以下のように地域社会の活動に活用している。

1) 大学施設・設備の地域利用促進

大学施設・設備は、授業や学内活動に支障のないよう留意しつつ、幅広く教室等の学内施設を積極的に供している。施設運営のため実費を利用者から徴して利用に供した件数は、年間 40 回程度に及ぶ。

用途は学会、各種講演会・研修会、各種資格の検定会場及び市民や小学生のスポーツイベントなどである。平成 22（2010）年からは、茨城県教育庁に対し、県立高校校長会に大学施設を提供し、総会や一部の部会が継続的に開催されている。平成 26（2014）年に開催された全国高等学校総合文化祭いばらき総文 2014 においても施設協力を行い、毎年つくば市が開催する「まつりつくば」に施設提供を行っている。

平成 23（2011）年の東日本大震災の福島原発の被災者に、つくば市はいち早く公務員住宅を開放し、浪江町や双葉町の住民が現在も居住している。住宅が本学に隣接していることもあり、本学の食堂等を避難住民の集会に提供し、また、学生が七夕祭りを企画したり、高齢者の住宅の草取りをしたり、交流も盛んである。

過去 3 年の主な施設開放は表 A-1-1 のとおりである。

【表 A-1-1 主な施設開放】平成 25(2013)年度～27(2015)年度

●茨城県教育庁関連

年度	内容等	貸出先	貸出施設	人数
25	茨城県教育庁高校教育課 ディベート・ワークショップ	茨城県教育庁	大教室（講堂）、教室他	160
26	教育委員会フォーラム （高等学校教育課程研究協議会）	茨城県教育庁	大教室（講堂）、教室他	240

筑波学院大学

	第38回全国高等学校総合文化祭 いばらき絵文2014	文化庁ほか、全国高等学校総合文化祭実行委員会	体育館、駐車場ほか	800
27	茨城県高等学校教育研究会工業部(県内全工業高校)工業高校生成果発表・審査会	茨城県高等学校教育研究会工業部	大教室(講堂)、駐車場	500

●つくば市関連

年度	内容等	貸出先	貸出施設	人数
毎年実施	つくば市職員採用試験会場	つくば市	教室	800
	つくばマラソン関係者駐車場	つくば市	駐車場	200
	まつりつくば関係者駐車場	つくば市	駐車場	200
25	つくば市危機管理課講演会	つくば市危機管理課	大教室(講堂)、ほか	200
	つくば市立吾妻児童館活動	つくば市立吾妻児童館	体育館ほか	60
27	つくば市教職員研修会	つくば市	大教室(講堂)	300
	まつりつくば避難訓練	つくば市	駐車場	250
	まつりつくば スポーツパーク会場	つくば市	体育館	200

●学校関連

年度	内容等	貸出先	貸出施設	人数
毎年実施	鹿島学園高校スクーリング	鹿島学園高校	教室	25
	筑波西中学校テニス部練習(年約7日)	つくば市立筑波西中学校	テニスコート	40
25	つくば市立吾妻小学校合唱練習	つくば市立吾妻小学校	大教室(講堂)	30
	県立つくば看護専門学校情報処理授業	県立つくば看護専門学校	情報処理演習室	100
26	Liberty International School(つくば市内インターナショナルスクール)クリスマス会	Liberty International School	大教室(講堂)	300
27	Liberty International School(つくば市内インターナショナルスクール)発表会等(年約2回)	Liberty International School	大教室(講堂)	300
	つくば市立吾妻西中学校交流事業	つくば市立吾妻西中学校	大教室(講堂)	120

●教育関連

年度	内容等	貸出先	貸出施設	人数
毎年実施	英語インタラクティブフォーラム 県南大会、県大会(年約2回)(茨城県内中高生英語大会)	茨城県教育庁	大教室(講堂)、教室他	500
	茨城学びの会(県内教員研修団体)教育研修、教育講座等(年約2回)	NPO法人茨城学びの会	大教室(講堂)、教室他	300
25	つくば市総合教育研究所発表会(つくば市小・中学校教育支援機関)	つくば市教育局 つくば市総合教育研究所	大教室(講堂)	100
26	全国高校生活指導研究協議会全国大会	全国高校生活指導研究協議会	大教室(講堂)、教室他	800
	茨城県内高校教員対象小論文研修会	第一学習社	教室	200
	教育公開講座	NPO法人リヴォルヴ学校教育研究所	教室	60

筑波学院大学

27	いばらき子ども大学 (県内大学で大学教員・研究者等から授業以外の経験を提供する)	いばらき子ども大学	大教室(講堂)、駐車場	300
	かすみがうら子ども大学	かすみがうら市教育委員会	教室	100
	中学保健体育用ダンス DVD 撮影会	(株)フリーク・セブン	体育館	20

●NPO 法人等 公共イベント等

年度	内容等	貸出先	貸出施設	人数
毎年実施	青年海外協力隊 (年約 5 回) (国際理解教育フォーラム)	青年海外協力隊	教室、会議室他	30
	けやきの会 (日本語教育団体) 日本語教室 (年約 34 回)	けやきの会	教室	15
25	栄養講習会 (つくばフットボールクラブ)	つくば FC	教室	90
	元気つく場会 バスツアー駐車場	元気つく場会 (浪江町避難者の会)	駐車場	40
26	浪江町コンサートほか	福島県浪江町	大教室(講堂)、教室他	500
	つくば自転車講演会 (いばらきサイクルツーリズム推進事業)	NPO つくばりんりんプロジェクト	大教室(講堂)、教室他	500
	元気つく場会交流会・講演会	元気つく場会 (浪江町避難者の会)	教室、食堂他	200
	つくばハピまち (つくば青年会議所一般市民参加型イベント)	つくば青年会議所	多目的広場、駐車場	800
	シッティングバレーボール試合	シッティングバレーボール MITON	体育館	100
26 27	つくば国際ウォーキング大会	茨城県ウォーキング協会 茨城県・つくば市協賛・後援	駐車場	200

●近隣団体等

年度	内容等	貸出先	貸出施設	人数
毎年実施	近隣公共施設への駐車場貸出	つくばエキスポセンターほか	駐車場	40
	剣道朝稽古 (桜剣道スポーツ少年団)	桜剣道スポーツ少年団	体育館	130
25	吾妻まつり反省会	つくば市吾妻まつり実行委員会	学生ラウンジ他	80

●試験会場貸出

年度	内容等	貸出先	貸出施設	人数
毎年実施	河合塾模試 (年約 3 回)	全国試験運営センター	教室	400
	電気工事士試験 (年約 2 回)	全国試験運営センター	教室	500
	情報処理技術者試験 (年約 2 回)	ランスタッド	教室	500
	英語検定試験 (年約 2 回)	全国試験運営センター	教室	800

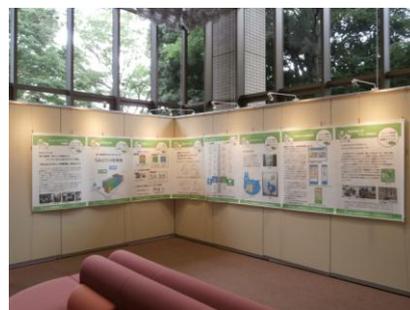
●その他

年度	内容等	貸出先	貸出施設	人数
毎年実施	小学生ドッジボール大会 (KVA 祭(学園祭)時に開催)	KVA 祭実行委員会、 茨城県ドッジボール協会協力	体育館	400
26	コミュニティカレッジ成果発表会 「物語観光の世界 つくつくつば」	スマイルアップ推進委員会	大教室(講堂)、教室他	500

2) 附属図書館

附属図書館は、地域社会への貢献を目指して、平日 9 時から 18 時、土曜日は 9 時から 15 時まで開館し、一般市民の利用に供している。18 歳以上の者（高校生を除く）であれば、本学所蔵の資料を自由に利用できる。貸出条件は、本学学生に準じている。なお、地域の高校生に対しては平成 25(2013)年度から夏休み期間中に限り、自習スペースとして利用を認めている。

この他、つくば市が科学教育イベントとして毎夏行っている「つくばちびっ子博士」の見学会場の提供や、近隣の小学校の社会見学などに図書館を公開し、地域との連携を深める取り組みを行っている。平成 27 (2015) 年度の私立大学等教育研究活性化設備整備事業補助金の利用により、図書館のラーニング・コモンズ機能を整備する目的で、地域デザインセンターの一部として、電子書籍や展示コーナーを完備し、学生と地域住民が気軽に利用できる場を整備し、より一層の地域貢献を目指している。



【写真 A-1-1 附属図書館内の展示コーナー】

3) コミュニティカレッジ

地域住民の生涯学習に対するニーズの高まりに応えるために公開講座委員会が実施してきた公開講座は、平成 22 (2010) 年度から、「エクステンションセンター」(学内組織)が主体となり、外部講師の協力も得つつ、教養系、語学系の講座を実施してきた。社会人の学び直しを中心にビジネスや研究で語学力が必要な社会人、実践力をつけたい学生、小学校での英語必修化や中・高校での英語による授業に向けて準備が必要な教員を対象としている。

平成 25(2013)年からは、「コミュニティカレッジ」の名称で、年間 80 講座に拡充した。3 年間の主なプログラムは、表 A-1-2 のとおりである。地域に関係する著名人をテーマとする講座を開設し、冠木新市氏による野口雨情の講座は、東日本大震災の被災家屋の後片付け（本学学生も参加）で見つけた詩作を加えた内容で、地元の文化の再発見として中高年の参加者も多く、好評であった。本学の学生は無料で講座に参加可能であり、社会人には日本語教員養成資格など履修証明プログラムを提供している。各講座の料金は、語学講座が 1,500 円、教養講座が 1,200 円、キッズは 1,300 円で、60 歳以上の参加を奨めるためシニア料金として 10%減額している。

【表 A-1-2 コミュニティカレッジの主な講座概要】 (平成 25(2013)年度～平成 27(2015)年度)

●語学講座

講座名	講座概要
帰国子女英語	帰国子女の英語レベル維持するのを助け、様々なスキル向上のアプローチを用いて、さらに発展させることを目指す
キッズイングリッシュ	アクティビティ・ドリル練習・歌などを通じて、楽しく英語に慣れる
初級英会話	英語をリフレッシュしたい方、基礎的なコミュニケーション能力の向上を目指す方向けの講座
ニュースで英語を学ぼう	新聞や雑誌、テレビニュースの中から、最近のニュース記事を取りあげ、それを用いて英語を聞きとる力、話す力、書く力をアップグレードさせる
TOEIC600 以上をめざして	実際に英語が使える入り口とみなされている TOEIC600 点突破を目指す講座
中級韓国語会話	初級レベルを終え、もう少し会話のレベルアップをさせたい方のための講座
はじめてのフランス語(フランス語デビュー・旅行英語)	フランス語をはじめて学ぶ、及び過去に学んだことはあっても忘れてしまっている人など対象の講座

●教養講座

講座名	講座概要
歌うことが楽しくなるヴォイスレッスン	腹式呼吸の練習と発音・発声練習、音楽の基礎を学ぶ。最終回はコンサート形式での発表
グローバル・フィルム・ディスカッション	映画を視聴し、内容や技術についてディスカッションする。上映を含め授業はすべて英語
数学を楽しもう	IT を使って数学を、紙と鉛筆だけではできない、数学を体験し、数学を楽しむ
雨情からのメッセージ筑波節と筑波小唄の世界	脚本家でアートプロデューサーによる野口雨情（茨城県出身）が作詞した「筑波節」と「筑波小唄」のできるまでの背景と振付を学ぶことで、観光とまちづくりについて実践的に考える講座
Facebook の使い方	ソーシャルネットワーク(SNS)の Facebook の設定の仕方や使い方を学ぶ
(特別講座) プロが教える旅行講座	「地球の歩き方」などの旅行専門誌で活躍中のトラベルジャーナリストによる旅行講座
(特別講座) ドイツワインのタベ	ソムリエ協会認定ソムリエールでドイツワインの輸入・レストランの経営者と、本学学長によるドイツの食と、ワイン、ビールの関係の講話（試飲あり）
物語観光/つくつくばの七不思議	脚本家でアートプロデューサーによるつくばに眠る文化と歴史をほりおこして作った物語で、まちづくりと観光について考える講座
雨情を旅する	脚本家でアートプロデューサーによる茨城県出身の詩人・野口雨情の詩集、童謡、民謡を年代順にたどりながら、雨情がめざした世界について考える講座
アロマセラピー講座	ハーブが持つ香り効果で心と体のバランスを整え、リラックス、リフレッシュし、自然治癒力を高める芳香自然療法（アロマセラピー）を楽しく学ぶ
やさしい大人ピアノ講座	ピアノが全く初めて又は、昔少しやっていた方対象のグループレッスンによるピアノ講座

4) 筑波学院大学サッカーフィールド

平成 27(2015)年 6 月につくば市、特定非営利法人つくばフットボールクラブ(以下「つくば FC」という。)及び学校法人東京家政学院が「スポーツのまちつくば」に関する協定書を締結し、多目的広場とし学生や市民に開放していた土地を、サッカーフィールドとして整備し、平成 28(2016)年 4 月 1 日から共有開始している。



【図 A-1-1 Tフィールドのロゴ】

このサッカーフィールドは、愛称を一般公募し、つくば市、つくば FC 及び筑波学院大学の頭文字をとり、「T フィールド」と命名された。ロゴマークは本学デザインコースの学生によるコンペで選定された。フィールドは、本学学生のスポーツの授業、サークル活動に使用し、早朝と夕方及び夜間は、つくば FC の女子チーム(高校生中心)



【写真 A-1-2 オープニング式典】

の常設練習場となり、週末は地域住民が使用するなど、地域貢献の役割を果たしている。つくば FC 女子チームは、「なでしこチャレンジ」リーグで平成 32(2020)年の東京オリンピックでは「なでしこジャパン」に選抜されうるメンバーの育成を目指している。本学は、平成 32(2020)年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の協力校であり、その活動の一環として、女子チーム選手が本学に進学する場合の教育支援プログラムを準備している。

サッカーフィールドはじめ本学の体育施設を利用して学生のスポーツ及び地域の生涯スポーツ・レクリエーションを支援する企画を総合的に統括するための組織を立ち上げ、コミュニティカレッジを主催している公開講座委員会と本学と提携しているつくばフットボールクラブが運営する。フィールドを利用した「筑波学院大学球技デー」、市民向けのバレーボール教室やテニス教室、中高齢者向けの健康教室、体育館スタジオでのダンス教室を企画している。

【エビデンス集(資料編)】

【資料 A-1-1】施設貸出一覧表 平成 25～27 年度

【資料 A-1-2】図書館利用ガイド

【資料 A-1-3】図書館をご利用ください

【資料 A-1-4】高校生図書館開放ポスター

【資料 A-1-5】コミュニティカレッジ講座一覧

【資料 A-1-6】「スポーツのまちつくば」に関する協定書

A-2 地域と連携した教育の推進

《A-2 の視点》

A-2-① つくば市をキャンパスと捉えたプログラム

A-2-② 茨城県等との連携

(1) A-2の自己判定

基準項目 A-2 を満たしている。

(2) A-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-2-① つくば市をキャンパスと捉えたプログラム

本学は、平成 17(2005) 年につくば市との間に締結した「筑波学院大学とつくば市との連携に関する協定書」に基づき、地域再生計画の一環として市の活動及び大学の教育研究の充実について、連携協力を進めている。

教育研究上の活動として、大学内だけでなく、つくば市をキャンパスと捉えるコンセプトに基づくカリキュラム「オフ・キャンパス・プログラム」(OCP) を推進している。

1) オフ・キャンパス・プログラム (OCP) の推進

「実践科目」として 1 年次、2 年次の履修科目としている。これは学生が、地域の自治体、企業、NPO 法人の社会活動に一市民として参加し、社会の仕組みを実感すると共に、幅広い人間関係を築き自分の能力を知り、社会における自分の役割を見つけることを目標とする社会連携教育プログラムである。社会力豊かな人間として社会に参加し貢献する意欲を育てる OCP は、建学の精神 KVA の V(徳性の涵養)を具現化するものである。

地域の協力団体は 100 団体を超え、また、活動を補助する教職員及び学生スタッフによる OCP 推進室を設置している。

平成 17(2005)年から継続している OCP の運用は、

1. カリキュラムは OCP 推進委員会の教員により検討され、1 年次、2 年次の全学生が参加する必修授業であり、学生各自のポートフォリオを作成し、地域活動の成果と学生の成長記録を作成する。
2. 学年はじめに、協力団体による活動のプレゼンテーションと学生のマッチングを行い、学年末に OCP の成果発表を行い、協力団体や学外に告知して実践科目 A,B,C の学生代表によるプレゼンテーションを行う。優秀な活動を毎年 5 組選出し、OCP 奨励賞を出し表彰している。学生の受け入れ 10 年を超えた団体にも感謝状を出している。
3. 地域の自治体、高校、企業、卒業生から 33 名の協力者により OCP アドバイザー会議を構成し、OCP 推進室及び本学教職員と年 2 度の会合をもつ。一方、地域の協力により学生の社会力、(社会対応能力、社会人基礎力)を高めることが初期の目標であったが、10 年の歴史を経て、学生の成長とともに、この活動の成果を学生が自発的に地域に還元すること、また、研究成果を社会に発表すること、また教育プログラムとしては、学生のプレゼンテーションだけでなく、卒業研究として成果を出すことを求めている。

2) OCP のカリキュラムの発展

地域の協力により学生の社会力 (社会対応能力、社会人基礎力) を高めることが初期の目標であったが、学生の成長とともに、この活動成果を学生が自発的に地域に還元すること、研究成果を社会に発表・公開すること、また、教育プログラムとして卒業研究につなげていくこととし、平成 27(2015)年度からカリキュラムを次のように発展させた。

1. 1年次、2年次の実践科目は、必修（8単位）とした。
2. 3年次の実践科目Cは、選択必修として社会課題解決型の活動を学生が企画する。
3. 平成27(2015)年度には、学生が実践科目の経験を研究に活かすため、「地域と大学」の授業を必修科目で実施し、平成28(2016)年度には、「地域コミュニケーション」のゼミを開始している。関連科目として、「国際協力・社会貢献」を平成26(2014)年度から、「ボランティア論」を平成28(2016)年度から選択科目として設定している。
4. 平成28(2016)年からは、専任教員が社会力コーディネーターの役割と地域連携活動に必要な授業を担当することとした。

このように、本学と地域による実践的な教育活動は、開始から既に11年を経過し、内容は進化している。現在の特徴的な活動として、平成24(2012)年からつくば市がつくばモビリティロボット実験特区（通称：ロボット特区）となり、本学が実証実験エリア内であったことから、セグウェイを活用した、観光案内や小学生の登校下校見守り活動を実施している。また、東日本大震災による福島原発の被災者である避難者との継続的な交流活動と支援、つくば市の農産物を販売する「みずほの村市場」（株式会社みずほジャパン）がタイに農産物を輸出する企画に協力し、ロゴマークやエコバッグをデザインするなど、第六次産業への協力も展開している。

平成27(2015)年には、OCP推進室の他に、地域連携の核となる地域デザインセンターを設置して、地域活動を行う市民とビジネスデザイン学科とが連携する計画を実行に移した。今後、OCP推進室、ラーニング・コモンズとしての図書館、コミュニティカレッジ、国際交流センターと連携し、大学と地域がより一体となる包括的なセンターを作る準備を進めている。

OCP活動は1年次、2年次の必修授業であり、履修した全学生が、全国大学実務教育協会より、実践キャリア実務士の資格を取得できる仕組みになっている。

主要なOCP活動は表A-2-1のとおりである。



【写真 A-2-1 ロボット特区の表示】



【写真 A-2-2 セグウェイによる見守り】



【図 A-2-1 タイに輸出する商品のロゴ】

【表 A-2-1 OCP 主要活動リスト】

学生の能力・スキル	年度	分野	プロジェクト名 (団体名)	活動内容
マネジメント	25～ 現在	地域活性化	ランタンアート（つくばセンター地区活性化協議会）	つくばセンター地区で小中学生と協力して、毎年冬に実施される手作りランタンのイベント活動サポート、新しいランタンコーナーの企画

	27		筑波海軍航空隊記念館での戦争を語り継ぐ活動(プロジェクト茨城)	筑波海軍航空隊記念館でのイベント運営で、戦後70年を記念して、シンポジウム、記念館の展示、学生による戦争当時のドラマ上演等の活動を企画実施
	22～現在	つくば市との連携	つくばマラソン(つくば市)	つくば市内で毎年11月に実施される1.8万人が参加するマラソン大会の運営サポート
	22～24年	観光	桜田門外ノ変オープンセットを活用する活動(プロジェクト茨城)	映画製作への協力及び水戸市にある映画ロケ地オープンセット跡地を活用して地域を盛り上げる活動の企画・運営
	27	災害支援	福島ジュニアフェスティバル	福島ジュニアフェスティバルの企画・運営。東日本大震災の原発被害でつくば市に被災して現在も居住している小学生達対象のフェスティバルを企画運営
コミュニケーション	22～現在	地域活性メディアとの連携	ラヂオつくば番組作成(つくばコミュニティ放送(株))	筑波研究学園都市のFMラジオ番組作成で、企画、取材から放送のパーソナリティーを本学学生が勤め、毎週放送
		観光	つくばサイエンスツアー(一般財団法人茨城県科学技術振興財団)	市内を運行するつくばサイエンスツアーバスに添乗し、市内外からの来場者対応、運営のサポート
			梅まつりでのイベント(つくば市観光物産課)	筑波山梅林の梅まつりの時期に、「フォレストアドベンチャーつくば」と協力して、子供向けのイベントを開催
	24～現在	つくば市との連携	つくばセグウェイプロジェクト(つくば市科学技術振興課)	つくば市が特区のため、電動立乗り二輪車セグウェイの実証実験サポートとして、セグウェイ利用の観光案内、小学校の下校時の見守りのプロジェクトを実施
	24～現在	国際交流	日本語であそぼう(つくば市国際交流協会)	つくば市国際交流協会が実施するイベントに通訳や運営スタッフとして参加
デザイン	24～25	まちづくり	駐車場サイン制作(つくば都市交通センター)	市内駐車場のサイン計画を企画し、制作まで実施
	25～現在		フラワーアートデザイン(つくばセンター地区活性化協議会)	花で絵を描くフラワーアートのデザイン・実施サポートほか
	27～現在	産学共同	(株)みずほジャパン	つくば市の農産物をタイ及びアジアに輸出する企業に協力し、ロゴデザイン、バンコク店で販売するエコバッグ制作
	27	災害支援	石巻市葉山神社プロジェクト・マッピング	東日本大震災の大津波で全壊した石巻市葉山神社の修復が完了し、竣工奉祝祭において、神社にプロジェクト・マッピングを制作・奉納
PCスキル	22～現在	高齢者支援	パソコン教室(つくばパソコンボランティアサークル)	PCのスキルを活かし、高齢者へのパソコン指導サポート
		子どもの健全育成	つくば科学フェスティバル	毎年実施されるイベントに、科学を身近に感じるブースを出し、子どもたちに助言・指導を行う

A-2-② 茨城県等との連携

1) 県立高等学校との高大連携

平成18(2006)年3月、茨城県教育委員会と「茨城県立高等学校生徒を対象とした大学の授業公開等に係る協定書」を締結し、県内高等学校との高大連携が開始された。

平成22(2010)年1月には石下紫峰高等学校と「筑波学院大学と茨城県立石下紫峰高等学校の高大連携に関する協定書」を締結した。この協定書に基づき平成22(2010)年度より県

立石下紫峰高等学校に情報の教員、平成 23(2011)年度からは情報、観光、心理学の教員を派遣し高校で授業を行い、また、高校の校長を本学の OCP アドバイザーに委嘱するなど教員の交流を継続してきた。また、平成 26(2014)年より、県立笠間高等学校にデザインの教員を派遣して授業を行っている

この他、茨城県教育委員会の高大連携の会議へ参加しているほか、平成 27(2015)年度より、県内 10 大学連携による茨城県キャリア支援ネットワーク交流会に教職員が参画している。

2) いばらき子ども大学への参画

夏季休業中に開催される茨城県教育委員会主催の「いばらき子ども大学」に、本学施設を提供するとともに教員が事業実施の支援・協力を行っている。これは、ドイツのチュービンゲン大学発祥の、大学を会場にして地域の小学生に大学の知見を広める活動である。平成 26(2014)年度の初回から協力し、平成 27 (2015) 年度はサイバーデザイン社のロボットスーツのプレゼンテーションに約 100 人の小学生と保護者が参加した。平成 28 (2016) 年度は本学のデザイン系の教員 4 名が、小学生約 100 人を対象にアニメーション基礎講座「フェナキストスコープで映像体験」を開催する。

3) 自治体への協力及び出張授業、講演

本学の教員は、茨城県・市町村の教育委員会等の要請により、英語教員の研修・情報活用に関わる専門委員会などへ参加した他、自治体はじめ地域の各種団体等に教員を派遣している。また、県内の高校等の依頼で教員が出張授業及び講演を行っている。最近の主な実績は、表 A-2-2～表 A-2-4 のとおりである。

表 A-2-2 教員の自治体への協力、主な学外委員等リスト】

(平成 20 (2008) 年度～平成 27 (2015) 年度、茨城県内)

開始年度	委員名称等	委嘱先
20 年度 ～継続	つくば市教育行政懇談会委員	つくば市
21 年度 ～継続	つくば市行政経営懇談会委員	つくば市
22 年度 ～継続	茨城空港利用促進等協議会委員	茨城県
	つくば市産業戦略会議委員	つくば市
	つくば市観光基本計画策定委員会委員	つくば市
	アイラブつくばまちづくり推進委員会委員	つくば市
	国際都市つくばを考える懇話会委員	つくば市
23 年度 ～継続	茨城県都市計画課 まちづくりアドバイザー	茨城県
24 年度 ～継続	茨城県財団法人つくば都市振興財団評議員会委員	つくば都市振興財団
	つくば市生涯学習審議会委員	つくば市
	つくば市立並木小学校学校評議員	つくば市立並木小学校

筑波学院大学

	茨城県かすみがうら市郷土博物館運営委員会委員	かすみがうら郷土博物館
	茨城県北茨城市常陸大津の御船祭保護調査委員会委員	北茨城市教育委員会
	つくば女性研究者支援協議会	筑波大学
	つくばインターンシップコンソーシアム副理事長	つくばインターンシップコンソーシアム
	つくば市国際交流協会理事	つくば市国際交流協会
25年度 ～継続	茨城県私立学校審議委員会委員	茨城県
	つくば市教育総合研究所懇話会委員	つくば市
	つくばショートムービーコンペティション実行委員長	つくば市
25年度	筑波研究学園都市 50 周年記念ロゴマークデザイン審査員	つくば市
	筑波研究学園都市 50 周年記念キャラクターデザイン選考委員会委員	つくば市
25年度 ～継続	笠間稲荷周辺まちづくり拠点施設運営事業者選定検討委員会委員	笠間市
26年度 ～継続	県南生涯学習センター運営協議会委員	県南生涯学習センター
	つくば市市民活動センター諮問委員会委員	つくば市市民活動センター
	日本語であそぼう実行委員会副委員長	つくば市国際交流協会
	つくば 4T プロジェクト構成員	つくば市
27年度 ～継続	つくば市まち・ひと・しごと創生有識者会議委員	つくば市
	つくば市上郷高校跡地利用活用方策検討委員会委員	つくば市
	まつりつくば大会本部委員	つくば市
	G7 茨城・つくば科学技術大臣会合推進協議会委員	茨城県
	筑波技術大学監事	筑波技術大学

【表 A-2-3 教員の専門性による地域貢献 主なデザイン関連活動】

(平成 23(2011)年度～平成 27(2015)年度、茨城県内)

開始年度	内容	関係先
23年度 ～継続	花で描こうフラワーアートプロジェクト	つくばセンター地区活性化協議会
23年度	南 1 駐車場館内サイン計画 (つくば市立体駐車場)	財団法人都市交通センター
24年度	竜巻被害のその後 (竜巻復興支援映像制作)	つくば市 IT 戦略室
24年度 ～継続	デザインゼミ卒業制作展覧会、「卒展 10」(メディアデザインコース卒展)	筑波銀行、筑波西武、つくば市立美術館他
25年度	つくば市研究学園駅前イルミネーション提案	つくば市葛城遠東まちづくり協議会
27年度	空間デザインコンペティション	財団法人都市交通センター
27年度	みずほの村市場バンコク点販促品デザイン	みずほの村市場
27年度	石巻市葉山神社プロジェクションマッピング	石巻市葉山神社

筑波学院大学

27年度	つくばぐるめマップ	財団法人都市交通センター
27年度	Tフィールドロゴデザインコンペ	つくば市

【表 A-2-4 教員の主な講演、審査員等の活動リスト】 (平成 25(2013)年度～平成 27(2015)年度)

年度	種別	内容等	関係先
25 年度	講演	つくば市をマーケティングする	つくば観光コンベンション・ビューロー
	講演	「マイフューチャーセミナー」講師	茨城県立並木中等教育学校
	講演	牛久市国際交流協会ブラッシュアップ講座「文法をどう取り扱うか」	牛久市国際交流協会
	講演	牛久市国際交流協会ブラッシュアップ講座「漢字の扱いについて」	牛久市国際交流協会
	公開講座	「Basic Debate」	茨城県教育委員会
	高大連携	「Robot 講座」、高大連携（茨城県立高等学校）による公開講座	
	高大連携	「JavaScript 講座」、高大連携（茨城県立高等学校）による公開講座	
	社会的 貢献	「クラウドコンピューティング演習」出前授業	石岡商業高等学校
	社会的 貢献	「情報の基礎～情報の整理と活用～」、コロキウム	大成女子高等学校
	社会的 貢献	つくば市プレゼンテーションコンテスト、審査委員	
	社会的 貢献	パソコン相談	本学附属図書館、毎週月曜日
	審査員	茨城県高等学校弁論大会審査員	茨城県教育庁
	審査員	つくば市中学校英語弁論大会審査員	つくば市教育委員会
	審査員	The 28th Speech Contest	ITC (International Training in Communication) Tsukuba Club
地域の学術 行事	つくばちびっこ博士「ワークショップ「テクノ手芸を体験しよう！」	つくば市教育委員会	
地域の学術 行事	「情報オリンピック日本委員会 2013 年度『レギオ』講習会」講師	茨城県教育庁	
地域の学術 行事	「つくば科学フェスティバル 2013」出展	つくば市	
26 年度	講演	牛久市国際交流協会ブラッシュアップ講座「学習者の声を聴いてみよう」	牛久市国際交流協会
	講演	牛久市国際交流協会ブラッシュアップ講座「外国人研究～学習者のよりよい理解をめざして～」	牛久市国際交流協会
	公開講座	大学体験授業	茨城県立筑波高等学校
	公開講座	大学体験授業「コミュニケーションティーチング」	筑西市立明野中学校
	公開講座	北茨城市市民大学「祭礼食と日常食」	北茨城市教育委員会

	高大連携	「ロボット講座」、高大連携（茨城県立高等学校）による公開講座	
	高大連携	「JavaScript 入門講座（スマホのゲームをつくるう）」、高大連携（茨城県立高等学校）による公開講座	
	高大連携	「Web ページ作成講座」、高大連携（茨城県立高等学校）による公開講座	
	社会的貢献	つくばちびっ子博士「ゲームを作って、アルゴリズムを学ぼう！」	つくば市教育委員会
	社会的貢献	つくばちびっ子博士「ロボットを動かそう！」	つくば市教育委員会
	社会的貢献	特別授業、『情報の基礎～情報の整理と活用～』、コロキウム	大成女子高等学校
	社会的貢献	パソコン相談	本学附属図書館、毎週月曜日
	審査員	第38回全国高等学校総合文化祭 いばらき総文2014	日本語弁論大会審査員
	審査員	The 29th Speech Contest	ITC (International Training in Communication) Tsukuba Club
	地域行事	つくばちびっ子博士ワークショップ「テクノクラフト／テクノ手芸を体験しよう！」	つくば市教育委員会
	地域行事	「つくば科学フェスティバル2014」出展	つくば市
27年度	社会的貢献	つくば市プレゼンテーションコンテスト、審査委員	
	社会的貢献	パソコン相談	本学附属図書館、毎週月曜日
	審査員	茨城県高等学校弁論大会審査員	茨城県教育庁
	地域の学術行事	つくばちびっ子博士「ワークショップ」	つくば市教育委員会
	地域の学術行事	「情報オリンピック日本委員会 2015年度『レギオ』講習会」講師	茨城県教育庁
	地域の学術行事	「つくば科学フェスティバル2015」出展	つくば市

(3) 基準 A-1、A-2 の改善・向上方策（将来計画）

地域創生の教育面での課題である県内進学率を高め、更に県内就職率を高めるため、地域の要請に応える教育内容を改善・整備するとともに、農業や自営を継承する人材を育成するための起業教育、キャリア支援教育、就業指導を強化していく。そのため、高等学校や、高校生、保護者のニーズ、地域の要請を調査・分析し、現在の学部・学科を再構築する改組・改革について、具体的な検討が迫られている。

また、筑波研究学園都市の中心に位置する唯一の私立大学として、国際特区、教育特区、ロボット特区であるつくば市の特徴を明確にするため、大学のもつ人的・物的資源や情報を有効に活用し、教育面での貢献をしていく。その際、つくば市の公園が隣接しており、学内を公道が通り、塀の無いキャンパスとしての特徴を活かし、また、地域住民の生涯学習の場、レクリエーションの場、交流の場として積極的に活用いただくとともに、市民が集う賑わいの場として整備、管理・運営していく。

オフ・キャンパス・プログラムは、学生のキャリア教育に役立てるよう一層の充実を図るとともに、このプログラムへの市民や企業、自治体等の参画を進めることにより、地域との連携、市民の生きがいにつながる活動として発展させる。

大学の人的・物的資源を地域に供するとともに、地域の資源を大学に取り込む仕組みを構築し、魅力ある大学づくりを進めていく。

【基準 A の自己評価】

本学は開学時から KVA 精神を現代に適用した人材教育を行い、地域で活躍する人材を輩出するとともに、地域の生涯学習の場として活用されており、公私協力型大学として設置された本学が地域に貢献する大学として使命、意義は高まっており、その状況は、大学案内、ウェブサイト及び報道媒体においても常に公表している。

地域との連携協力と交流を重視し、「総合教養教育」「実践的な専門教育」「地域連携活動」を重視し、「地域の生涯学習の拠点」としての機能を充実させることを毎年の事業計画の目標とし、実行している。学生、特に地域の学生の確保、地元への就職の促進等の課題はあるが、地域社会への寄与、貢献度は高く、基準 A を満たしていると評価する。

【エビデンス（資料編）】

【A-2-1】平成 25（2013）年度～平成 28（2016）年度事業計画書

【A-2-2】筑波学院大学とつくば市との連携に関する協定書

【A-2-3】Off Campus Program 「つくば市をキャンパスに」社会力養成プログラム

【A-2-4】OCP 連携団体リスト

【A-2-5】筑波学院大学 OCP 推進委員会規程【再掲】【規則集】

【A-2-6】平成 28 年度シラバス【再掲】【基礎資料 F-12】

【A-2-7】学院生活便覧 平成 28 年度（2016）【再掲】【基礎資料 F-5】

【A-2-8】茨城県立高等学校生徒を対象とした大学の授業公開等に係る協定書

【A-2-9】筑波学院大学と茨城県立石下紫峰高等学校の高大連携に関する協定書

【A-2-10】いばらき子ども大学

【A-2-11】研究業績

基準 B. 小規模大学の特色を活かした「グローバル化」と「ICT 活用」

B-1 学生の国際交流の促進、グローバルな能力・環境の醸成

《B-1 の視点》

B-1-① 学生交流、留学生支援体制

B-1-② グローバルな能力・環境の醸成

(1) B-1 の自己判定

基準項目 B-1 を満たしている。

(2) B-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

B-1-① 学生交流、留学生支援体制

1) 海外研修の推進、海外大学からの受け入れ

学生が海外研修で異文化に触れ、日本を見直す機会を得ることは、大学教育において重要な要素であることから、海外研修プログラムを平成 27 (2015) 年度より選択必修としている。

海外との交流協定は、平成 14(2002)年に誠信女子大学校(韓国ソウル市)、平成 18(2006)年に中華大学(台湾新竹市)、平成 25(2013)年に釜山女子大学校(韓国釜山市)及びインドネシアの Japanese Course Yogyakarta と締結しており、相互に交換留学生を受け入れる状況にある。

アメリカ、イギリス、カナダ、オーストラリアへは長期、短期の海外研修が可能である。また、OCP 活動と連動して、タイに海外ボランティア派遣を行っている。国際交流センターがプログラムを統括し、事前のオリエンテーションを行い、帰国後はレポート提出を課している。提携校が滞在プログラムを作成する場合などプログラムの種類により、本学教員の引率と学生のみ派遣があり、航空券等の手配を学生がインターネット利用で行うなど、研修の意義を高めている。

提携校から来日する研修では、国際交流センターや国際別科の教職員及び学生が滞在プログラムを積極的に作成し、積極的に交流している。

過去 3 年間の研修状況は、表 B-1-1 のとおりである。

【表 B-1-1 海外短期研修・長期留学 受入・派遣人数一覧】

(平成 25(2013)年度～平成 27(2015)年度)

<短期研修>

			平成 25 年度		平成 26 年度		平成 27 年度	
派遣先	国・地域名	協定書	受入	派遣	受入	派遣	受入	派遣
中華大学	台湾	有り	10	7	10	12	8	11
釜山女子大学	韓国	有り	—	—	0	6	0	中止
オーストラリア語学研修	オーストラリア	無し	—	0	—	3	—	3

筑波学院大学

Japanese Course Yogyakarta	インドネシア	有り	0	—	32	—	22	—
受入・派遣別合計			10	7	42	21	30	14
短期交流合計			17		63		44	

<長期研修>

			平成 25 年度		平成 26 年度		平成 27 年度	
派遣先	国・地域名	協定書	受入	派遣	受入	派遣	受入	派遣
中華大学	台湾	有り	—	—	0	—	2	—
誠信女子大学校	韓国	有り	1	0	0	0	0	0
受入・派遣別合計			1	0	0	0	2	0
長期交流合計			1		0		2	

<短期・長期交流 合計>

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
短期・長期交流 合計	18	63	46

2) 留学生支援

現在本学は学生の約 2 割強が外国人留学生である。外国人留学生は、日本学生支援機構実施の日本留学試験（日本語）で 220 点以上の日本語能力を有する学生が入学している。教職員が協力して、留学生が学業でゼミの専門性を修得するための日本語指導、生活習慣の支援、就職支援を行っている。国際交流センター及び外国人留学生担当者会議を定期的に開催し、学生支援グループと緊密な連携をもちつつ指導にあたっている。日本で就業したい留学生は、母国語、日本語及び英語の素養が必要であり、日本語力とともに英語力の向上に力を入れている。

平成 27（2015）年からは、学生ラウンジ内に、International Student Lounge を設置し、毎週木曜日に留学生が日本語または英語で学部生とコミュニケーションをとる時間を設けた。国際交流センターの教員、国際別科の教員と学生支援グループの職員が参加してテーマを決めたディスカッションを継続している。

3) 国際別科

筑波学院大学国際別科は、中級レベルの日本語能力をもち進学や就職を目指す外国人のための日本語習得機関として平成 22(2010)年 4 月に開設した。

日本語及び日本文化中心の授業を行い、今まで 24 人が本学及び国内の大学及び大学院に、1 人が専門学校に進学している。現在は、29 人が在学し、国籍は 11 か国にわたる。

国際別科の特徴は、学部の授業科目が履修できることである。平成 28(2016) 年度前期の履修可能科目は 10 科目である。学部の英語と情報系の授業を履修して進学や就業に備

えることができる。また、大学が地域市民に開講しているコミュニティカレッジも無料で聴講可能であり、学生が学習意欲に応じて多様な学びを体験できる。国際都市であるつくば市の特徴を活かして、アジア諸国の学生に、グローバル人材教育を行っている。学部学生と国際別科学生の交流は、相互のグローバル経験に寄与している。

B-1-② グローバルな能力・環境の醸成

1) 国際コミュニケーション力

国際コミュニケーション能力、特に英語力の強化に関しては、既に入学者募集の段階から、「英語が嫌いな学生は日常会話を修得、英語に興味のある学生は TOEIC 500 を、英語が好きな学生は TOEIC800 以上を修得する」ように指導することを告知し、1年生ではアセスメントテストにより、能力別のクラスで英語ネイティブの教員が指導に当たる。

確実にグローバル社会で就業していく現在の大学生は、外国語コミュニケーション能力が必要であること、異文化理解が必要であることを自覚させることに重点をおいている。また、全学生の2割を占めるアジア諸国からの留学生と触れ合う方針をとっている。

日本人学生の国際コミュニケーション力醸成の活動として、時差の無いアジア、オセアニア地域と遠隔授業を行う企画を進めている。CCDL(Cross Cultural Distance Learning)と呼び、日本語授業、英語授業を海外の大学の授業と結んで学生同士のディスカッションを行うものである。平成27(2015)年は、試験的に中華大学と開始した。現在、両校の授業時間を考慮して、90分授業のうち20分程度を海外の学生との共通時間に設定している。なお、長春大学(中国)とはインターネットスクリーンで繋いで、CADによる製図の授業、ペーパーカーレースによる相互交流を行ってきた。

2) 国際力を高めるイベント企画

平成25(2013)年の筑波研究学園都市50周年記念事業として開始した英語スピーチコンテスト「KVA CUP」とショートムービーコンペティション「つくッペ」を毎年開催している。

・ KVA CUP (英語スピーチコンテスト)

KVA CUPは、小学生から社会人が参加する英語スピーチコンテストで、本学の文化祭であるKVA祭の土曜日に開催される。小学生の部は、英語の詩の暗唱、小学生帰国子女は事前に発表したテーマのスピーチ、中学生は用意したスピーチ、高校生は、スピーチに審査員からの質疑応答、大学生と社会人は当日抽選で引いたテーマを10分間準備して即興スピーチと質疑応答である。これは、本学が英語コミュニケーション能力とは、流暢に話すことよりも論理的思考、リテラシー能力で説得力のある発表ができることを重視し、帰国子女や外国人と同じ場で自信をもって発言することを目指していることによる。茨城県、つくば市、教育委員会の他スポンサー企業の協賛により、優勝者



【写真 B-1-1 「KVA CUP」表彰式】

はつくば市長杯の他副賞で海外旅行等が提供される。過去 3 回で、平均 45 名の参加がある。大会の実行委員は教職員と学生で行い、審査員は外部から招聘している。

・つくばショートムービーコンペティション「つくッペ」

10 分間までの短編映画コンペティションである。アニメーション、ドキュメンタリー、創作映画の自由なジャンルで応募可能で学生からプロまで毎回 50 以上の作品から優秀賞が選ばれる。大会は本学教職員・学生と、つくば市職員、つくば市民等で運営されている。平成 28 (2016) 年からグランプリ授賞者は、つくば市の姉妹都市であるフランスのグルノーブル市で開催される屋外短編映画祭に参加し、特別作品としてフランス語字幕を付して紹介されている。



【写真 B-1-2 「つくッペ」表彰式】

3) 海外大学との研究交流

海外における学会発表や交流は、各専門分野で行われているが、平成 25(2013)年からは、フランクフルト大学 (Fachhochschule Frankfurt am Main) がエラスムス計画の一環で、学生交流事業として全世界から大学教員を招聘して International Week (英語で授業を行う週間) を開催しており、教員を派遣して 5 月に授業を行っている。同大学からは、平成 27(2015)年にはロボットセラピー研究者が来日して教員交流を行っている。

インドネシアとは、学生が本学に研修で訪問して学生と交流するに留まっているが、平成 28(2016)年 10 月に、Muhammadiyah University (UMY)から 5 名の教員が来日し、本学の教員と経済、政治に関するミニシンポジウムを開催する予定である。

【エビデンス集 (資料編)】

【資料 B-1-1】筑波学院大学国際別科規程【規則集】

【資料 B-1-2】平成 28 年度シラバス【基礎資料 F-12】

【資料 B-1-3】KVA CUP パンフレット

【資料 B-1-4】つくばショートムービーコンペティション つくッペ フライヤー

B-2 ICT 教育の推進

《B-2 の視点》

B-2-① デザインによる地域貢献

B-2-② ロボットの教育活用

(1) B-2 の自己判定

基準項目 B-2 を満たしている。

(2) B-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

B-2-① デザインによる地域貢献

1) デザインによる地域協力

本学のデザイン力により地域貢献は、平成 23(2011)年度から、つくば市の新たなまちづくりについて、デザインを通して考え、産・官・学のそれぞれの立場で協働して地域の解決に取り組む活動を、学生主導の地域デザイン企画のコラボレーションにより始めた。平成 23(2011)年に、つくば都市交通センターに協力し、市内の駐車場デザインを学生が提案した。この提案は、海と陸にわけたキャラクターにより市民が駐車位置を記憶しやすく配置したものである。また、同年、つくば市の竜巻被害と復興のドキュメンタリーフィルムを制作、また、市内美化のためにフラワーアートやライトアップのプロジェクトに、教員及び学生が企画提案している。平成 26(2014)年にはつくば市のグルメマップをデザインして観光客に配布し、平成 27(2015)年には、タイに輸出する農産物の商品ロゴマークやエコバッグのデザインを手掛けた。学生の卒業作品は、学内とともに筑波銀行のギャラリーで展示し、平成 28(2016)年度は、つくば市立美術館で卒業展を開催する計画である。



【写真 B-2-1 駐車場のデザイン】

2) 地域デザインセンターの設置

平成 28 (2016) 年 4 月、地域と連携しつつ本学の持つデザイン力を活かして、地域産業の育成、地域経済の活性化を担う活動の推進を通して、デザインの発信拠点となる地域デザインセンター (CDC:Community Design Center) 規程を施行した。

地域と協働する「コラボレーションスペース」を 1 階学生ラウンジ内に設置し、市民と学生がプロジェクトの意見交換、企画の策定、市民に対するデザインソフトの利用講習を行う計画である。

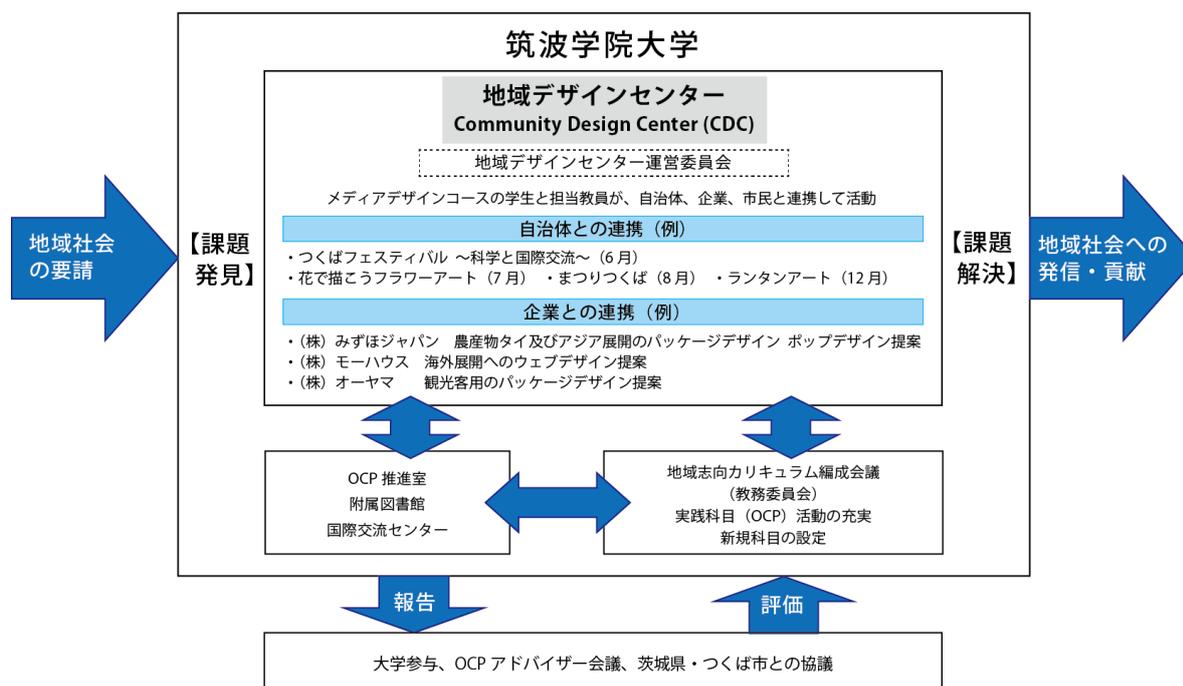
CDC は自治体との連携で 6 月の科学と国際交流をテーマにした地域イベントへの参加、また、地域企業とのコラボレーションでは、既に、観光物産卸業の株式会社オーヤマのパッケージデザイン、女性衣料の株式会社モーハウスの海外向けウェブサイトの提案など、地域企業からの連携依頼が寄せられている。



【写真 B-2-2 CDC で活動する学生】

平成 27 (2015) 年、CDC の活動の成果を地域社会に発信するための「展示スペース」を図書館 1 階に開設した。これは、図書館のラーニング・コモンズ構想の一環である。

今後、デザインセンターを中心にしながら、学内の各施設 (図書館、体育館、教室、食堂、サッカーフィールド等) を有効活用し、地域住民等の生涯設計に寄与していく計画である。



【図 B-2-1 地域デザインセンター概念図】

B-2-② ロボットの教育活用

1) 【セグウェイ等ロボットの活用】

つくば市がロボット特区であることから、本学は文系の小規模大学の特徴を活かし、開発されたロボットの市民社会への運用面の研究を継続してきた。自動2輪ロボット（セグウェイ）の運用、超小型モビリティの活用実験も行い、株式会社サイバーダイン社のロボットスーツのプレゼンテーションにも大学施設を提供してきた。長年継続的に行っている活動に、パルロや動物ロボットに代表されるコミュニケーションロボットの活用調査がある。



【写真 B-2-3 セグウェイの運用風景】

【ロボット・セラピー教育】

超高齢社会を迎えたわが国において、健康寿命を長くでき、また、認知症になった場合でも本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けることができる医療・介護の基盤が充実した社会の実現が望まれる。そのため本学では、平成 22 (2010) 年から、ロボットを活用し、高齢者に活発なコミュニケーションを生起させるための課題、方法について、実際のフィールドである近隣の高齢者施設で調査し、対策案を立案し、その対策案を実際のフィールドで試行、改善するロボット・セラピーの教育・研究活動を実施している。更に、同様の取り組みを、近隣で2か所、その他首都圏の4か所の施設で、他大学の教員、学生と共同で実施している。この実践的な教育は、超高齢社会

におけるロボット応用による課題解決に資するほか、実社会で問題解決を行うケーススタディとして役立っている。

2) コミュニケーションロボット普及支援

超高齢社会において、介護施設にコミュニケーションロボットを導入することにより、労働を軽減し、入居者の話し相手になる等の役割があるが、運用面のデータを蓄積している研究者は少ない。本学は、過去数年の活動を更に発展させる計画もっている。

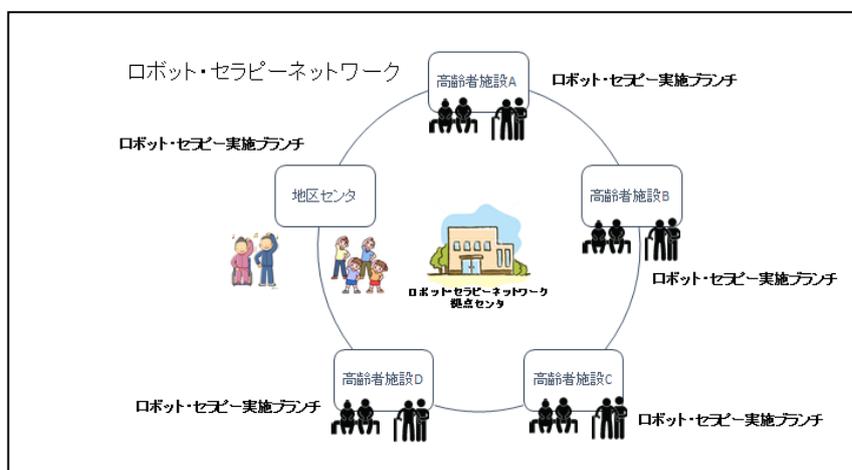
本学の教員が支援した株式会社ア・ファン〜匠工房（ソニーOBが設立したロボットAIBOの修理を行うとともにコミュニケーションロボット普及を進める企業）が国際研究開発法人日本医療開発研究機構(AMED)の介護ロボット導入促進事業の参加企業に選定されたことを受け、平成28(2016)年から、ロボット・セラピー活動を実施している高齢者施設が同事業に参画することに協力し、ロボットの選定、適用などに関しコンサルティングを行っている。



【写真 B-2-4 コミュニケーションロボット】

3) ロボット・セラピー・ネットワーク構想

平成28(2016)年度には、ロボット・セラピー・ネットワーク構想を推進する。これは、ロボットの高価格、施設におけるロボットオペレータ不在などの理由で、ロボット・セラピーの普及が進んでいない課題を解決するため、複数のロボットとロボットオペレータを置くロボット・セラピー拠点を中心に、高齢者施設、地区センター、ケアプラザなどのロボット・セラピー実施ブランチをネットワークで拠点到に繋ぐ計画である。このロボット・セラピーネットワークの実現の可否を検討するため、本学がロボット・セラピー拠点となり、茨城県及び東京都の小規模の介護施設とのネットワークを構築し、導入の問題点を調査する。ビジネスデザイン学科の一つの柱として、コミュニケーションロボットのビジネス展開とロボットの新しいビジネスモデルを模索しようとするものである。



【図 B-2-2 ロボット・セラピーネットワーク概念図】

(3) 基準 B の改善・向上方策（将来計画）

グローバル化対応に関しては、日本の未来を担う学生が、異文化を理解し、体験することで外国人との共生を計画している。学生の特徴として欧米の大学に長期にわたり留学する希望が無く、短期研修を望む傾向にある。まず、学生が海外に出ることを啓蒙し、外国の大学とデュアルシステムを構築する可能性を探りつつ、海外大学との交流を体系的に行うため、協定の締結について具体的な検討を進める。

10年近くにわたりコミュニケーションロボットの実証実験を行っているが、今回AMEDの実証実験に株式会社ア・ファン〜匠工房と協力することで、より具体的に学生が関わる研究成果が期待できる。地域デザインセンターについては、基準 A の視点を含め、図書館活動、OCP、オープンカレッジの拡充、国際交流センター、障がい学生支援センターの機能強化、つくば FC との連携など、大学と地域の連携・交流を組織として進めるための総合調整・企画・実施する組織整備を進める。

国際都市であり、ロボット特区に指定されたつくば市の特性を考慮し、また、その特性を大学の活動に活かしてゆくため、「地域」をローカルと捉えず、地域を含む地球規模の視野をもって、グローバル化、ICT教育をいかに推進してゆくかが大きな課題であり、本学を取り巻く環境を考慮して、様々な課題に教職員が一丸となって対応していく。

【基準 B の自己評価】

設立者大江スミは、国際教養人として、最新の知識と技、それを正しく使う徳性を備える人材の育成を目指して高等教育機関を設置した。本学も、この精神に基づき良き家庭人、社会人を育成する目的で、茨城県、つくば市の協力のもとに設置された。

本学の学部は、グローバルな視野をもち、情報技術と経営センスを備えた人材を育成する。

大学院をもつ大学が実行するスーパー・グローバル、スーパー・サイエンスの視点ではなく、小規模大学として地域に密着した地道な活動の積み重ねの上に、本学らしさの創造、実現を目指している。

グローバル化対応に、全学をあげて地域と一体的に取り組んでいる。近年、外国人留学生の積極的な受入れ、海外の大学との連携、国際色豊かな様々なイベントの開催など魅力ある企画により、学生がグローバル化の取組みに参画するとともに、一般市民の関心が高まっており、本学の存在意義を示している。

ICTについては、ハードの開発、製造等の活動は別として、ソフトの開発、教育や福祉への活用などを積極的に進め、地域からの評価されている。

本学は、グローバル化、ロボットをはじめとする ICT 教育を継続的に実施しており、茨城県の掲げる「生活大県」、「産業大県」の実現、魅力ある県へのイメージアップ、さらに、国際都市、研究学園都市、つくば市の特徴を発揮する上で、本学は大きく貢献している。その点で、本学は基準 B を満たしていると自己評価する。

V. エビデンス集一覧

エビデンス集（データ編）一覧

コード	タイトル	備考
【表 F-1】	大学名・所在地等	
【表 F-2】	設置学部・学科・大学院研究科等／開設予定の学部・学科・大学院研究科等	
【表 F-3】	学部・研究科構成	
【表 F-4】	学部・学科の学生定員及び在籍学生数	
【表 F-5】	大学院研究科の学生定員及び在籍学生数	該当なし
【表 F-6】	全学の教員組織（学部等）	
	全学の教員組織（大学院等）	該当なし
【表 F-7】	附属校及び併設校、附属機関の概要	該当なし
【表 F-8】	外部評価の実施概要	
【表 2-1】	学部、学科別の志願者数、合格者数、入学者数の推移（過去 5 年間）	
【表 2-2】	学部、学科別の在籍者数（過去 5 年間）	
【表 2-3】	大学院研究科の入学者数の内訳（過去 3 年間）	該当なし
【表 2-4】	学部、学科別の退学者数の推移（過去 3 年間）	
【表 2-5】	授業科目の概要	
【表 2-6】	成績評価基準	
【表 2-7】	修得単位状況（前年度実績）	
【表 2-8】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	
【表 2-9】	就職相談室等の利用状況	
【表 2-10】	就職の状況（過去 3 年間）	
【表 2-11】	卒業後の進路先の状況（前年度実績）	
【表 2-12】	学生相談室、医務室等の利用状況	
【表 2-13】	大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	
【表 2-14】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	
【表 2-15】	専任教員の学部、研究科ごとの年齢別の構成	
【表 2-16】	学部の専任教員の1週当たりの担当授業時間数（最高、最低、平均授業時間数）	
【表 2-17】	学部、学科の開設授業科目における専兼比率	
【表 2-18】	校地、校舎等の面積	
【表 2-19】	教員研究室の概要	
【表 2-20】	講義室、演習室、学生自習室等の概要	
【表 2-21】	附属施設の概要（図書館除く）	該当なし
【表 2-22】	その他の施設の概要	
【表 2-23】	図書、資料の所蔵数	
【表 2-24】	学生閲覧室等	
【表 2-25】	情報センター等の状況	該当なし
【表 2-26】	学生寮等の状況	該当なし
【表 3-1】	職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）	
【表 3-2】	大学の運営及び質保証に関する法令等の遵守状況	
【表 3-3】	教育研究活動等の情報の公表状況	
【表 3-4】	財務情報の公表（前年度実績）	
【表 3-5】	消費収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表 3-6】	事業活動収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表 3-7】	消費収支計算書関係比率（大学単独）	
【表 3-8】	事業活動収支計算書関係比率（大学単独）	
【表 3-9】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	
【表 3-10】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	

【表 3-11】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間）	
----------	-----------------------------------	--

※該当しない項目がある場合は、備考欄に「該当なし」と記載。

エビデンス集（資料編）一覧

基礎資料

コード	タイトル	備考
	該当する資料名及び該当ページ	
【資料 F-1】	学校法人東京家政学院 寄附行為	
【資料 F-2】	GUIDEBOOK 2017（大学案内）	
	GUIDEBOOK 2016（大学案内）	
【資料 F-3】	筑波学院大学 学則	
【資料 F-4】	平成 28 年度（2016 年度） 筑波学院大学学生募集要項	
	入試ガイド	
【資料 F-5】	学院学生便覧 平成 28 年度（2016）	
	学生手帳	
【資料 F-6】	平成 28 年度 事業計画書	
【資料 F-7】	平成 27 年度 事業報告書	
【資料 F-8】	大学ウェブサイト アクセス	
	大学ウェブサイト 施設・設備	
【資料 F-9】	学校法人東京家政学院規則集目次	
【資料 F-10】	学校法人東京家政学院常任理事会規則	
	平成 28 年度 役員及び評議員名簿	
	平成 27 年度 理事会・評議員会の開催状況	
	平成 28 年度 理事会・評議員会の開催状況	
	理事会、評議員会、監事の出席状況資料	
	平成 28 年度 会議等予定表	
【資料 F-11】	平成 23 年度～平成 27 年度決算等の計算書類	
	平成 23 年度～平成 27 年度監事監査報告書	
	平成 23 年度～平成 27 年度 資金運用前年度比各	
	平成 28 年度 予算書	
	平成 23 年度～平成 27 年度 財産目録	
	学報 No.104 財務の概要	
【資料 F-12】	平成 28 年度 シラバス	
	平成 28 年度 時間割	

基準 1. 使命・目的等

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考

1-1. 使命・目的及び教育目的の明確性

【資料 1-1-1】	筑波学院大学学則【基礎資料 F-3】	
【資料 1-1-2】	学院生活便覧 平成 28 年度（2016）【基礎資料 F-5】	
【資料 1-1-3】	筑波学院大学 ウェブサイト（教育方針・教育目標）	
【資料 1-1-4】	平成 23 年度第 1 回将来計画検討会議議事要録	
【資料 1-1-5】	筑波学院大学の参与に関する要項【規則集】	

筑波学院大学

【資料 1-1-6】	筑波学院大学参与名簿	
【資料 1-1-7】	筑波学院大学改革のための有識者会議に関する要項【規則集】	
【資料 1-1-8】	筑波学院大学改革のための有識者会議報告	
【資料 1-1-9】	KVA ルネサンスだより No.38 (新 KVA ルネサンス計画について)	

1-2. 使命・目的及び教育目的の適切性

【資料 1-2-1】	筑波学院大学学則【再掲】【基礎資料 F-3】	
【資料 1-2-2】	GUIDEBOOK 2017(大学案内)【基礎資料 F-2】	
【資料 1-2-3】	学院生活便覧 平成 28 年度 (2016)【再掲】【基礎資料 F-5】	
【資料 1-2-4】	筑波学院大学 ウェブサイト (教育方針・教育目標)【再掲】	
【資料 1-2-5】	学長式辞 (平成 28 年度入学式)	
【資料 1-2-6】	学長告辞 (平成 27 年度卒業式)	

1-3. 使命・目的及び教育目的の有効性

【資料 1-3-1】	KVA ルネサンスだより No.38 (新 KVA ルネサンス計画について)【再掲】	
【資料 1-3-2】	光塩 63 (2014)、64 (2015)、65 (2016)	
【資料 1-3-3】	ひとひらの雪として	
【資料 1-3-4】	GUIDEBOOK 2017(大学案内)【再掲】【基礎資料 F-2】	
【資料 1-3-5】	学長式辞 (平成 28 年度入学式)【再掲】	
【資料 1-3-6】	学長告辞 (平成 27 年度卒業式)【再掲】	
【資料 1-3-7】	学院生活便覧 平成 28 年度 (2016)【再掲】【基礎資料 F-5】	
【資料 1-3-8】	後援会だより 25 号 (平成 27 年度)	
【資料 1-3-9】	筑波学院大学の参与に関する要項【再掲】【規則集】	
【資料 1-3-10】	筑波学院大学改革のための有識者会議報告【再掲】	
【資料 1-3-11】	【表 2-1】 学部、学科別の志願者数、合格者数、入学者数の推移 (過去 5 年間)	
【資料 1-3-12】	筑波学院大学教務委員会規程【規則集】	
【資料 1-3-13】	筑波学院大学学生委員会規程【規則集】	
【資料 1-3-14】	筑波学院大学 OCP 推進委員会規程【規則集】	
【資料 1-3-15】	筑波学院大学外国人留学生委員会規程【規則集】	
【資料 1-3-16】	筑波学院大学別科委員会規程【規則集】	
【資料 1-3-17】	筑波学院大学国際交流センター規程【規則集】	
【資料 1-3-18】	筑波学院大学学習支援センター規程【規則集】	
【資料 1-3-19】	筑波学院大学障がい学生支援センター規程【規則集】	
【資料 1-3-20】	筑波学院大学における研究活動の不正行為への対応に関する規程【規則集】	
【資料 1-3-21】	筑波学院大学自己点検・評価委員会規程【規則集】	
【資料 1-3-22】	平成 27 年度 自己点検評価表 (大学教育に関する自己点検評価書)	
【資料 1-3-23】	筑波学院大学 ウェブサイト (自己点検評価報告書)	
【資料 1-3-24】	学校法人東京家政学院組織図	
【資料 1-3-25】	学校法人東京家政学院事務組織図	
【資料 1-3-26】	筑波学院大学地域デザインセンター規程【規則集】	

筑波学院大学

基準 2. 学修と教授

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考

2-1. 学生の受入れ

【資料 2-1-1】	GUIDEBOOK 2017(大学案内)【再掲】【基礎資料 F-2】	
【資料 2-1-2】	筑波学院大学ウェブサイト(教育方針・教育目標)【再掲】	
【資料 2-1-3】	入試ガイド2016【基礎資料 F-4】	
【資料 2-1-4】	平成28年度(2016年度)筑波学院大学学生募集要項【基礎資料 F-4】	

2-2. 教育課程及び教授方法

【資料 2-2-1】	筑波学院大学学則【再掲】【基礎資料 F-3】	
【資料 2-2-2】	学院生活便覧 平成28年度(2016)【再掲】【基礎資料 F-5】	
【資料 2-2-3】	平成28年度シラバス【基礎資料 F-12】	
【資料 2-2-4】	筑波学院大学教職課程 履修カルテ	
【資料 2-2-5】	平成27年度 筑波学院大学教職教育委員会、平成27年度第2回教職担当者会議議事要録	
【資料 2-2-6】	平成28年度時間割	
【資料 2-2-7】	平成28年度学年暦	
【資料 2-2-8】	筑波学院大学教育課程及び履修方法に関する規程【規則集】	
【資料 2-2-9】	授業改善のためのアンケート実施について、アンケート様式	
【資料 2-2-10】	授業改善のためのアンケート集計結果	
【資料 2-2-11】	平成27年度第1回 FD・SD委員会議事要録	
【資料 2-2-12】	平成27年度学生生活アンケート結果	
【資料 2-2-13】	平成28年度 学習支援講座一覧	
【資料 2-2-14】	筑波学院大学への第一歩 (フレッシュマンセミナー春資料)	
【資料 2-2-15】	筑波学院大学への第一歩 (フレッシュマンセミナー春資料) 留学生用	
【資料 2-2-16】	平成25年度自己点検・評価報告書(教務委員会)	

2-3. 学修及び授業の支援

【資料 2-3-1】	筑波学院大学教務委員会規程【再掲】【規則集】	
【資料 2-3-2】	筑波学院大学学生委員会規程【再掲】【規則集】	
【資料 2-3-3】	筑波学院大学就職委員会規程【規則集】	
【資料 2-3-4】	筑波学院大学国際交流センター運営委員会規程【規則集】	
【資料 2-3-5】	筑波学院大学外国人留学生委員会規程【再掲】【規則集】	
【資料 2-3-6】	筑波学院大学学習支援センター運営委員会規程【規則集】	
【資料 2-3-7】	筑波学院大学 ICT 活用教育センター運営委員会規程【規則集】	
【資料 2-3-8】	筑波学院大学 OCP 推進委員会規程【再掲】【規則集】	
【資料 2-3-9】	筑波学院大学障がい学生支援センター規程【再掲】【規則集】	
【資料 2-3-10】	平成28年度 資格・検定スケジュール	
【資料 2-3-11】	平成27年度授業改善のためのアンケート、学生生活アンケート【再掲】	
【資料 2-3-12】	筑波学院大学スチューデントアシスタントに関する要領【規則集】	

筑波学院大学

【資料 2-3-13】	【表 2-4】 学部、学科別の退学者数の推移（過去3年間）	
【資料 2-3-14】	退学にあたっての記録	
【資料 2-3-15】	成績不振学生保護者への連絡	
【資料 2-3-16】	成績不振者との面談結果報告書	
【資料 2-3-17】	出席状況調査結果のお知らせ（保護者宛）	
【資料 2-3-18】	平成28年度教員授業配置表	
【資料 2-3-19】	平成27年度第13回 教務委員会議事要録	
【資料 2-3-20】	平成28年度 筑波学院大学各種委員会等名簿	
【資料 2-3-21】	筑波学院大学教職課程 履修カルテ【再掲】	
【資料 2-3-22】	平成27年度 筑波学院大学教職教育委員会、平成27年度第2回教職担当者会議議事要録【再掲】	
【資料 2-3-23】	学院生活便覧 平成28年度（2016）【再掲】【基礎資料 F-5】	

2-4. 単位認定、卒業・修了認定等

【資料 2-4-1】	筑波学院大学学則【再掲】【基礎資料 F-3】	
【資料 2-4-2】	筑波学院大学教育課程及び履修方法に関する規程【再掲】【規則集】	
【資料 2-4-3】	平成27年度第10回 教務委員会議事要録、平成27年度第21回 教授会議事要録（卒業判定）	
【資料 2-4-4】	平成28年度シラバス【再掲】【基礎資料 F-12】	
【資料 2-4-5】	学院生活便覧 平成28年度（2016）【再掲】【基礎資料 F-5】	

2-5. キャリアガイダンス

【資料 2-5-1】	インターンシップ実施学生	
【資料 2-5-2】	学内企業説明会の開催について	
【資料 2-5-3】	CHALLENGE 求人のための大学案内2016	
【資料 2-5-4】	就職活動マニュアル（2017年3月卒業予定者用）	
【資料 2-5-5】	就職ニューズレター	
【資料 2-5-6】	過去5年内の主な内定先一覧 業種別	
【資料 2-5-7】	第18回 保護者会日程	

2-6. 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

【資料 2-6-1】	授業改善のためのアンケート【再掲】	
【資料 2-6-2】	平成27年度第13回 教務委員会議事要録【再掲】	
【資料 2-6-3】	筑波学院大学ウェブサイト（シラバス）	
【資料 2-6-4】	平成28年度シラバス【再掲】【基礎資料 F-12】	
【資料 2-6-5】	学院生活便覧 平成28年度（2016）【再掲】【基礎資料 F-5】	

2-7. 学生サービス

【資料 2-7-1】	筑波学院大学学生委員会規程【再掲】【規則集】	
【資料 2-7-2】	学院生活便覧 平成28年度（2016）【再掲】【基礎資料 F-5】	
【資料 2-7-3】	学校法人東京家政学院経済的に修学困難な学生の授業料等の減免措置に関する規程【規則集】	
【資料 2-7-4】	平成28年度 筑波学院大学各種委員会等名簿【再掲】	
【資料 2-7-5】	筑波学院大学外国人留学生委員会規程【再掲】【規則集】	
【資料 2-7-6】	留学生のしおり	

筑波学院大学

【資料 2-7-7】	平成 28 年度 新入学生アンケート集計結果	
【資料 2-7-8】	平成 27 年度卒業生アンケート集計結果、卒業生保護者（同伴者）アンケート集計結果	
【資料 2-7-9】	学長との対話集会（2015 年 6 月 7 日）	
【資料 2-7-10】	平成 27 年度 自宅外学生懇談会	
【資料 2-7-11】	2015 年度留学生情報交換会（昼食会を兼ねる）	
【資料 2-7-12】	平成 28 年度オリエンテーション日程表	

2-8. 教員の配置・職能開発等

【資料 2-8-1】	平成 28 年度筑波学院大学所属専任教職員所属等配置一覧	
【資料 2-8-2】	筑波学院大学教員選考基準【規則集】	
【資料 2-8-3】	筑波学院大学教員選考規程【規則集】	
【資料 2-8-4】	筑波学院大学教授会運営規程【規則集】	
【資料 2-8-5】	筑波学院大学非常勤講師選考規程【規則集】	
【資料 2-8-6】	学校法人東京家政学院就業規則【規則集】	
【資料 2-8-7】	筑波学院大学教育職員勤務規程【規則集】	
【資料 2-8-8】	【表 2-16】担当授業時間	
【資料 2-8-9】	教員の保有学位、業績等に関する情報(平成 28 年 4 月 1 日現在)	
【資料 2-8-10】	筑波学院大学紀要 第 11 集(2016 年)	
【資料 2-8-11】	筑波学院大学教職員表彰規程【規則集】	
【資料 2-8-12】	筑波学院大学 FD・SD 委員会規程【規則集】	
【資料 2-8-13】	平成 27 年度第 13 回教務委員会議事要録【再掲】	
【資料 2-8-14】	非常勤講師懇談会の実施要領	
【資料 2-8-15】	教務関係出講案内 平成 28 年度（新任教員の手引き）	

2-9. 教育環境の整備

【資料 2-9-1】	筑波学院大学平面図	
【資料 2-9-2】	学校法人東京家政学院固定資産及び物品管理規程【規則集】	
【資料 2-9-3】	図書館の運営方針	
【資料 2-9-4】	筑波学院大学危機管理総合マニュアル	
【資料 2-9-5】	授業科目別受講人数（平成 26 年度、平成 27 年度）	

基準 3. 経営・管理と財務

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考

3-1. 経営の規律と誠実性

【資料 3-1-1】	学校法人東京家政学院寄附行為【再掲】【基礎資料 F-1】	
【資料 3-1-2】	学校法人東京家政学院及びその設置する学校の事務組織並びに職員配置に関する規則【規則集】	
【資料 3-1-3】	学校法人東京家政学院役付理事及び学長・校長である理事が理事長を補佐して分掌する法人業務に関する要項【規則集】	
【資料 3-1-4】	学校法人東京家政学院及びその設置する学校の事務組織の事務分掌に関する規則【規則集】	
【資料 3-1-5】	学校法人東京家政学院就業規則【再掲】【規則集】	

筑波学院大学

【資料 3-1-6】	筑波学院大学倫理規範【規則集】	
【資料 3-1-7】	学校法人東京家政学院個人情報保護規則【規則集】	
【資料 3-1-8】	学校法人東京家政学院ハラスメント防止・対策に関する規則【規則集】	
【資料 3-1-9】	筑波学院大学人権の尊重及びハラスメントの防止・対策に関する規程【規則集】	
【資料 3-1-10】	KVA ルネサンスだより No.38 (新 KVA ルネサンス計画について) 【再掲】	
【資料 3-1-11】	平成 27 年度事業報告書【基礎資料 F-7】	
【資料 3-1-12】	平成 28 年度事業計画書【基礎資料 F-6】	
【資料 3-1-13】	マイナンバー提供のお願い	
【資料 3-1-14】	学校法人東京家政学院危機管理の基本規則【規則集】	
【資料 3-1-15】	筑波学院大学危機管理総合マニュアル【再掲】	
【資料 3-1-16】	東京家政学院筑波校舎消防計画【規則集】	
【資料 3-1-17】	平成 27 年度筑波学院大学避難訓練概要	
【資料 3-1-18】	平成 27 年 12 月 16 日 避難訓練避難者確認書 (現場報告用)	
【資料 3-1-19】	緊急連絡体制(休日・早朝・夜間) (電話番号削除)	
【資料 3-1-20】	学校法人東京家政学院における人権の尊重及びハラスメント防止に関するガイドライン【規則集】	
【資料 3-1-21】	STOP! STOP! HARASSMENT	
【資料 3-1-22】	学校法人東京家政学院公益通報者の保護等に関する規則【規則集】	
【資料 3-1-23】	学校法人東京家政学院ウェブサイト (情報公開)	
【資料 3-1-24】	学校法人東京家政学院情報公開に関する基本方針【規則集】	
【資料 3-1-25】	学校法人東京家政学院情報公開規則【規則集】	
【資料 3-1-26】	学校法人東京家政学院 平成 28 年度監事監査計画 について	

3-2. 理事会の機能

【資料 3-2-1】	学校法人東京家政学院寄附行為【再掲】【基礎資料 F-1】	
【資料 3-2-2】	学校法人東京家政学院改革推進本部規則【規則集】	
【資料 3-2-3】	学校法人東京家政学院改革推進本部名簿	
【資料 3-2-4】	理事・監事・評議員名簿【基礎資料 F-10】	
【資料 3-2-5】	平成 27 年度 理事会・評議員会の開催状況、平成 28 年度 理事会・評議員会の開催状況【基礎資料 F-10】	
【資料 3-2-6】	学校法人東京家政学院改革推進本部規則【再掲】【規則集】	
【資料 3-2-7】	学校法人東京家政学院改革推進委員会名簿	
【資料 3-2-8】	筑波学院大学改革推進専門委員会名簿	

3-3. 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

【資料 3-3-1】	筑波学院大学学長補佐の設置に関する規程【規則集】	
【資料 3-3-2】	筑波学院大学学科会議規程【規則集】	
【資料 3-3-3】	学校法人東京家政学院寄附行為【再掲】【基礎資料 F-1】	

3-4. コミュニケーションとガバナンス

【資料 3-4-1】	常任理事会構成員一覧	
【資料 3-4-2】	理事・監事・評議員名簿【再掲】【基礎資料 F-10】	
【資料 3-4-3】	学校法人東京家政学院監事監査規則【規則集】	

筑波学院大学

【資料 3-4-4】	監査報告書【再掲】【基礎資料 F-11】	
【資料 3-4-5】	監査意見書（平成 27 年 5 月、平成 28 年 5 月）	
【資料 3-4-6】	平成 27 年度 理事会・評議員会の開催状況、平成 28 年度 理事会・評議員会の開催状況【再掲】【基礎資料 F-10】	
【資料 3-4-7】	学院合同研修会（FD・SD）開催のご案内（平成 27 年 4 月 11 日開催）	
【資料 3-4-8】	新 KVA ルネサンス計画の推進～改革の進捗状況～（平成 28 年度教職員会議）	
【資料 3-4-9】	学校法人東京家政学院文書処理規則【規則集】	

3-5. 業務執行体制の機能性

【資料 3-5-1】	学校法人東京家政学院及びその設置する学校の事務組織並びに職員配置に関する規則【再掲】【規則集】	
【資料 3-5-2】	学校法人東京家政学院及びその設置する学校の事務組織の事務分掌に関する規則【再掲】【規則集】	
【資料 3-5-3】	学校法人東京家政学院組織図【再掲】	
【資料 3-5-4】	学校法人東京家政学院職員人事基本計画【規則集】	
【資料 3-5-5】	学校法人東京家政学院昇級及び昇任のガイドライン【規則集】	
【資料 3-5-6】	学校法人東京家政学院事務組織図【再掲】	
【資料 3-5-7】	学校法人東京家政学院役付理事及び学長・校長である理事が理事長を補佐して分掌する法人業務に関する要項【再掲】【規則集】	
【資料 3-5-8】	学校法人東京家政学院事務職員等研修規程【規則集】	
【資料 3-5-9】	KVA ルネサンスだより No41（H26 年度経営改善計画の実行状況について）	
【資料 3-5-10】	平成 27 年度日本能率協会参加者一覧	
【資料 3-5-11】	平成 28 年度 早稲田大学アカデミックソリューション SD プログラム研修一覧表	
【資料 3-5-12】	学校法人東京家政学院事務職員等研修規程【再掲】【規則集】	
【資料 3-5-13】	FD・SD 講演会実施一覧表	

3-6. 財務基盤と収支

【資料 3-6-1】	学校法人東京家政学院特別委員会設置要項【規則集】	
【資料 3-6-2】	財務計画特別委員会委員名簿	
【資料 3-6-3】	学校法人東京家政学院予算委員会設置要項【規則集】	
【資料 3-6-4】	学校法人東京家政学院予算委員会委員名簿	

3-7. 会計

【資料 3-7-1】	学校法人東京家政学院寄附行為【再掲】【基礎資料 F-1】	
【資料 3-7-2】	学校法人東京家政学院経理規則【規則集】	
【資料 3-7-3】	学校法人東京家政学院経理規則施行細則【規則集】	
【資料 3-7-4】	学校法人東京家政学院固定資産及び物品調達規程【規則集】	
【資料 3-7-5】	平成 27 年度決算書【基礎資料 F-11】	
【資料 3-7-6】	学校法人東京家政学院予算委員会設置要項【再掲】【規則集】	
【資料 3-7-7】	平成 27 年度会議等日程表【基礎資料 F-10】	

基準 4. 自己点検・評価

筑波学院大学

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考

4-1. 自己点検・評価の適切性

【資料 4-1-1】	筑波学院大学学則【再掲】【基礎資料 F-3】	
【資料 4-1-2】	学校法人東京家政学院自己点検・評価運営委員会規則【規則集】	
【資料 4-1-3】	筑波学院大学自己点検・評価委員会規程【再掲】【規則集】	
【資料 4-1-4】	学校法人東京家政学院寄附行為【再掲】【基礎資料 F-1】	
【資料 4-1-5】	授業改善のためのアンケート【再掲】	
【資料 4-1-6】	平成 17～21 年度における授業改善への教員の自己評価と対応	
【資料 4-1-7】	筑波学院大学ウェブサイト（自己評価報告書）【再掲】	
【資料 4-1-8】	平成 27 年度 自己点検評価表（大学教育に関する自己点検評価書）【再掲】	

4-2. 自己点検・評価の誠実性

【資料 4-2-1】	授業改善のためのアンケート集計結果【再掲】	
【資料 4-2-2】	学生生活アンケート集計結果【再掲】	
【資料 4-2-3】	平成 28 年度 新入学生アンケート集計結果【再掲】	
【資料 4-2-4】	平成 27 年度 卒業生アンケート集計結果【再掲】	

4-3. 自己点検・評価の有効性

【資料 4-3-1】	平成 17～21 年度における授業改善への教員の自己評価と対応【再掲】	
【資料 4-3-2】	自己点検・評価報告書ひな型	

基準 A. 公私協力型大学としての地域社会形成への寄与・貢献

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考

A-1. 地域の生涯学習の拠点としての機能

【資料 A-1-1】	施設貸出一覧表 平成 25～27 年度	
【資料 A-1-2】	図書館利用ガイド	
【資料 A-1-3】	図書館をご利用ください	
【資料 A-1-4】	図書館高校生開放ポスター	
【資料 A-1-5】	コミュニティカレッジ講座一覧	
【資料 A-1-6】	「スポーツのまちつくば」に関する協定書	

A-2. 地域と連携した教育の推進

【資料 A-2-1】	平成 25～28 年度 事業計画書	
【資料 A-2-2】	筑波学院大学とつくば市との連携に関する協定書	
【資料 A-2-3】	Off Campus Program 「つくば市をキャンパスに」 社会力育成プログラム	
【資料 A-2-4】	OCP 連携団体リスト	
【資料 A-2-5】	筑波学院大学 OCP 推進委員会規程【再掲】【規則集】	
【資料 A-2-6】	平成 28 年度シラバス【再掲】【基礎資料 F-12】	
【資料 A-2-7】	学院生活便覧 平成 28 年度（2016）【再掲】【基礎資料 F-5】	

筑波学院大学

【資料 A-2-8】	茨城県立高等学校生徒を対象とした大学授業公開等に係る協定書	
【資料 A-2-9】	筑波学院大学と茨城県立石下紫峰高等学校の高大連携に関する協定書	
【資料 A-2-10】	いばらき子ども大学	
【資料 A-2-11】	研究業績	

基準 B. 小規模大学の特色を活かした「グローバル化」と「ICT活用」

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考

B-1. 学生の国際交流の促進、グローバルな能力・環境の醸成

【資料 B-1-1】	筑波学院大学国際別科規程【規則集】	
【資料 B-1-2】	平成 28 年度シラバス【再掲】【基礎資料 F-12】	
【資料 B-1-3】	KVA CUP パンフレット	
【資料 B-1-4】	つくばショートムービーコンペティション つくッペ フライヤー	

※必要に応じて、記入欄を追加・削除すること。